

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第7回会議付属資料(その1)

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	地域審議会の取扱い	細 項 目													
事 務 事 業 名		専 門 部 会 名	企画部会	分 科 会 名	企画分科会										
調 整 方 針	市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。 設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。														
地 域 審 議 会 の 設 置 に 関 す る 事 項															
（設置） 1 合併後、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項（昭和 4 0 年 3 月 2 9 日法律第 6 号）の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という）を置く。 <table><tr><td>名 称</td><td>設 置 区 域</td></tr><tr><td>西条地区地域審議会</td><td>合 併 前 の 西 条 市 の 区 域</td></tr><tr><td>東予地区地域審議会</td><td>合 併 前 の 東 予 市 の 区 域</td></tr><tr><td>丹原地区地域審議会</td><td>合 併 前 の 丹 原 町 の 区 域</td></tr><tr><td>小松地区地域審議会</td><td>合 併 前 の 小 松 町 の 区 域</td></tr></table>			名 称	設 置 区 域	西条地区地域審議会	合 併 前 の 西 条 市 の 区 域	東予地区地域審議会	合 併 前 の 東 予 市 の 区 域	丹原地区地域審議会	合 併 前 の 丹 原 町 の 区 域	小松地区地域審議会	合 併 前 の 小 松 町 の 区 域	（任期） 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 8 委員は再任することができる。 （会長及び副会長） 9 各審議会に会長 1 名及び副会長 1 名を置き、それぞれ委員の互選により定める。 10 会長は会務を総理し、審議会を代表する。 11 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 （会議） 12 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。 13 会長は、委員の 4 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。 14 会長が、会議の議長となる。 15 委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 16 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 17 原則公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、出席委員の半数以上の賛成をもって非公開とすることができる。 （意見の聴取等） 18 会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 （庶務） 19 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。 （雑則） 20 このほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。		
名 称	設 置 区 域														
西条地区地域審議会	合 併 前 の 西 条 市 の 区 域														
東予地区地域審議会	合 併 前 の 東 予 市 の 区 域														
丹原地区地域審議会	合 併 前 の 丹 原 町 の 区 域														
小松地区地域審議会	合 併 前 の 小 松 町 の 区 域														
（設置期間） 2 審議会の設置期間は、合併の日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までとする。 ただし、必要があるときは期間を延長することができる。 （所掌事務） 3 審議会は、新市の設置区域ごとに、市長の諮問に応じて、当該区域に係る次の事項を審議し、答申する。 （ 1 ）新市建設計画の変更に関する事項 （ 2 ）新市建設計画の執行状況に関する事項 （ 3 ）その他市長が必要と認める事項 4 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。 （組織） 5 審議会は、各々委員 1 5 名以内で組織する。 6 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 （ 1 ）公共的団体の役職員 （ 2 ）学識経験を有する者															

地域審議会に関する主な法令

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（委員会・委員の設置）

第138条の4

（第1項、第2項 省略）

- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。（後略）

○市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（市町村建設計画の作成及び変更）

第5条

（第1項～第8項 省略）

- 9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

（第10項 省略）

（地域審議会）

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併関係市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

先例地の事例

〔合併市町村〕

岩手県大船渡市

平成13年11月15日、三陸町を編入（吸収）合併

旧三陸町の区域を対象に設置

〔合併協議会〕

熊本県中球磨5か町村合併協議会（免田町・上村・岡原村・須恵村・深田村）

平成15年4月1日、新設（対等）合併の予定

旧町村の区域ごとに設置

新居浜市・別子山村合併協議会

平成15年4月1日、別子山村を編入（吸収）合併の予定

別子山村の区域を対象に設置

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

平成15年4月21日、新設（対等）合併の予定

旧市町の区域ごとに設置

宇摩合併協議会（川之江市・伊予三島市・土居町・新宮村）

平成16年4月1日、新設（対等）合併の予定

土居町、新宮村の区域を対象に設置

南宇和合併協議会（内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町）

平成16年10月1日、新設（対等）合併の予定

旧町村の区域ごとに設置

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料(財産総括表)

協 議 項 目	財産の取扱い		細 項 目			
事 務 事 業 名			専 門 部 会 名	財 務 部 会	分 科 会 名	財 政 分 科 会 管 財 分 科 会
調 整 方 針	2市2町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。					
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容		
1 公有財産 (1) 土地及び建物 ア 行政財産 (ア) 公用財産 市庁舎等 (イ) 公共用財産 学校、公営住宅、公園等 イ 普通財産 市有地等 (2) 山林 (3) 物権 区分地上権 (4) 有価証券 株券 (5) 出資による権利 出資金 出捐金 2 物品 自動車等 3 債権 土地開発公社貸付金、住宅新築資金等 貸付金 等 4 基金 財政調整基金、ひうち地域振興整備基金、ひうち緑地等監理基金、福祉基金、福祉施設整備基金、教育文化振興基金等 5 財産区有財産 なし 6 地方債 7 債務負担行為	1 公有財産 (1) 土地及び建物 ア 行政財産 (ア) 公用財産 市庁舎等 (イ) 公共用財産 学校、公営住宅、公園等 イ 普通財産 市有地等 (2) 山林 (3) 物権 なし (4) 有価証券 株券 (5) 出資による権利 出資金 出捐金 2 物品 自動車等 3 債権 住宅新築資金等貸付金、災害援護資金貸付金 4 基金 財政調整基金、土地開発基金、南部複合施設建設基金、地域福祉基金、生涯教育振興基金、美術品購入基金 等 5 財産区有財産 庄内財産区 壬生川財産区 6 地方債 7 債務負担行為	1 公有財産 (1) 土地及び建物 ア 行政財産 (ア) 公用財産 町庁舎等 (イ) 公共用財産 学校、公営住宅、公園等 イ 普通財産 町有地等 (2) 山林 (3) 物権 なし (4) 有価証券 株券 (5) 出資による権利 出資金 出捐金 2 物品 自動車等 3 債権 地域総合整備資金貸付金、住宅新築資金等貸付金 等 4 基金 財政調整基金、減債基金、環境衛生整備基金、地域福祉基金、土地開発基金、教育・文化施設等整備基金 等 5 財産区有財産 なし 6 地方債 7 債務負担行為	1 公有財産 (1) 土地及び建物 ア 行政財産 (ア) 公用財産 町庁舎等 (イ) 公共用財産 学校、公営住宅、幼稚園等 イ 普通財産 町有地等 (2) 山林 (3) 物権 なし (4) 有価証券 株券 (5) 出資による権利 出資金 出捐金 2 物品 自動車等 3 債権 地域総合整備資金貸付金 4 基金 財政調整基金、文化教育施設整備基金、福祉基金、土地開発基金、温泉開発整備基金、減債基金 等 5 財産区有財産 なし 6 地方債 7 債務負担行為	調整方針説明資料（P.4,5 参照）		
				調整方針説明資料（P.6 参照）		
				調整方針説明資料（P.6 参照）		
				調整方針説明資料（P.6 参照）		
				調整方針説明資料（P.6 参照）		
				調整方針説明資料（P.7 参照）		
				調整方針説明資料（P.8,9 参照）		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	財産の取扱い			細 項 目	公有財産																																																																																																																																																																																							
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財務部会	分 科 会 名	財政分科会 管財分科会																																																																																																																																																																																					
調 整 方 針																																																																																																																																																																																												
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		具体的な調整内容																																																																																																																																																																																				
1 公有財産（平成 13 年度決算） （ 1 ）土地及び建物 単位：㎡<table><tr><td>区 分</td><td>土 地 （ 地 積 ）</td><td>建 物 （ 延面積 ）</td></tr><tr><td>行政財産</td><td>1,940,345</td><td>216,215</td></tr><tr><td> 公用財産</td><td>10,787</td><td>13,845</td></tr><tr><td> 本庁舎</td><td>6,511</td><td>11,519</td></tr><tr><td> 警察(消防)施設</td><td>4,276</td><td>2,326</td></tr><tr><td> その他</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td> 公共用財産</td><td>1,929,558</td><td>202,370</td></tr><tr><td> 学校</td><td>217,865</td><td>74,588</td></tr><tr><td> 公営住宅</td><td>145,894</td><td>51,893</td></tr><tr><td> 公園</td><td>928,503</td><td>3,123</td></tr><tr><td> その他</td><td>637,296</td><td>72,766</td></tr><tr><td>普通財産</td><td>2,787,205</td><td>4,514</td></tr><tr><td> 山林</td><td>2,363,864</td><td>0</td></tr><tr><td> その他の財産</td><td>423,341</td><td>4,514</td></tr><tr><td>合 計</td><td>4,727,550</td><td>220,729</td></tr></table>		区 分	土 地 （ 地 積 ）	建 物 （ 延面積 ）	行政財産	1,940,345	216,215	公用財産	10,787	13,845	本庁舎	6,511	11,519	警察(消防)施設	4,276	2,326	その他	0	0	公共用財産	1,929,558	202,370	学校	217,865	74,588	公営住宅	145,894	51,893	公園	928,503	3,123	その他	637,296	72,766	普通財産	2,787,205	4,514	山林	2,363,864	0	その他の財産	423,341	4,514	合 計	4,727,550	220,729	1 公有財産（平成 13 年度決算） （ 1 ）土地及び建物 単位：㎡<table><tr><td>区 分</td><td>土 地 （ 地 積 ）</td><td>建 物 （ 延面積 ）</td></tr><tr><td>行政財産</td><td>617,672</td><td>133,018</td></tr><tr><td> 公用財産</td><td>29,154</td><td>9,820</td></tr><tr><td> 本庁舎</td><td>14,754</td><td>7,043</td></tr><tr><td> 消防施設</td><td>3,642</td><td>1,653</td></tr><tr><td> その他</td><td>10,758</td><td>1,124</td></tr><tr><td> 公共用財産</td><td>588,518</td><td>123,198</td></tr><tr><td> 学校</td><td>172,135</td><td>60,649</td></tr><tr><td> 公営住宅</td><td>43,711</td><td>22,137</td></tr><tr><td> 公園</td><td>251,838</td><td>1,847</td></tr><tr><td> その他</td><td>120,834</td><td>38,565</td></tr><tr><td>普通財産</td><td>1,693,074</td><td>105</td></tr><tr><td> 山林</td><td>1,419,408</td><td>0</td></tr><tr><td> その他の財産</td><td>273,666</td><td>105</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2,310,746</td><td>133,123</td></tr></table>		区 分	土 地 （ 地 積 ）	建 物 （ 延面積 ）	行政財産	617,672	133,018	公用財産	29,154	9,820	本庁舎	14,754	7,043	消防施設	3,642	1,653	その他	10,758	1,124	公共用財産	588,518	123,198	学校	172,135	60,649	公営住宅	43,711	22,137	公園	251,838	1,847	その他	120,834	38,565	普通財産	1,693,074	105	山林	1,419,408	0	その他の財産	273,666	105	合 計	2,310,746	133,123	1 公有財産（平成 13 年度決算） （ 1 ）土地及び建物 単位：㎡<table><tr><td>区 分</td><td>土 地 （ 地 積 ）</td><td>建 物 （ 延面積 ）</td></tr><tr><td>行政財産</td><td>342,957</td><td>60,169</td></tr><tr><td> 公用財産</td><td>16,612</td><td>5,234</td></tr><tr><td> 本庁舎</td><td>12,569</td><td>4,969</td></tr><tr><td> 警察(消防)施設</td><td>4,043</td><td>255</td></tr><tr><td> その他</td><td>0</td><td>10</td></tr><tr><td> 公共用財産</td><td>326,345</td><td>54,935</td></tr><tr><td> 学校</td><td>105,862</td><td>30,112</td></tr><tr><td> 公営住宅</td><td>16,886</td><td>5,171</td></tr><tr><td> 公園</td><td>108,336</td><td>114</td></tr><tr><td> その他</td><td>95,261</td><td>19,538</td></tr><tr><td>普通財産</td><td>21,647,209</td><td>1,461</td></tr><tr><td> 山林</td><td>21,244,677</td><td>0</td></tr><tr><td> その他の財産</td><td>402,532</td><td>1,461</td></tr><tr><td>合 計</td><td>21,990,166</td><td>61,630</td></tr></table>		区 分	土 地 （ 地 積 ）	建 物 （ 延面積 ）	行政財産	342,957	60,169	公用財産	16,612	5,234	本庁舎	12,569	4,969	警察(消防)施設	4,043	255	その他	0	10	公共用財産	326,345	54,935	学校	105,862	30,112	公営住宅	16,886	5,171	公園	108,336	114	その他	95,261	19,538	普通財産	21,647,209	1,461	山林	21,244,677	0	その他の財産	402,532	1,461	合 計	21,990,166	61,630	1 公有財産（平成 13 年度決算） （ 1 ）土地及び建物 単位：㎡<table><tr><td>区 分</td><td>土 地 （ 地 積 ）</td><td>建 物 （ 延面積 ）</td></tr><tr><td>行政財産</td><td>483,819</td><td>50,712</td></tr><tr><td> 公用財産</td><td>7,114</td><td>3,594</td></tr><tr><td> 本庁舎</td><td>5,774</td><td>3,479</td></tr><tr><td> 警察(消防)施設</td><td>1,340</td><td>115</td></tr><tr><td> その他</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td> 公共用財産</td><td>476,705</td><td>47,118</td></tr><tr><td> 学校</td><td>54,142</td><td>15,109</td></tr><tr><td> 公営住宅</td><td>34,836</td><td>13,343</td></tr><tr><td> 公園</td><td>257,262</td><td>3,441</td></tr><tr><td> その他</td><td>130,465</td><td>15,225</td></tr><tr><td>普通財産</td><td>5,514,612</td><td>721</td></tr><tr><td> 山林</td><td>5,509,985</td><td>0</td></tr><tr><td> その他の財産</td><td>4,627</td><td>721</td></tr><tr><td>合 計</td><td>5,998,431</td><td>51,433</td></tr></table>		区 分	土 地 （ 地 積 ）	建 物 （ 延面積 ）	行政財産	483,819	50,712	公用財産	7,114	3,594	本庁舎	5,774	3,479	警察(消防)施設	1,340	115	その他	0	0	公共用財産	476,705	47,118	学校	54,142	15,109	公営住宅	34,836	13,343	公園	257,262	3,441	その他	130,465	15,225	普通財産	5,514,612	721	山林	5,509,985	0	その他の財産	4,627	721	合 計	5,998,431	51,433	
区 分	土 地 （ 地 積 ）	建 物 （ 延面積 ）																																																																																																																																																																																										
行政財産	1,940,345	216,215																																																																																																																																																																																										
公用財産	10,787	13,845																																																																																																																																																																																										
本庁舎	6,511	11,519																																																																																																																																																																																										
警察(消防)施設	4,276	2,326																																																																																																																																																																																										
その他	0	0																																																																																																																																																																																										
公共用財産	1,929,558	202,370																																																																																																																																																																																										
学校	217,865	74,588																																																																																																																																																																																										
公営住宅	145,894	51,893																																																																																																																																																																																										
公園	928,503	3,123																																																																																																																																																																																										
その他	637,296	72,766																																																																																																																																																																																										
普通財産	2,787,205	4,514																																																																																																																																																																																										
山林	2,363,864	0																																																																																																																																																																																										
その他の財産	423,341	4,514																																																																																																																																																																																										
合 計	4,727,550	220,729																																																																																																																																																																																										
区 分	土 地 （ 地 積 ）	建 物 （ 延面積 ）																																																																																																																																																																																										
行政財産	617,672	133,018																																																																																																																																																																																										
公用財産	29,154	9,820																																																																																																																																																																																										
本庁舎	14,754	7,043																																																																																																																																																																																										
消防施設	3,642	1,653																																																																																																																																																																																										
その他	10,758	1,124																																																																																																																																																																																										
公共用財産	588,518	123,198																																																																																																																																																																																										
学校	172,135	60,649																																																																																																																																																																																										
公営住宅	43,711	22,137																																																																																																																																																																																										
公園	251,838	1,847																																																																																																																																																																																										
その他	120,834	38,565																																																																																																																																																																																										
普通財産	1,693,074	105																																																																																																																																																																																										
山林	1,419,408	0																																																																																																																																																																																										
その他の財産	273,666	105																																																																																																																																																																																										
合 計	2,310,746	133,123																																																																																																																																																																																										
区 分	土 地 （ 地 積 ）	建 物 （ 延面積 ）																																																																																																																																																																																										
行政財産	342,957	60,169																																																																																																																																																																																										
公用財産	16,612	5,234																																																																																																																																																																																										
本庁舎	12,569	4,969																																																																																																																																																																																										
警察(消防)施設	4,043	255																																																																																																																																																																																										
その他	0	10																																																																																																																																																																																										
公共用財産	326,345	54,935																																																																																																																																																																																										
学校	105,862	30,112																																																																																																																																																																																										
公営住宅	16,886	5,171																																																																																																																																																																																										
公園	108,336	114																																																																																																																																																																																										
その他	95,261	19,538																																																																																																																																																																																										
普通財産	21,647,209	1,461																																																																																																																																																																																										
山林	21,244,677	0																																																																																																																																																																																										
その他の財産	402,532	1,461																																																																																																																																																																																										
合 計	21,990,166	61,630																																																																																																																																																																																										
区 分	土 地 （ 地 積 ）	建 物 （ 延面積 ）																																																																																																																																																																																										
行政財産	483,819	50,712																																																																																																																																																																																										
公用財産	7,114	3,594																																																																																																																																																																																										
本庁舎	5,774	3,479																																																																																																																																																																																										
警察(消防)施設	1,340	115																																																																																																																																																																																										
その他	0	0																																																																																																																																																																																										
公共用財産	476,705	47,118																																																																																																																																																																																										
学校	54,142	15,109																																																																																																																																																																																										
公営住宅	34,836	13,343																																																																																																																																																																																										
公園	257,262	3,441																																																																																																																																																																																										
その他	130,465	15,225																																																																																																																																																																																										
普通財産	5,514,612	721																																																																																																																																																																																										
山林	5,509,985	0																																																																																																																																																																																										
その他の財産	4,627	721																																																																																																																																																																																										
合 計	5,998,431	51,433																																																																																																																																																																																										
（ 2 ）山林 立木の推定蓄積量88,101 ㎡		（ 2 ）山林 立木の推定蓄積量28,400 ㎡		（ 2 ）山林 立木の推定蓄積量149,768 ㎡		（ 2 ）山林 立木の推定蓄積量110,755 ㎡																																																																																																																																																																																						
（ 3 ）物権 区分地上権1,726 ㎡		（ 3 ）物権 なし		（ 3 ）物権 なし		（ 3 ）物権 なし																																																																																																																																																																																						
（ 4 ）有価証券 瀬戸内運輸㈱1,751 千円 ㈱西条市産業情報支援センター10,000 千円 計11,751 千円		（ 4 ）有価証券 みずほホールディング㈱196 千円 富士紡績㈱95 千円 愛媛銀行㈱2,130 千円 伊予銀行㈱324 千円 瀬戸内運輸㈱2,262 千円 四国電力㈱3,250 千円 計8,257 千円		（ 4 ）有価証券 なし		（ 4 ）有価証券 瀬戸内運輸㈱231 千円 計231 千円																																																																																																																																																																																						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		財産の取扱い		細 項 目		公有財産			
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名		財務部会	分 科 会 名	財政分科会	管財分科会
調 整 方 針									
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		具体的な調整内容	
(5) 出資による権利 愛媛県信用保証協会4,441 千円 愛媛県漁業信用基金協会2,600 千円 愛媛県農業信用基金協会220 千円 西条市土地開発公社出資金5,000 千円 西条市漁業振興対策基金協会100,000 千円 (財)愛媛アイバンク16 千円 (株)愛媛地域総合研究所500 千円 (財)愛媛県農業開発公社700 千円 (社)愛媛県野菜価格安定基金協会1,192 千円 (財)愛媛県スポーツ振興事業団5,840 千円 (財)愛媛県保健医療財団4,670 千円 (財)愛媛県市町村振興協会34 千円 (財)愛媛県市町村職員互助会408 千円 (財)愛媛県文化振興財団2,202 千円 (財)犯罪被害救済基金150 千円 (財)愛媛県中小企業情報センター1,355 千円 (財)愛媛県労働者信用基金協会6,500 千円 (財)愛媛県まちづくり総合センター1,934 千円 (財)愛媛の森林基金9,491 千円 (財)愛媛県栽培漁業基金8,229 千円 (財)えひめ産業振興財団11,898 千円 (財)リバーフロント整備センター1,000 千円 (財)愛媛腎臓バンク490 千円 職業訓練法人東予情報処理技術振興財団1,000 千円 (財)日本立地センターテクノポリス債務保証基金2,082 千円 (財)愛媛県国際交流協会2,132 千円 (財)東予産業創造センター基金造成9,348 千円 (財)西条市体育協会25,000 千円 (財)東予産業創造センター育成支援基金65,662 千円 (財)砂防フロンティア整備推進機構40 千円 (財)愛媛県暴力追放推進センター6,319 千円 (財)愛媛県廃棄物処理センター342 千円 (財)愛媛県農林漁業後継者育成基金12,610 千円 計293,405 千円		(5) 出資による権利 愛媛県農業信用基金協会2,210 千円 愛媛県漁業信用基金協会2,200 千円 愛媛県信用保証協会1,856 千円 (財)愛媛県保健医療財団2,110 千円 (財)愛媛県スポーツ振興事業団2,640 千円 愛媛県社会福祉事業団200 千円 東予市上水道事業537,733 千円 周桑病院企業団4,116 千円 東予市土地開発公社5,000 千円 (財)愛媛県文化振興財団1,885 千円 (財)愛媛県中小企業情報センター1,161 千円 (財)愛媛県栽培漁業基金5,659 千円 (財)愛媛県まちづくり総合センター1,251 千円 (財)愛媛の森林基金4,173 千円 (財)えひめ産業振興財団5,476 千円 (財)愛媛腎臓バンク312 千円 職業訓練法人東予情報処理技術振興財団1,000 千円 (財)日本立地センターテクノポリス債務保証基金958 千円 (財)愛媛県国際交流協会1,299 千円 (財)東予産業創造センター11,243 千円 (財)砂防フロンティア整備推進機構51 千円 (財)愛媛県暴力追放推進センター3,979 千円 (財)愛媛県廃棄物処理センター181 千円 (財)愛媛県労働者信用基金協会3,500 千円 (財)愛媛県農林漁業後継者育成基金9,697 千円 中山川水道企業団55,334 千円 計665,224 千円		(5) 出資による権利 周桑森林組合2,090 千円 周桑土地開発公社5,000 千円 丹原町上水道事業595,421 千円 中山川水道企業団23,034 千円 愛媛県農業信用基金協会1,760 千円 愛媛県信用保証協会1,191 千円 (財)愛媛県スポーツ振興事業団1,412 千円 (財)愛媛県保健医療財団1,129 千円 (財)愛媛県農業開発公社640 千円 佐伯記念育英会250,000 千円 (財)愛媛県労働者信用基金協会890 千円 (財)愛媛県栽培漁業基金597 千円 職業訓練法人東予情報処理技術振興財団500 千円 (財)日本立地センターテクノポリス債務保証基金495 千円 (財)愛媛県まちづくり総合センター569 千円 (財)愛媛県国際交流協会506 千円 (財)愛媛の森林基金2,470 千円 (財)東予産業創造センター7,016 千円 (財)愛媛県暴力追放推進センター1,480 千円 (財)愛媛県廃棄物処理センター62 千円 (財)愛媛県農林漁業後継者育成基金2,814 千円 計899,076 千円		(5) 出資による権利 周桑森林組合2,068 千円 愛媛県農業信用基金協会380 千円 (財)愛媛県保健医療財団777 千円 周桑土地開発公社5,000 千円 小松町上水道事業155,817 千円 中山川水道企業団27,880 千円 愛媛県信用保証協会578 千円 (財)愛媛県労働者信用基金協会690 千円 ふるさと情報センター500 千円 (財)愛媛の森林基金1,648 千円 (財)愛媛県栽培漁業基金469 千円 (財)えひめ産業振興財団2,730 千円 (財)愛媛県まちづくり総合センター421 千円 職業訓練法人東予情報処理技術振興財団500 千円 (財)愛媛県国際交流協会373 千円 (財)日本立地センターテクノポリス債務保証基金478 千円 (財)東予産業創造センター5,340 千円 (財)砂防フロンティア整備推進機構20 千円 (財)愛媛県暴力追放推進センター1,097 千円 (財)愛媛県廃棄物処理センター46 千円 (財)愛媛県農林漁業後継者育成基金1,297 千円 計208,109 千円			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		財産の取扱い		細 項 目		物品、債権、基金、財産区有財産		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名		財務部会	分 科 会 名	財政分科会 管財分科会
調 整 方 針								
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		具体的な調整内容
2 物品（平成13年度決算） 自動車等(30万円以上) 1,097 点		2 物品（平成13年度決算） 自動車等(30万円以上) 678 点		2 物品（平成13年度決算） 自動車等(50万円以上) 196 点		2 物品（平成13年度決算） 自動車等(30万円以上) 255 点		
3 債権（平成13年度決算） 奨学資金貸付金 同和地区住宅新築資金等貸付金 大学奨学資金貸付金 西条市土地開発公社貸付金 公共下水道事業受益者負担金 公共下水道事業受益者分担金 小規模下水道事業分担金 地域総合整備資金貸付金 母子家庭及び父子家庭小口資金貸付金 低所得世帯小口貸付資金貸付金 計		3 債権（平成13年度決算） 東予市住宅新築資金等貸付金 災害援護資金貸付金 計		3 債権（平成13年度決算） 丹原町住宅新築資金等貸付金 芸予地震災害復旧住宅等資金貸付金 入会山組合貸付金 地域総合整備資金貸付金 計		3 債権（平成13年度決算） 地域総合整備資金貸付金		
4 基金（平成13年度決算） 西条市財政調整基金（一般） 西条市財政調整基金（国保） 西条市減債基金 西条市土地開発基金 西条市国民年金印紙購入基金 西条市福祉基金 勉学奨励賞基金 西条市大学奨学資金貸付基金 西条市中央施設等建設基金 西条市水産資源育成基金 西条市文化振興基金 西条市体育振興基金 西条市教育・文化振興基金 西条市福祉施設整備基金 西条市ひうち緑地等管理基金 西条市まちづくりボランティア基金 西条市中山間ふるさと・水と土保全対策基金 西条市ひうち地域振興整備基金 西条市介護保険円滑導入基金 西条市介護給付費準備基金 計		4 基金（平成13年度決算） 東予市財政調整基金 東予市国民健康保険財政調整基金 東予市減債基金 東予市土地開発基金 東予市国民年金印紙取扱基金 地域福祉基金 東予市用品調達基金 東予市母子家庭及び父子家庭小口貸付基金 勤労者福祉基金 東予市小企業振興基金 東予市緑化基金 東予市まちづくり基金 東予市港湾整備事業建設基金 東予市生涯教育振興基金 東予市旭新開墓地管理基金 ゆうほたうん推進基金 美術品購入基金 水産業振興基金 中山間ふるさと・水と土保全基金 （財）東予市体育協会設立準備基金 南部複合施設建設基金 東予市介護保険円滑導入基金 東予市介護給付費準備基金 計		4 基金（平成13年度決算） 丹原町財政調整基金 丹原町国民健康保険事業財政調整基金 丹原町減債基金 土地開発基金 丹原町国民年金印紙購入基金 丹原町地域福祉基金 丹原町高齢者肉牛飼育事業基金 丹原町教育・文化施設等整備基金 丹原町環境衛生整備基金 丹原町ふるさと・水と土保全基金 丹原町国際交流基金 丹原町介護保険円滑導入基金 丹原町介護給付費準備基金 計		4 基金（平成13年度決算） 小松町財政調整基金 小松町国民健康保険事業基金 小松町減債基金 小松町土地開発基金 小松町国民年金印紙購入基金 小松町福祉基金 篤山勉学奨励賞基金 小松町文化教育施設整備基金 小松町緑化振興基金 小松町ふるさと・水と土保全基金 小松町温泉開発・整備基金 小松町物品調達基金 小松町介護保険円滑導入基金 小松町介護給付費準備基金 計		
5 財産区有財産 なし		5 財産区有財産（平成13年度決算） 庄内財産区 土地 山林 立木の推定蓄積量 出資による権利 基金 壬生川財産区 土地 建物 基金		5 財産区有財産 なし		5 財産区有財産 なし		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	財産の取扱い			細 項 目	地方債		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	財務部会	分 科 会 名	財政分科会
調 整 方 針							
6 地方債の状況（平成 13 年度決算）							具体的な調整内容
(単位：千円)							
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	計		
1 普通会計	1 6 , 1 1 1 , 5 7 1	1 5 , 4 3 9 , 9 3 3	5 , 4 4 1 , 3 3 2	4 , 7 7 5 , 1 7 7	4 1 , 7 6 8 , 0 1 3		
(1) 一般公共事業債	1 , 6 3 3 , 7 0 8	9 3 6 , 4 9 6	5 2 0 , 1 4 0	1 1 8 , 1 1 0	3 , 2 0 8 , 4 5 4		
(2) 一般単独事業債	8 , 5 8 7 , 6 0 3	9 , 0 7 0 , 6 6 8	1 , 2 9 8 , 1 7 2	3 , 7 2 9 , 2 0 4	2 2 , 6 8 5 , 6 4 7		
(3) 公営住宅建設事業債	9 6 6 , 3 5 6	1 , 0 7 8 , 3 7 6	1 6 2 , 4 6 0		2 , 2 0 7 , 1 9 2		
(4) 義務教育施設整備事業債	8 0 2 , 9 7 0	1 , 6 0 2 , 3 4 7	1 , 2 2 7 , 1 0 7	1 7 0 , 4 9 1	3 , 8 0 2 , 9 1 5		
(5) 災害復旧事業債	9 6 , 3 2 2	1 8 , 8 0 9	7 2 , 8 1 2	1 2 , 3 7 3	2 0 0 , 3 1 6		
(6) 一般廃棄物処理事業債	1 8 3 , 8 8 2	2 6 4 , 2 6 4	3 6 6 , 1 9 4	1 3 , 8 8 3	8 2 8 , 2 2 3		
(7) 厚生福祉施設整備事業債	7 8 8 , 2 4 6	3 4 2 , 7 1 7		1 4 6 , 0 1 1	1 , 2 7 6 , 9 7 4		
(8) 地域改善対策事業債	6 3 , 7 5 8	2 5 5 , 0 8 2	8 6 , 0 7 2		4 0 4 , 9 1 2		
(9) 財源対策債	3 4 7 , 8 5 5	5 0 3 , 2 7 4	2 0 9 , 1 7 9	1 5 2 , 1 7 1	1 , 2 1 2 , 4 7 9		
(10) 減収補填債	1 7 8 , 8 9 2	1 0 , 0 1 7			1 8 8 , 9 0 9		
(11) 臨時財政特例債	3 4 6 , 7 5 3	5 2 , 8 7 6	3 , 1 9 9		4 0 2 , 8 2 8		
(12) 減税補填債	1 , 3 8 1 , 2 1 8	7 6 5 , 6 1 8	2 8 9 , 4 4 6	2 3 6 , 2 3 2	2 , 6 7 2 , 5 1 4		
(13) 臨時税収補填債	3 0 8 , 7 7 3	1 9 1 , 3 4 4		5 2 , 8 1 2	5 5 2 , 9 2 9		
(14) 臨時財政対策債	2 6 9 , 0 0 0	1 5 8 , 6 0 0	9 9 , 9 0 0	8 0 , 1 0 0	6 0 7 , 6 0 0		
(15) 調整債		1 3 2 , 4 3 4	4 7 , 5 2 0	2 , 8 3 2	1 8 2 , 7 8 6		
(16) 公有林整備事業債	3 0 , 4 0 6			4 3 , 1 5 8	7 3 , 5 6 4		
(17) 上水道一般会計出資債		3 8 , 7 0 0	3 7 , 8 0 0	1 7 , 8 0 0	9 4 , 3 0 0		
(18) 辺地対策事業債			6 2 , 8 0 0		6 2 , 8 0 0		
(19) 過疎対策事業債			9 5 8 , 5 3 1		9 5 8 , 5 3 1		
(20) 公共事業等臨時特例債	3 1 , 3 5 7	2 , 3 4 6			3 3 , 7 0 3		
(21) 公共用地先行取得等事業債	9 4 , 4 7 2				9 4 , 4 7 2		
(22) 簡易水道事業債		1 5 , 9 6 5			1 5 , 9 6 5		
2 下水道事業債	1 4 , 5 7 7 , 0 8 4	7 , 0 3 4 , 4 1 6	2 , 8 4 5 , 3 8 2		2 4 , 4 5 6 , 8 8 2		
3 上水道事業債	8 8 9 , 9 1 3	2 , 1 0 0 , 8 6 2	1 , 6 6 9 , 0 3 3	7 9 3 , 1 8 3	5 , 4 5 2 , 9 9 1		
4 簡易水道事業債	2 9 7 , 1 3 3		6 0 8 , 1 5 3		9 0 5 , 2 8 6		
合 計	3 1 , 8 7 5 , 7 0 1	2 4 , 5 7 5 , 2 1 1	1 0 , 5 6 3 , 9 0 0	5 , 5 6 8 , 3 6 0	7 2 , 5 8 3 , 1 7 2		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		財産の取扱い		細 項 目		債務負担行為		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名		財 務 部 会	分 科 会 名	財 政 分 科 会
調 整 方 針								
7 債務負担行為の状況(その 1) (平成 1 4 年度当初予算)								具体的な調整内容
一 <								

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		財産の取扱い		細 項 目		債務負担行為		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名		財務部会	分 科 会 名	財政分科会
調 整 方 針								
7 債務負担行為の状況(その2)(平成14年度当初予算)								具体的な調整内容
丹 原 町				小 松 町				
項 目		当該年度以降の支出予定額		項 目		当該年度以降の支出予定額		
		期間(年度)	金額(千円)			期間(年度)	金額(千円)	
一	土地改良事業費及び林業構造改善事業費に充当する農林漁業資金償還補助	平成14～16年度	3,498	一	農業近代化資金利子補給金	貸付開始後20年		
	東予産業創造センター建設事業費負担金	平成14～23年度	2,220		周桑土地開発公社に対する事業資金の融通に伴う債務保証(財)東予産業創造センター建設事業に係る負担金	事業目的消滅の日まで		
	農業経営基盤強化資金利子補給金	平成14～32年度	4,960			平成14～23年度	2,064	
	財務会計事務電算化事業	平成14～16年度	2,685		小中学校教育用コンピュータ導入事業	平成14～16年度	14,994	
	中学校教育用パソコン整備事業	平成14～16年度	11,888		医療法人倬清会に対する老人保健施設整備補助金	平成14～21年度	57,600	
	小学校教育用パソコン整備事業	平成14～16年度	32,999		住民基本台帳ネットワークシステム導入及び総合行政システム更新事業	平成14～18年度	38,909	
	C/S住民情報システム化事業	平成14～17年度	8,309					
	住民基本台帳ネットワーク事業(1次施行分)	平成14～18年度	10,314					
	住民基本台帳ネットワーク事業(2次施行分)	平成15～19年度	3,941					
	土木工事新積算システム導入事業	平成14～18年度	5,420					
般				般				
会				会				
計				計				
特別会計	水道料金計算電算化事業	平成14～17年度	1,199	特別会計	水道事業電子計算化事業費	平成14～16年度	1,180	

財産の取扱いに関する法令

○ 地方自治法(昭和22年法律第67号)

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(財産の管理及び処分)

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

(第2項 第3項 省略)

(公有財産の範囲及び分類)

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

(1) 不動産

(2) 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機

(3) 前2号に掲げる不動産及び動産の従物

(4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

(5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

(6) 株券、社債券(特別の法律により設立された法人の発行する債券を含み、短期社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する短期社債等に係るものを除く。)及び地方債証券(社債等登録法(昭和17年法律第11号)の規定により登録されたものを含む。)並びに国債証券(国債に関する法律(明治39年法律第34号)の規定により登録されたものを含む。)その他これらに準ずる有価証券

(7) 出資による権利

(8) 不動産の信託の受益権

2 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

3 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

(物品)

第239条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。

(1) 現金(現金に代えて納付される証券を含む。)

(2) 公有財産に属するもの

(3) 基金に属するもの

(第2項～第5項 省略)

(基金)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

(第2項～第8項 省略)

(地方債)

第230条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起こすことができる。

(第2項 省略)

(債務負担行為)

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

(財産区の意義及びその財産又は公の施設)

第294条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの(これらを財産区という。)があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

(第2項 第3項 省略)

先 例 地 の 事 例

〔篠山市〕

4 町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

畑財産区有財産は、畑財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。

〔西東京市〕

2 市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

〔徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会〕

2 市 2 町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐ。

〔宇摩合併協議会〕

4 市町村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。

〔かみうけな合併協議会〕

4 町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

〔南宇和合併協議会〕

5 町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

[illegible]

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）				細 項 目	道前福祉衛生事務組合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
事 務 事 業 名	財政状況				専 門 部 会 名	総務部会、環境部会、福祉部会		分 科 会 名	人事分科会、環境分科会、高齢者分科会、障害者分科会、介護保険分科会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
調 整 方 針																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
具 体 的 項 目	現 況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
会 計 決 算	○歳入（単位：千円、％）					○歳出（単位：千円、％）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	<table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">平成１２年度</th><th colspan="2">平成１３年度</th></tr><tr><th>決算額</th><th>構成比</th><th>決算額</th><th>構成比</th></tr><tr><td>分担金及び負担金</td><td>1,382,671</td><td>45.7</td><td>1,435,308</td><td>59.0</td><td>議会費</td><td>1,877</td><td>0.1</td><td>2,133</td><td>0.1</td></tr><tr><td>使用料及び手数料</td><td>60,560</td><td>2.0</td><td>62,915</td><td>2.6</td><td>総務費</td><td>179,600</td><td>6.2</td><td>201,708</td><td>8.8</td></tr><tr><td>国庫支出金</td><td>176,261</td><td>5.8</td><td>0</td><td>0.0</td><td>民生費</td><td>838,087</td><td>29.2</td><td>874,142</td><td>38.4</td></tr><tr><td>県支出金</td><td>229,220</td><td>7.6</td><td>190,801</td><td>7.8</td><td>衛生費</td><td>1,519,578</td><td>52.9</td><td>859,799</td><td>37.7</td></tr><tr><td>市町支出金</td><td>156,932</td><td>5.2</td><td>159,354</td><td>6.6</td><td>公債費</td><td>333,480</td><td>11.6</td><td>341,372</td><td>15.0</td></tr><tr><td>介護サービス収入</td><td>335,309</td><td>11.1</td><td>333,805</td><td>13.7</td><td>歳出合計</td><td>2,872,622</td><td>100.0</td><td>2,279,154</td><td>100.0</td></tr><tr><td>財産収入</td><td>8,396</td><td>0.3</td><td>18,954</td><td>0.8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>寄附金</td><td>3,017</td><td>0.1</td><td>3,948</td><td>0.2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>繰入金</td><td>47,638</td><td>1.6</td><td>32,680</td><td>1.3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>繰越金</td><td>130,613</td><td>4.3</td><td>152,796</td><td>6.3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>諸収入</td><td>16,901</td><td>0.5</td><td>14,852</td><td>0.6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> 収益事業収入</td><td>0</td><td>0.0</td><td>0</td><td>0.0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> 各種貸付金元利収入</td><td>0</td><td>0.0</td><td>0</td><td>0.0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他</td><td>16,901</td><td>0.5</td><td>14,852</td><td>0.6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>地方債</td><td>477,900</td><td>15.8</td><td>26,000</td><td>1.1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>歳入合計</td><td>3,025,418</td><td>100.0</td><td>2,431,413</td><td>100.0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="10">公 債 費</td><td colspan="5">○公債費（単位：千円）</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="5"><table><tr><th>項 目</th><th colspan="2">平成１２年度</th><th colspan="2">平成１３年度</th></tr><tr><td>地方債現在高</td><td colspan="2">3,083,677</td><td colspan="2">2,879,347</td></tr><tr><td>地方債発行高</td><td colspan="2">477,900</td><td colspan="2">26,000</td></tr><tr><td>元利償還額</td><td colspan="2">333,480</td><td colspan="2">341,372</td></tr><tr><td> 元金</td><td colspan="2">218,930</td><td colspan="2">230,330</td></tr><tr><td> 利子</td><td colspan="2">114,550</td><td colspan="2">111,042</td></tr><tr><td> 特定財源</td><td colspan="2">0</td><td colspan="2">0</td></tr><tr><td> 一般財源</td><td colspan="2">333,480</td><td colspan="2">341,372</td></tr></table></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="5"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="5"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="5"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="5"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="5"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="5"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="5"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="5"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="5"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>債 務 負 担 行 為</td><td colspan="9">○債務負担行為該当なし</td></tr></table>					項 目	平成１２年度		平成１３年度		決算額	構成比	決算額	構成比	分担金及び負担金	1,382,671	45.7	1,435,308	59.0	議会費	1,877	0.1	2,133	0.1	使用料及び手数料	60,560	2.0	62,915	2.6	総務費	179,600	6.2	201,708	8.8	国庫支出金	176,261	5.8	0	0.0	民生費	838,087	29.2	874,142	38.4	県支出金	229,220	7.6	190,801	7.8	衛生費	1,519,578	52.9	859,799	37.7	市町支出金	156,932	5.2	159,354	6.6	公債費	333,480	11.6	341,372	15.0	介護サービス収入	335,309	11.1	333,805	13.7	歳出合計	2,872,622	100.0	2,279,154	100.0	財産収入	8,396	0.3	18,954	0.8						寄附金	3,017	0.1	3,948	0.2						繰入金	47,638	1.6	32,680	1.3						繰越金	130,613	4.3	152,796	6.3						諸収入	16,901	0.5	14,852	0.6						収益事業収入	0	0.0	0	0.0						各種貸付金元利収入	0	0.0	0	0.0						その他	16,901	0.5	14,852	0.6						地方債	477,900	15.8	26,000	1.1						歳入合計	3,025,418	100.0	2,431,413	100.0						公 債 費	○公債費（単位：千円）									<table><tr><th>項 目</th><th colspan="2">平成１２年度</th><th colspan="2">平成１３年度</th></tr><tr><td>地方債現在高</td><td colspan="2">3,083,677</td><td colspan="2">2,879,347</td></tr><tr><td>地方債発行高</td><td colspan="2">477,900</td><td colspan="2">26,000</td></tr><tr><td>元利償還額</td><td colspan="2">333,480</td><td colspan="2">341,372</td></tr><tr><td> 元金</td><td colspan="2">218,930</td><td colspan="2">230,330</td></tr><tr><td> 利子</td><td colspan="2">114,550</td><td colspan="2">111,042</td></tr><tr><td> 特定財源</td><td colspan="2">0</td><td colspan="2">0</td></tr><tr><td> 一般財源</td><td colspan="2">333,480</td><td colspan="2">341,372</td></tr></table>					項 目	平成１２年度		平成１３年度		地方債現在高	3,083,677		2,879,347		地方債発行高	477,900		26,000		元利償還額	333,480		341,372		元金	218,930		230,330		利子	114,550		111,042		特定財源	0		0		一般財源	333,480		341,372																																																																																							債 務 負 担 行 為	○債務負担行為該当なし								
	項 目	平成１２年度		平成１３年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		決算額	構成比	決算額	構成比																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	分担金及び負担金	1,382,671	45.7	1,435,308	59.0	議会費	1,877	0.1	2,133	0.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	使用料及び手数料	60,560	2.0	62,915	2.6	総務費	179,600	6.2	201,708	8.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	国庫支出金	176,261	5.8	0	0.0	民生費	838,087	29.2	874,142	38.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	県支出金	229,220	7.6	190,801	7.8	衛生費	1,519,578	52.9	859,799	37.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	市町支出金	156,932	5.2	159,354	6.6	公債費	333,480	11.6	341,372	15.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	介護サービス収入	335,309	11.1	333,805	13.7	歳出合計	2,872,622	100.0	2,279,154	100.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	財産収入	8,396	0.3	18,954	0.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	寄附金	3,017	0.1	3,948	0.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	繰入金	47,638	1.6	32,680	1.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	繰越金	130,613	4.3	152,796	6.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	諸収入	16,901	0.5	14,852	0.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	収益事業収入	0	0.0	0	0.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	各種貸付金元利収入	0	0.0	0	0.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	その他	16,901	0.5	14,852	0.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	地方債	477,900	15.8	26,000	1.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	歳入合計	3,025,418	100.0	2,431,413	100.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
公 債 費	○公債費（単位：千円）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	<table><tr><th>項 目</th><th colspan="2">平成１２年度</th><th colspan="2">平成１３年度</th></tr><tr><td>地方債現在高</td><td colspan="2">3,083,677</td><td colspan="2">2,879,347</td></tr><tr><td>地方債発行高</td><td colspan="2">477,900</td><td colspan="2">26,000</td></tr><tr><td>元利償還額</td><td colspan="2">333,480</td><td colspan="2">341,372</td></tr><tr><td> 元金</td><td colspan="2">218,930</td><td colspan="2">230,330</td></tr><tr><td> 利子</td><td colspan="2">114,550</td><td colspan="2">111,042</td></tr><tr><td> 特定財源</td><td colspan="2">0</td><td colspan="2">0</td></tr><tr><td> 一般財源</td><td colspan="2">333,480</td><td colspan="2">341,372</td></tr></table>					項 目	平成１２年度		平成１３年度		地方債現在高	3,083,677		2,879,347		地方債発行高	477,900		26,000		元利償還額	333,480		341,372		元金	218,930		230,330		利子	114,550		111,042		特定財源	0		0		一般財源	333,480		341,372																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	項 目	平成１２年度		平成１３年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	地方債現在高	3,083,677		2,879,347																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	地方債発行高	477,900		26,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	元利償還額	333,480		341,372																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	元金	218,930		230,330																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	利子	114,550		111,042																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	特定財源	0		0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	一般財源	333,480		341,372																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
債 務 負 担 行 為	○債務負担行為該当なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）		細 項 目	道前福祉衛生事務組合		
事 務 事 業 名	財産の状況		専 門 部 会 名	総務部会、環境部会、福祉部会	分 科 会 名	人事分科会、環境分科会、高齢者分科会、障害者分科会、介護保険分科会
調 整 方 針						
具 体 的 項 目	現 況					
土 地 ・ 建 物	○土地 97,804.90 m ² （平成１３年度決算）			○建物 17,548.40 m ² （平成１３年度決算）		
	（単位：m ² 、円）			（単位：m ² 、円）		
	区 分	地 積	購 入 価 額	区 分	延床面積	取 得 価 額
	道前荘	7,728.76	15,395,283	本庁舎	264.00	56,604,000
	道前育成園	17,414.40	57,479,520	道前荘	2,230.05	184,833,000
	東予学園	15,284.65	14,381,255	増改築	498.29	214,111,804
	やすらぎ苑	11,653.00	63,446,031	道前育成園	2,033.06	195,484,000
	ひうちクリーンセンター	26,530.60	147,963,208	集会所改築	53.63	28,763,105
	道前クリーンセンター	19,193.49	5,674,900	東予学園	1,617.38	73,316,000
				やすらぎ苑	782.61	601,090,000
				待合室増築等	86.93	47,941,972
	計	97,804.90	304,340,197	ひうちクリーンセンター	4,124.30	1,370,372,000
				道前クリーンセンター	5,751.72	4,573,225,000
				排ガス処理設備	106.43	2,348,300,000
				計	17,548.40	9,694,040,881
物 品	○物品（財産調書記載物品）（平成１３年度決算）			なお、東予学園は、平成１４年度更新 本体工事費 561,750,000 円		
	ライトバン車など 127 品（寄贈含む）					
	購入価額 総計 130,796 千円					
基 金	○基金の現在高 （平成１３年度決算 単位：千円）					
	財政調整基金	115,826				
	特別養護老人ホーム福祉基金	24,504				
	合計	140,330				
そ の 他	な し					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）	細 項 目	周桑事務組合		
事 務 事 業 名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議員、組合長等、職員数	専 門 部 会 名	総務部会、福祉部会	分 科 会 名	人事分科会、消防防災分科会、高齢者分科会
調 整 方 針	周桑事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。				
具 体 的 項 目	現 況				
名 称	周桑事務組合				
設 立 年 月 日	昭和４７年６月１日				
構 成 市 町	東予市・丹原町・小松町				
根 拠 法 令 等	地方自治法第２８４条 周桑事務組合同規約				
事 務 所 の 位 置	東予市壬生川１１１番地の１（事務局） 周桑郡小松町大字大頭甲１１０４番地（養護老人ホーム） 周桑郡丹原町大字願連寺４４２番地の１（周桑消防本部及び周桑消防署） 周桑郡小松町大字大頭甲１０８６－１０（周桑消防署小松出張所）				
共 同 処 理 事 務	１ 老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の４の養護老人ホームの設置，管理及び運営に関する事務 ２ 消防に関する事務（消防団及び消防水利に関する事務は除く。） ３ 高压ガス取締法（昭和２６年法律第２０４号）の規定に基づく高压ガスを消費する者に対する立入検査に関する事務 ４ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務				
議 員	議員定数 １６人 内訳 東予市議会議員 ８人 丹原町議会議員 ４人 小松町議会議員 ４人 任期 各市町議会の議員の任期				
組 合 長 等	組合長 １人（丹原町長） 任期 各市町長の任期 副組合長 １人（小松町長） 任期 各市町長の任期 収入役 １人（丹原町収入役） 任期 ２年 監査委員 ２人 識見委員 １人 任期 選出団体の任期 組合議員選出委員 １人 任期 組合議員の任期				
職 員 数	事務局 ４人（４人） 養護老人ホーム １５人（１６人） 消防本部及び消防署 ７３人（７３人） 計 ９２人（９３人）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）				細 項 目	周桑事務組合																																																																																																																																																																							
事 務 事 業 名	財政状況				専 門 部 会 名	総務部会、福祉部会		分 科 会 名	人事分科会、消防防災分科会、高齢者分科会																																																																																																																																																																				
調 整 方 針																																																																																																																																																																													
具 体 的 項 目	現 況																																																																																																																																																																												
会 計 決 算	○普通会計決算 歳入 （単位：千円、％） <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">平成１２年度</th><th colspan="2">平成１３年度</th></tr><tr><th>決 算 額</th><th>構成比</th><th>決 算 額</th><th>構成比</th></tr><tr><td>分担金及び負担金</td><td>669,713</td><td>72.8</td><td>704,586</td><td>79.3</td></tr><tr><td>使用料及び手数料</td><td>996</td><td>0.1</td><td>1,211</td><td>0.1</td></tr><tr><td>国庫支出金</td><td>8,671</td><td>1.0</td><td>0</td><td>0.0</td></tr><tr><td>県支出金</td><td>0</td><td>0.0</td><td>771</td><td>0.1</td></tr><tr><td>市町支出金</td><td>145,617</td><td>15.8</td><td>142,516</td><td>16.1</td></tr><tr><td>財産収入</td><td>151</td><td>0.0</td><td>84</td><td>0.0</td></tr><tr><td>寄附金</td><td>2,540</td><td>0.3</td><td>3,101</td><td>0.4</td></tr><tr><td>繰越金</td><td>58,382</td><td>6.4</td><td>28,658</td><td>3.2</td></tr><tr><td>諸収入</td><td>5,868</td><td>0.6</td><td>585</td><td>0.1</td></tr><tr><td>組合債</td><td>20,800</td><td>2.3</td><td>0</td><td>0.0</td></tr><tr><td>交付金</td><td>6,698</td><td>0.7</td><td>6,505</td><td>0.7</td></tr><tr><td>歳入合計</td><td>919,436</td><td>100.0</td><td>888,017</td><td>100.0</td></tr></table> 歳出 （単位：千円、％） <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">平成１２年度</th><th colspan="2">平成１３年度</th></tr><tr><th>決 算 額</th><th>構 成 比</th><th>決 算 額</th><th>構 成 比</th></tr><tr><td>議会費</td><td>1,697</td><td>0.2</td><td>1,834</td><td>0.2</td></tr><tr><td>総務費</td><td>66,643</td><td>7.5</td><td>40,952</td><td>4.8</td></tr><tr><td>民生費</td><td>170,295</td><td>19.1</td><td>179,543</td><td>21.1</td></tr><tr><td>消防費</td><td>619,751</td><td>69.6</td><td>595,841</td><td>69.9</td></tr><tr><td>公債費</td><td>32,392</td><td>3.6</td><td>34,129</td><td>4.0</td></tr><tr><td>歳出合計</td><td>890,778</td><td>100.0</td><td>852,299</td><td>100.0</td></tr></table> <tr><td>公 債 費</td><td colspan="9"> ○公債費 （単位：千円、％） <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th>平成１２年度</th><th>平成１３年度</th></tr><tr><th>決 算 額</th><th>決 算 額</th></tr><tr><td>地方債現在高</td><td>199,499</td><td>169,044</td></tr><tr><td>地方債発行高</td><td>20,800</td><td>0</td></tr><tr><td>元利償還額</td><td>32,392</td><td>34,129</td></tr><tr><td>元金</td><td>28,268</td><td>30,455</td></tr><tr><td>利子</td><td>4,124</td><td>3,374</td></tr><tr><td>特定財源</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>一般財源</td><td>32,392</td><td>34,129</td></tr></table></td></tr> <tr><td>債 務 負 担 行 為</td><td colspan="9">な し</td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td colspan="9">な し</td></tr>									項 目	平成１２年度		平成１３年度		決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	分担金及び負担金	669,713	72.8	704,586	79.3	使用料及び手数料	996	0.1	1,211	0.1	国庫支出金	8,671	1.0	0	0.0	県支出金	0	0.0	771	0.1	市町支出金	145,617	15.8	142,516	16.1	財産収入	151	0.0	84	0.0	寄附金	2,540	0.3	3,101	0.4	繰越金	58,382	6.4	28,658	3.2	諸収入	5,868	0.6	585	0.1	組合債	20,800	2.3	0	0.0	交付金	6,698	0.7	6,505	0.7	歳入合計	919,436	100.0	888,017	100.0	項 目	平成１２年度		平成１３年度		決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	議会費	1,697	0.2	1,834	0.2	総務費	66,643	7.5	40,952	4.8	民生費	170,295	19.1	179,543	21.1	消防費	619,751	69.6	595,841	69.9	公債費	32,392	3.6	34,129	4.0	歳出合計	890,778	100.0	852,299	100.0	公 債 費	○公債費 （単位：千円、％） <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th>平成１２年度</th><th>平成１３年度</th></tr><tr><th>決 算 額</th><th>決 算 額</th></tr><tr><td>地方債現在高</td><td>199,499</td><td>169,044</td></tr><tr><td>地方債発行高</td><td>20,800</td><td>0</td></tr><tr><td>元利償還額</td><td>32,392</td><td>34,129</td></tr><tr><td>元金</td><td>28,268</td><td>30,455</td></tr><tr><td>利子</td><td>4,124</td><td>3,374</td></tr><tr><td>特定財源</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>一般財源</td><td>32,392</td><td>34,129</td></tr></table>									項 目	平成１２年度	平成１３年度	決 算 額	決 算 額	地方債現在高	199,499	169,044	地方債発行高	20,800	0	元利償還額	32,392	34,129	元金	28,268	30,455	利子	4,124	3,374	特定財源	0	0	一般財源	32,392	34,129	債 務 負 担 行 為	な し									そ の 他	な し								
項 目	平成１２年度		平成１３年度																																																																																																																																																																										
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比																																																																																																																																																																									
分担金及び負担金	669,713	72.8	704,586	79.3																																																																																																																																																																									
使用料及び手数料	996	0.1	1,211	0.1																																																																																																																																																																									
国庫支出金	8,671	1.0	0	0.0																																																																																																																																																																									
県支出金	0	0.0	771	0.1																																																																																																																																																																									
市町支出金	145,617	15.8	142,516	16.1																																																																																																																																																																									
財産収入	151	0.0	84	0.0																																																																																																																																																																									
寄附金	2,540	0.3	3,101	0.4																																																																																																																																																																									
繰越金	58,382	6.4	28,658	3.2																																																																																																																																																																									
諸収入	5,868	0.6	585	0.1																																																																																																																																																																									
組合債	20,800	2.3	0	0.0																																																																																																																																																																									
交付金	6,698	0.7	6,505	0.7																																																																																																																																																																									
歳入合計	919,436	100.0	888,017	100.0																																																																																																																																																																									
項 目	平成１２年度		平成１３年度																																																																																																																																																																										
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比																																																																																																																																																																									
議会費	1,697	0.2	1,834	0.2																																																																																																																																																																									
総務費	66,643	7.5	40,952	4.8																																																																																																																																																																									
民生費	170,295	19.1	179,543	21.1																																																																																																																																																																									
消防費	619,751	69.6	595,841	69.9																																																																																																																																																																									
公債費	32,392	3.6	34,129	4.0																																																																																																																																																																									
歳出合計	890,778	100.0	852,299	100.0																																																																																																																																																																									
公 債 費	○公債費 （単位：千円、％） <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th>平成１２年度</th><th>平成１３年度</th></tr><tr><th>決 算 額</th><th>決 算 額</th></tr><tr><td>地方債現在高</td><td>199,499</td><td>169,044</td></tr><tr><td>地方債発行高</td><td>20,800</td><td>0</td></tr><tr><td>元利償還額</td><td>32,392</td><td>34,129</td></tr><tr><td>元金</td><td>28,268</td><td>30,455</td></tr><tr><td>利子</td><td>4,124</td><td>3,374</td></tr><tr><td>特定財源</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>一般財源</td><td>32,392</td><td>34,129</td></tr></table>									項 目	平成１２年度	平成１３年度	決 算 額	決 算 額	地方債現在高	199,499	169,044	地方債発行高	20,800	0	元利償還額	32,392	34,129	元金	28,268	30,455	利子	4,124	3,374	特定財源	0	0	一般財源	32,392	34,129																																																																																																																																										
項 目	平成１２年度	平成１３年度																																																																																																																																																																											
	決 算 額	決 算 額																																																																																																																																																																											
地方債現在高	199,499	169,044																																																																																																																																																																											
地方債発行高	20,800	0																																																																																																																																																																											
元利償還額	32,392	34,129																																																																																																																																																																											
元金	28,268	30,455																																																																																																																																																																											
利子	4,124	3,374																																																																																																																																																																											
特定財源	0	0																																																																																																																																																																											
一般財源	32,392	34,129																																																																																																																																																																											
債 務 負 担 行 為	な し																																																																																																																																																																												
そ の 他	な し																																																																																																																																																																												

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

[illegible]

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）			細 項 目	東予市・丹原町公共下水道事務組合		
事 務 事 業 名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、議員、組合長等、職員数			専 門 部 会 名	総務部会、上下水道部会	分 科 会 名	人事分科会、下水道分科会
調 整 方 針	東予市・丹原町公共下水道事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。						
具 体 的 項 目	現 況						
名 称	東予市・丹原町公共下水道事務組合						
設 立 年 月 日	昭和５８年４月１日						
構 成 市 町	東予市、丹原町						
根 拠 法 令 等	地方自治法第２８４条 東予市・丹原町公共下水道事務組合同規約						
事 務 所 の 位 置	事務局 東予市壬生川１１１番地の１ 浄化センター 東予市三津屋７４２番地の２						
共 同 処 理 事 務	公共下水道の設置、管理及び運営に関する事務						
議 員	議員定数 １６人 内訳 東予市議会議長 丹原町議会議長 東予市議会議員 ６人 丹原町議会議員 ６人 東予市助役 丹原町助役 任期 関係団体の助役及び議会の議長をもって充てる者 東予市助役 関係団体の議会において選出された者 丹原町助役 その職にある間 当該関係団体の議会の議員の任期						
組 合 長 等	組合長 １人（東予市長） 任期 関係団体の長の任期 副組合長 １人（丹原町長） 任期 関係団体の長の任期 収入役 １人（東予市収入役） 任期 関係団体の収入役の任期 監査委員 ２人 識見委員 １人 任期 関係団体の監査委員の任期 組合議員選出委員 １人 任期 組合議員の任期						
職 員 数 （ ）内は定数	事務局 １２人（１３人） 浄化センター ２人（３人） 参与 ２人（２人） 東予市都市計画課長、丹原町建設課長（兼務） 計 １６人（１８人）（内２名兼務）						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）	細 項 目	東予市・丹原町公共下水道事務組合																																																																																																															
事 務 事 業 名	財政状況	専 門 部 会 名	総務部会、上下水道部会	分 科 会 名	人事分科会、下水道分科会																																																																																																													
調 整 方 針																																																																																																																		
具 体 的 項 目	現 況																																																																																																																	
会 計 決 算	○一般会計決算 歳入（単位：千円，％） <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">平成１２年度</th><th colspan="2">平成１３年度</th></tr><tr><th>決算額</th><th>構成比</th><th>決算額</th><th>構成比</th></tr><tr><td>分担金及び負担金</td><td>584,112</td><td>37.0</td><td>683,511</td><td>46.0</td></tr><tr><td>使用料及び手数料</td><td>93,185</td><td>5.9</td><td>101,834</td><td>6.9</td></tr><tr><td>国庫支出金</td><td>344,120</td><td>21.8</td><td>227,088</td><td>15.3</td></tr><tr><td>繰越金</td><td>47,240</td><td>3.0</td><td>29,691</td><td>2.0</td></tr><tr><td>諸収入</td><td>17,712</td><td>1.1</td><td>12,257</td><td>0.8</td></tr><tr><td>組合債</td><td>492,100</td><td>31.2</td><td>430,500</td><td>29.0</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>歳入合計</td><td>1,578,469</td><td>100.0</td><td>1,484,881</td><td>100.0</td></tr></table> 歳出（単位：千円，％） <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">平成１２年度</th><th colspan="2">平成１３年度</th></tr><tr><th>決算額</th><th>構成比</th><th>決算額</th><th>構成比</th></tr><tr><td>議会費</td><td>1,643</td><td>0.1</td><td>1,799</td><td>0.1</td></tr><tr><td>総務費</td><td>165,663</td><td>10.7</td><td>316,171</td><td>21.8</td></tr><tr><td>一般管理費</td><td>42,678</td><td>2.8</td><td>43,483</td><td>3.0</td></tr><tr><td>業務費</td><td>37,155</td><td>2.4</td><td>147,212</td><td>10.1</td></tr><tr><td>施設管理費</td><td>85,830</td><td>5.5</td><td>96,238</td><td>6.6</td></tr><tr><td>諸費</td><td>0</td><td>0.0</td><td>29,238</td><td>2.0</td></tr><tr><td>土木費</td><td>655,493</td><td>42.3</td><td>366,876</td><td>25.3</td></tr><tr><td>公債費</td><td>725,980</td><td>46.9</td><td>767,951</td><td>52.9</td></tr><tr><td>歳出合計</td><td>1,548,779</td><td>100.0</td><td>1,452,797</td><td>100.0</td></tr></table>						項 目	平成１２年度		平成１３年度		決算額	構成比	決算額	構成比	分担金及び負担金	584,112	37.0	683,511	46.0	使用料及び手数料	93,185	5.9	101,834	6.9	国庫支出金	344,120	21.8	227,088	15.3	繰越金	47,240	3.0	29,691	2.0	諸収入	17,712	1.1	12,257	0.8	組合債	492,100	31.2	430,500	29.0											歳入合計	1,578,469	100.0	1,484,881	100.0	項 目	平成１２年度		平成１３年度		決算額	構成比	決算額	構成比	議会費	1,643	0.1	1,799	0.1	総務費	165,663	10.7	316,171	21.8	一般管理費	42,678	2.8	43,483	3.0	業務費	37,155	2.4	147,212	10.1	施設管理費	85,830	5.5	96,238	6.6	諸費	0	0.0	29,238	2.0	土木費	655,493	42.3	366,876	25.3	公債費	725,980	46.9	767,951	52.9	歳出合計	1,548,779	100.0	1,452,797	100.0
項 目	平成１２年度		平成１３年度																																																																																																															
	決算額	構成比	決算額	構成比																																																																																																														
分担金及び負担金	584,112	37.0	683,511	46.0																																																																																																														
使用料及び手数料	93,185	5.9	101,834	6.9																																																																																																														
国庫支出金	344,120	21.8	227,088	15.3																																																																																																														
繰越金	47,240	3.0	29,691	2.0																																																																																																														
諸収入	17,712	1.1	12,257	0.8																																																																																																														
組合債	492,100	31.2	430,500	29.0																																																																																																														
歳入合計	1,578,469	100.0	1,484,881	100.0																																																																																																														
項 目	平成１２年度		平成１３年度																																																																																																															
	決算額	構成比	決算額	構成比																																																																																																														
議会費	1,643	0.1	1,799	0.1																																																																																																														
総務費	165,663	10.7	316,171	21.8																																																																																																														
一般管理費	42,678	2.8	43,483	3.0																																																																																																														
業務費	37,155	2.4	147,212	10.1																																																																																																														
施設管理費	85,830	5.5	96,238	6.6																																																																																																														
諸費	0	0.0	29,238	2.0																																																																																																														
土木費	655,493	42.3	366,876	25.3																																																																																																														
公債費	725,980	46.9	767,951	52.9																																																																																																														
歳出合計	1,548,779	100.0	1,452,797	100.0																																																																																																														
公 債 費	○公債費（単位：千円） <table><tr><th>項 目</th><th>平成１２年度</th><th>平成１３年度</th></tr><tr><td>地方債現在高</td><td>9,846,436</td><td>9,879,798</td></tr><tr><td>元利償還金</td><td>725,241</td><td>766,934</td></tr><tr><td>元金</td><td>341,826</td><td>397,138</td></tr><tr><td>利子</td><td>383,415</td><td>369,796</td></tr></table>						項 目	平成１２年度	平成１３年度	地方債現在高	9,846,436	9,879,798	元利償還金	725,241	766,934	元金	341,826	397,138	利子	383,415	369,796																																																																																													
項 目	平成１２年度	平成１３年度																																																																																																																
地方債現在高	9,846,436	9,879,798																																																																																																																
元利償還金	725,241	766,934																																																																																																																
元金	341,826	397,138																																																																																																																
利子	383,415	369,796																																																																																																																
債 務 負 担 行 為	○債務負担行為（単位：千円） <table><tr><th>事 項</th><th>期間</th><th>債務負担行為額</th><th>平成１５年度以降</th></tr><tr><td>庶務用パソコン借上</td><td>H11.４～H15.８</td><td>668</td><td>63</td></tr><tr><td>下水道台帳用パソコン借上</td><td>H13.４～H17.９</td><td>387</td><td>215</td></tr><tr><td>受益者負担金・分担金、下水道使用料業務システム用パソコン借上</td><td>H14.４～H18.３</td><td>4,475</td><td>3,356</td></tr><tr><td>施設維持管理用パソコン借上</td><td>H14.４～H18.３</td><td>492</td><td>369</td></tr><tr><td>公共下水道工事設計積算用パソコン借上</td><td>H14.４～H18.３</td><td>4,809</td><td>3,607</td></tr></table>						事 項	期間	債務負担行為額	平成１５年度以降	庶務用パソコン借上	H11.４～H15.８	668	63	下水道台帳用パソコン借上	H13.４～H17.９	387	215	受益者負担金・分担金、下水道使用料業務システム用パソコン借上	H14.４～H18.３	4,475	3,356	施設維持管理用パソコン借上	H14.４～H18.３	492	369	公共下水道工事設計積算用パソコン借上	H14.４～H18.３	4,809	3,607																																																																																				
事 項	期間	債務負担行為額	平成１５年度以降																																																																																																															
庶務用パソコン借上	H11.４～H15.８	668	63																																																																																																															
下水道台帳用パソコン借上	H13.４～H17.９	387	215																																																																																																															
受益者負担金・分担金、下水道使用料業務システム用パソコン借上	H14.４～H18.３	4,475	3,356																																																																																																															
施設維持管理用パソコン借上	H14.４～H18.３	492	369																																																																																																															
公共下水道工事設計積算用パソコン借上	H14.４～H18.３	4,809	3,607																																																																																																															
そ の 他	な し																																																																																																																	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）	細 項 目	東予市・丹原町公共下水道事務組合																																																								
事 務 事 業 名	財産の状況	専 門 部 会 名	総務部会、上下水道部会	分 科 会 名	人事分科会、下水道分科会																																																						
調 整 方 針																																																											
具 体 的 項 目	現 況																																																										
土 地 ・ 建 物	○土 地 57,729 m²（平成１３年度決算） （単位：m²，円）<table><tr><td>区 分</td><td>地積</td><td>購入価格</td></tr><tr><td>浄化センター</td><td>48,151</td><td>819,913,546</td></tr><tr><td>ポンプ場</td><td>7,411</td><td>410,409,639</td></tr><tr><td>浄化センター進入路</td><td>1,960</td><td>0</td></tr><tr><td>管渠埋設</td><td>189</td><td>9,755,232</td></tr><tr><td>マンホールポンプ</td><td>17</td><td>155,210</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>57,728</td><td>1,240,233,627</td></tr></table> ○建 物 8,302 m²（平成１３年度決算） （単位：m²，円）<table><tr><td>区 分</td><td>延床面積</td><td>取得価格</td></tr><tr><td>浄化センター</td><td>7,884</td><td>1,316,245,000</td></tr><tr><td>管理棟</td><td>655</td><td>172,776,000</td></tr><tr><td>水処理施設</td><td>4,015</td><td>457,774,000</td></tr><tr><td>ポンプ棟</td><td>86</td><td>67,064,000</td></tr><tr><td>天日乾燥床</td><td>1,197</td><td>38,158,000</td></tr><tr><td>汚泥処理棟</td><td>1,931</td><td>580,473,000</td></tr><tr><td>中継ポンプ場</td><td>418</td><td>273,307,000</td></tr><tr><td>計</td><td>8,302</td><td>1,589,552,000</td></tr></table>					区 分	地積	購入価格	浄化センター	48,151	819,913,546	ポンプ場	7,411	410,409,639	浄化センター進入路	1,960	0	管渠埋設	189	9,755,232	マンホールポンプ	17	155,210							計	57,728	1,240,233,627	区 分	延床面積	取得価格	浄化センター	7,884	1,316,245,000	管理棟	655	172,776,000	水処理施設	4,015	457,774,000	ポンプ棟	86	67,064,000	天日乾燥床	1,197	38,158,000	汚泥処理棟	1,931	580,473,000	中継ポンプ場	418	273,307,000	計	8,302	1,589,552,000
区 分	地積	購入価格																																																									
浄化センター	48,151	819,913,546																																																									
ポンプ場	7,411	410,409,639																																																									
浄化センター進入路	1,960	0																																																									
管渠埋設	189	9,755,232																																																									
マンホールポンプ	17	155,210																																																									
計	57,728	1,240,233,627																																																									
区 分	延床面積	取得価格																																																									
浄化センター	7,884	1,316,245,000																																																									
管理棟	655	172,776,000																																																									
水処理施設	4,015	457,774,000																																																									
ポンプ棟	86	67,064,000																																																									
天日乾燥床	1,197	38,158,000																																																									
汚泥処理棟	1,931	580,473,000																																																									
中継ポンプ場	418	273,307,000																																																									
計	8,302	1,589,552,000																																																									
物 品	○物 品 （財産調書記載物品）(平成１３年度決算) 軽四輪貨物自動車等 2 4 4 件 購入価額 総計 1,530,090 千円																																																										
基 金	な し																																																										
そ の 他	な し																																																										

合併に伴う一部事務組合の取扱いについて

一部事務組合を構成する一部の市町村が合併を行う場合には、構成団体に変動が生じるため、当該組合の脱退、加入の手続きや規約変更の手続きが必要となります。

又、合併関係市町村と構成市町村が同一の場合又は合併関係市町村が構成市町村を包括する場合は、市町村間での共同処理事務がなくなることから、一部事務組合は、解散することとなります。

このことから、合併に伴う一部事務組合の取扱いについて協議をする必要があります。

一部事務組合等に関する主な法令

○地方自治法（昭和２２年 法律第６７号）（抜粋）

（組合の種類及び設置）

第２８４条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

２ 普通地方公共団体及び特別区は、第６項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。以下略

（組織、事務及び規約の変更）

第２８６条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。以下略

（解散）

第２８８条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第２８４条第２項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（財産処分）

第２８９条 第２８６条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

先 例 地 の 事 例

〔宇摩合併協議会〕

銅山川上水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。

〔南宇和合併協議会〕

５町村で構成する一部事務組合については、合併の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新町に引き継ぐものとする。

また、５町村以外にも構成団体がある一部事務組合については、合併の前日を持って脱退し、新町において加入または調整することとする。

〔さぬき市〕

大川町外２ヶ町県行造林組合、富田県行造林組合、大川総合病院組合、津田川総合開発事務組合、大川町寒川町清掃組合、長尾地区少年育成センター組合、大川中部開発組合及び大川学校給食組合については、合併の日の前日を持って当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。

○平成 1 3 年度一般廃棄物搬入実績 （道前クリーンセンター）

単位：t

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
西条市	1,844.12	1,921.39	1,776.39	1,965.86	1,845.07	1,660.19	1,880.62	1,749.52	1,777.53	1,773.84	1,503.06	1,801.41	21,499.00
東予市	993.31	1,022.12	952.39	1,049.07	984.73	863.17	975.51	905.37	941.09	955.32	800.98	955.57	11,398.63
丹原町	298.19	298.03	281.34	311.71	303.76	257.47	287.97	272.33	284.85	280.43	238.90	281.87	3,396.85
小松町	263.87	288.99	274.15	293.89	284.62	259.79	280.42	259.08	269.02	257.62	220.92	271.82	3,224.19
計	3,399.49	3,530.53	3,284.27	3,620.53	3,418.18	3,040.62	3,424.52	3,186.30	3,272.49	3,267.21	2,763.86	3,310.67	39,518.67

道前クリーンセンターの処理能力（焼却炉 2 炉） 200t / 日（月 6,000t）

○平成 1 3 年度し尿搬入実績 （ひうちクリーンセンター）

単位：k l

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
西条市	856.8	936.0	871.2	754.2	963.0	754.2	768.6	844.2	889.2	772.2	802.8	842.4	10,054.8
東予市	977.4	1,026.0	1,029.6	910.8	936.0	941.4	918.0	766.8	1,020.6	786.6	804.6	941.4	11,059.2
丹原町	471.6	478.8	576.0	559.8	500.4	401.4	464.4	415.8	653.4	403.2	423.0	637.2	5,985.0
小松町	457.2	468.0	513.0	399.6	406.8	361.8	457.2	329.4	469.8	374.4	394.2	464.4	5,095.8
計	2,763.0	2,908.8	2,989.8	2,624.4	2,806.2	2,458.8	2,608.2	2,356.2	3,033.0	2,336.4	2,424.6	2,885.4	32,194.8

ひうちクリーンセンターの処理能力 180kl / 日（月 5,400kl）

○道前荘（特別養護老人ホーム）入所状況

平成 1 5 年 2 月 1 日現在

	西条市	東予市	丹原町	小松町	管外	計
入所者	13 人	35	14	22	1	85
待機者	5	40	37	22	1	105

入所定員 8 5 人

○石燧園（養護老人ホーム）入所状況

平成 1 5 年 2 月 1 日現在

	東予市	丹原町	小松町	計
入所者	36 人	18	16	70
待機者	8	4	0	12

入所定員 7 0 人

○道前育成園入所状況

平成 1 5 年 2 月 1 日現在

	西条市	東予市	丹原町	小松町	管外	計
入所者	26 人	19	4	11	10	70

入所定員 7 0 人

○東予学園入所状況

平成 1 5 年 2 月 1 日現在

	西条市	東予市	丹原町	小松町	管外	計
入所者	7 人	13	2	2	22	46

入所定員 6 0 人

○東予市・丹原町公共下水道の状況

・計画目標年次	認可計画 平成 1 7 年
・着手年度	昭和 5 8 年度
・供用開始	平成 3 年 3 月 3 1 日
・計画区域	4 3 9 . 2 h a
・供用面積	2 8 7 . 3 5 h a
・計画処理人口	1 2 , 3 2 0 人
・処理区人口	9 , 7 5 8 人

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）		細 項 目	土地開発公社	
事 務 事 業 名	名称、設立年月日、役員、決算状況		専 門 部 会 名	財務部会	分 科 会 名 管財分科会
調 整 方 針	東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社については、所有する財産を西条市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散するものとする。 西条市土地開発公社については、新市の(新市名)土地開発公社として存続するものとする。				
具 体 的 項 目	現 況				
名 称	西条市土地開発公社		東予市土地開発公社		周桑土地開発公社
設 立 年 月 日	昭和４８年２月１日		昭和４８年５月１日		昭和４８年６月１日
役 員	・役員（１６人） 理 事 長 （助役） 副理事長（総務部長） 常務理事（建設部長） 理 事 （市議７、市部長２、市次長２） 監 事 （収入役、市次長１） ・職員（７人） 市職員兼務 事務局長１（建設部次長兼監理課長） 用地係 会計係 事業係 ６		・役員（１３人） 理 事 長 （市長） 常務理事（助役） 理 事 （市議６、市部長３） 監 事 （収入役、市監査） ・職員（７人） 市職員兼務 事務局長１（監理課長） 庶務係２、経理係２、事業係２		・役員（８人） 理 事 長 （小松町長） 副理事長（丹原町長） 理 事 （小松町議会議長、丹原町議会議長、 小松町助役、丹原町助役） 監 事 （小松町収入役、丹原町収入役） ・職員（４人） 町職員兼務 事務局長１（小松町総務課長） 係員 ３
決 算 状 況 (平成１３年度)	貸 借 対 照 表 (単位：円)		貸 借 対 照 表 (単位：円)		貸 借 対 照 表 (単位：円)
	(資産の部) １．流動資産 (1)現金及び預金 138,546,870 (2)公有用地 1,534,727,913 (3)完成土地 0 流動資産合計 1,673,274,783 ２．固定資産 (1)有形固定資産 0 (2)投資その他の資金 0 固定資産合計 0 ３．繰延資産 (1)開発費 0 資産合計 1,673,274,783 (負債の部) １．固定負債 (1)長期借入金 1,513,313,144 (2)短期借入金 21,414,769 (3)未払費用 2,042,042 ２．特定引当金 (1)災害補填引当金 0 負債合計 1,536,769,955 (資本の部) １．基本金 (1)基本財産 5,000,000 ２．準備金 (1)前期繰越準備金 23,597,790 (2)当期利益 107,907,038 資本合計 136,504,828 負債資本合計 1,673,274,783		(資産の部) １．流動資産 (1)現金及び預金 7,945,911 (2)公有用地 86,684,167 (3)完成土地 150,324,495 流動資産合計 244,954,573 ２．固定資産 (1)有形固定資産 15,862 (2)投資その他の資金 5,000,000 固定資産合計 5,015,862 ３．繰延資産 (1)開発費 16,285,496 資産合計 266,255,931 (負債の部) １．固定負債 (1)長期借入金 223,765,194 (2)短期借入金 0 (3)未払費用 0 ２．特定引当金 (1)災害補填引当金 13,650,000 負債合計 237,415,194 (資本の部) １．基本金 (1)基本財産 5,000,000 ２．準備金 (1)前期繰越準備金 17,468,512 (2)当期利益 6,372,225 資本合計 28,840,737 負債資本合計 266,255,931		(資産の部) １．流動資産 (1)現金及び預金 18,045,343 (2)公有用地 111,613,359 (3)完成土地 0 流動資産合計 129,658,702 ２．固定資産 (1)有形固定資産 0 (2)投資その他の資金 0 固定資産合計 0 ３．繰延資産 (1)開発費 0 資産合計 129,658,702 (負債の部) １．固定負債 (1)長期借入金 112,000,000 (2)短期借入金 0 (3)未払費用 0 ２．特定引当金 (1)災害補填引当金 0 負債合計 112,000,000 (資本の部) １．基本金 (1)基本財産 10,000,000 ２．準備金 (1)前期繰越準備金 7,638,721 (2)当期利益 19,981 資本合計 17,658,702 負債資本合計 129,658,702

公有用地明細表

公 社 名	事 業 名	地 番	取得年月日	面 積 (㎡)	用地取得費 (円)	補 償 費 (円)	諸 経 費 (円)	支 払 利 息 (円)	H14.3.31 帳簿価格 (円)	処分時期等
西条市土地開発公社	都市基盤整備事業用地(神拝・古屋敷地区)	神拝字古屋敷甲 324-1	H3.7.29	3,065.91	520,200,000	0	0	0	520,200,000	平成 1 5 年 3 月売却予定
	都市基盤整備事業用地(駅前東地区)	大町字柳ヶ内 785-3 外 2 筆	H10.1.27	3,482.11	210,319,444	0	0	15,280,978	225,600,422	平成 1 7 年 1 月までに処分予定
	公園施設整備事業(氷見ほ場整備地区)	氷見西新開 58	H10.3.25	6,216.39	55,947,510	0	0	3,985,720	59,933,230	平成 1 5 年 9 月までに処分予定
	都市基盤整備事業用地(登り道・古屋敷地区)	大町字登り道 1605-1 外 19 筆	H13.2.20	9,582.60	724,819,790	0	1,444,500	2,148,071	728,412,361	平成 1 8 年度末までに処分予定
	都市基盤整備事業用地(登り道・南原地区)	神拝字南原甲 95-1 外 8 筆	H14.2.22	3,356.28	0	0	581,900	0	581,900	平成 1 8 年度末までに処分予定 (用地費 197,013,636 円は H14 年度に繰越)
	合 計			25,703.29	1,511,286,744	0	2,026,400	21,414,769	1,534,727,913	
東予市土地開発公社	都市計画道路壬生川氷見線用地	大新田 110-1 外 1 筆	H4.5.2 H11.1.28	503.00	17,806,200	0	207,506	3,283,809	21,297,515	道路事業実施時期が未定であるため、処分 時期も未定である。
	壬生川駅・三芳駅周辺整備事業用地	三津屋 440-9 外 2 筆	H6.3.28	2,543.29	33,317,099	0	223,136	7,494,277	41,034,512	区画整理事業実施が未定であるため、処分 時期も未定である。
	永納山城跡列石保存事業用地	河原津乙 7-40 外 31 筆	H13.6.12	110,995.08	24,017,096	0	224,760	110,284	24,352,140	平成 1 8 年 3 月までに処分予定
	合 計			114,041.37	75,140,395	0	655,402	10,888,370	86,684,167	
周桑土地開発公社	町道舟山新宮線新設事業用地		H14.2.4	2,230.75	97,873,577	0	116,200	1,341,802	99,331,579	平成 14 年度において町に売却済み
	町道一本松新宮線改良事業用地		H14.2.4	458.10	12,104,925	0	10,800	166,055	12,281,780	平成 15 年度に事業実施にあたり、町に売却 予定
	合 計			2,688.85	109,978,502	0	127,000	1,507,857	111,613,359	
総 計				142,433.51	1,696,405,641	0	2,808,802	33,810,996	1,733,025,439	

東予市土地開発公社分譲宅地事業について

1 目的

市街化区域の基盤整備と住宅需要に対応して、定住人口の増加を図る。

2 概要

分譲地は、名称をハーモニーハイツ三芳とし、2工区に分割して事業を実施した。

1工区

- 区 画 数 30区画
- 完 成 平成7年12月（分譲開始）
- 分譲価格 平均㎡当たり51,000円（坪168,500円）
- 分譲面積 1区画当たり平均200㎡（60坪）
- 総事業費 約2億7000万円
- 完 売 平成8年9月

2工区

- 区 画 数 30区画
- 完 成 平成13年7月（分譲開始）
- 分譲価格 平均㎡当たり50,700円（坪167,600円）
- 分譲面積 1区画当たり平均216㎡（65坪）
- 総事業費 約2億9000万円
- 分 譲 数 30区画中 19区画分譲
11区画未分譲

3 今後の見通し

経済状況から需要が低迷しているが、平成15、16年度において完売を見込んでいる。

土 地 開 発 公 社 に つ い て

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項において、地域の秩序ある整備を図るため必要な公有地となる土地等の取得及び造成その他管理等を行うため設立されたもので、設立には議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事の認可を受けなければなりません。また、定款の変更、解散をする場合には、設立団体の議会の議決を経て都道府県知事の認可を受けることが必要とされています。解散した場合に残余財産があるときは、定款の定めるところにより分配しなければならないとされています。

○合併に伴う統廃合について

市町村合併を行う場合は、これらの土地開発公社の統廃合について検討する必要があります。これは、土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立される特別法人であり、土地開発公社の業務である土地の取得、管理、処分等は総合的・一体的に処理することが望ましいことから、1地方公共団体1公社が原則であるとされているからです。

土地開発公社の統廃合については、法に特別の規定がないため、解散の規定等を用いて、手続きを進めることとなります。

(愛媛県市町村合併ハンドブックより)

土地開発公社に関する主な法令

○公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)(抜粋)

(設立)

第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県(都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。)又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあつては主務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(法人格)

第11条 前条の規定による土地開発公社は、法人とする。

(名称)

第12条 土地開発公社は、その名称中に土地開発公社という文字を用いなければならない。

(出資)

第13条 地方公共団体でなければ、土地開発公社に出資することができない。

2 土地開発公社の設立者である地方公共団体(以下「設立団体」という。)は、土地開発公社の基本財産の額の2分の1以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

(業務の範囲)

第17条 土地開発公社は、第10条第1項の目的を達成するため、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

一 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他政令で定める事業の用に供する土地

ホ イからニまでに掲げるもののほか、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令で定める土地

二 住宅用地の造成事業その他土地の造成に係る公営企業に相当する事業で政令で定めるものを行うこと。

三 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 略

(解散)

第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。

(土地開発公社に対する債務保証)

第25条 地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制度に関する法律(昭和21年法律第24号)第3条の規定にかかわらず、土地開発公社の債務について保証契約をすることができる。

先 例 地 の 事 例

〔宇摩合併協議会〕(川之江市、伊予三島市、土居町、新宮村)

川之江市土地開発公社及び土居町土地開発公社については、所有する財産を伊予三島市土地開発公社に譲渡し、合併の前日までに解散する。

伊予三島市土地開発公社については、新市において〇〇市(新市名)土地開発公社として存続する。

〔東宇和・三瓶合併協議会〕(宇和町、明浜町、野村町、城川町、三瓶町)

野村町土地開発公社、三瓶町土地開発公社については、宇和町土地開発公社に債権を譲渡し債務を引き継ぎ、合併の前日までに解散する。

宇和町土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続する。

〔南宇和合併協議会〕(御荘町、城辺町、一本松町、西海町、内海村)

南宇和土地開発公社については、新町において〇〇町(新町名)土地開発公社として存続するものとする。

〔さぬき市〕(津田町、大川町、寒川町、長尾町、志度町)

津田町土地開発公社、大川町土地開発公社、寒川町土地開発公社及び長尾町土地開発公社については、所有する財産を志度町土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。

志度町土地開発公社については、新市において、さぬき市土地開発公社として存続するものとする。

〔東かがわ市〕(引田町、大内町、白鳥町)

引田町土地開発公社及び大内町土地開発公社については、所有する財産を白鳥町土地開発公社に譲渡し、合併の前日までに解散する。白鳥町土地開発公社については、新町においては〇〇町(新町名)土地開発公社として存続する。

〔周南市〕(徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町)

2市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とし、他の3土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）	細 項 目	株式会社 西条産業情報支援センター		
事 務 事 業 名	名称、設立年月日、資本金、設置団体、事務所の位置、役員等、設立の経緯、事業内容	専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会
調 整 方 針	株式会社 西条産業情報支援センターの出資金については新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。				
具 体 的 項 目	現 況				
名 称 設 立 年 月 日 資 本 金 設 置 団 体 （出資団体） 事 務 所 の 位 置 役 員 等 設 立 の 経 緯	株式会社 西条産業情報支援センター 平成１１年９月１７日 １５００万円 西条市役所 １,０００万円（２００株） ㈱伊予銀行 ５０万円（１０株） ㈱愛媛銀行 ５０万円（１０株） ㈱アシュフォードジャパン ４００万円（８０株） 西条市神拝甲 １５０ - １ 役員 ５名 代表取締役（西条市長） 取締役 ２名、監査役 ２名 社員 ４名 西条市の海岸部は遠浅のため古くから埋め立てが行われてきたが、昭和５０年、本市の一大事業として約３２４ヘクタールに及ぶ大規模臨海工業用地の造成に着手し、竣功後、積極的に企業誘致を展開した結果、愛媛県内でも有数の工業地域として急速に成長してきた。 しかしながら、長期にわたる地域経済の停滞、更に地方分権化の本格化と地域間競争が激化する中で、従来型の産業基盤の整備・企業誘致という外発型の施策に加え、『新たな産業施策』の展開、すなわちソフト面での産業支援（新規事業や既存企業の新分野進出、経営基盤強化等の支援）に取り組み、地域経済の着実な発展を図る内発型の施策が必要不可欠となってきた。 このため、旧愛媛県西条地方局庁舎をインキュベータ室等を備える『西条市産業情報支援センター』として改造整備するとともに、事業運営組織として『株式会社 西条産業情報支援センター』を設立し、各種支援活動を展開しているところである。 これにより、経済主体すなわち企業の増加（創業者の輩出）と活性化、域内・域外取引の拡大、誘致企業から地元企業への技術移転の円滑化等を促し、地域経済の持続的発展を可能とする柔軟な産業構造の創出を目指す。				
事 業 内 容	新事業創出・既存企業の新分野進出促進支援、中小企業支援を主たる目的に、産業振興に資する広範な情報の収集・提供、とりわけビジネスチャンスに直結するマーケティングに関する情報、マネジメントに関する情報の収集・提供等を、民間企業の優れたノウハウを導入し積極的に行っている。 １.インキュベータ室入居企業支援事業 創業を志している者、ベンチャー企業、既存企業等で事業拡大・新分野進出などに挑戦している者に対してインキュベータ室に入居を促し、総合的な支援を行う。 ２.研修事業 （一般研修事業）起業家促進のための研修、ＩＳＯ取得促進のための研修などを実施、中小企業、ベンチャー企業などに最新の企業経営に役立つ情報を提供する。 （コンピュータ研修事業）中小企業、ベンチャー企業などの情報リテラシーを高め、企業経営の効率化に資するため、アプリケーションソフトを中心とした研修を実施する。 ３.相談・指導事業 マーケティング、マネジメントに関する相談・指導事業を実施するほか、定期的に専門家（税理士、中小企業診断士など）を招へいし、企業経営上重要な事項に係る相談・指導事業を実施する。専門家派遣事業も行い、具体的・実践的なアドバイスを行う。（初回相談無料） ４.情報収集提供事業 センターのネットワークを通じて広く中小企業、ベンチャー企業のビジネスに役立つ情報、国・県・関連団体などの施策情報などを集中的に収集・精査し、新たな価値を加えて提供する。 ５.交流会事業 センター会員企業とセンター支援企業グループ間、センター会員企業間、それぞれの交流を深めることにより、新たなビジネスチャンスを提供するため、交流会事業を実施する。 ６.即効型地域新生コンソーシアム研究開発事業 ・委託金 ： １億円 ・委託期間 ： 平成１４年３月２９日から平成１５年２月２８日 ・テーマ名 ： 水素エネルギー利用アドバンス型ハイブリッド冷凍システムの開発 ・今後の展開： コンソーシアム展開事業完結後の技術活用による食品加工流通業を目指す（四国中央に位置する西条市の地理的条件から、将来は四国の農産物貯蔵の物流拠点とする構想）。今後も地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を進めるため、大学などの技術シーズを活用した地域における産学官共同体制の下での研究開発を意欲的に検討する。 ７.新ＪＡＳ法の登録認証機関 消費者にとって安全な有機野菜の生産は、今後ますます重要性を増してくることを鑑み、また、即効型地域新生コンソーシアム研究開発事業の冷凍倉庫を活用する手段の一つとして、ＪＡＳ法に基づく有機農産物登録認定機関として、平成１４年２月２２日（５７番目）に認定された。 これは、農林水産大臣から認定を受けた登録認定機関が生産行程管理者等（農産物生産者等）を認定し、認定された生産行程管理者が自ら格付けを行い、有機ＪＡＳマークを貼付する仕組みである。				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い（その１）	細 項 目	株式会社 西条産業情報支援センター																																																																																		
事 務 事 業 名	決算状況	専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会																																																																																
調 整 方 針	株式会社 西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。																																																																																				
具 体 的 項 目	現 況																																																																																				
決 算 状 況 （平成１３年度）	第３期（平成１３年度） ●収入 ４４，３４６，９０８円 ●支出 ４３，４１４，６８２円 ●収支 ９３２，２２６円（黒字） 貸借対照表 平成１４年３月３１日現在（単位：円） <table><tr><th colspan="2">資 産 の 部</th><th colspan="2">負 債 の 部</th></tr><tr><th>科 目</th><th>金 額</th><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>【流動資産】</td><td>【16,535,560】</td><td>【流動負債】</td><td>【1,786,583】</td></tr><tr><td>現 金</td><td>5,445</td><td>未 払 費 用</td><td>793,029</td></tr><tr><td>預 金</td><td>12,715,386</td><td>未 払 法 人 税 等</td><td>711,200</td></tr><tr><td>貯 蔵 品</td><td>206,955</td><td>未 払 事 業 税</td><td>101,000</td></tr><tr><td>前 払 費 用</td><td>316,063</td><td>預 り 金</td><td>105,354</td></tr><tr><td>未 収 入 金</td><td>3,310,711</td><td>賞 与 引 当 金</td><td>76,000</td></tr><tr><td>貸 倒 引 当 金</td><td>19,000</td><td></td><td></td></tr><tr><td>【固定資産】</td><td>【1,431,643】</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（有形固定資産）</td><td>（1,431,643）</td><td>負 債 合 計</td><td>1,786,583</td></tr><tr><td>工具器具備品</td><td>260,704</td><td></td><td></td></tr><tr><td>一括償却資産</td><td>1,170,939</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2">資 本 の 部</td></tr><tr><td></td><td></td><td>【資本金】</td><td>【15,000,000】</td></tr><tr><td></td><td></td><td>【剰余金】</td><td>【1,180,620】</td></tr><tr><td></td><td></td><td>当期末処分利益</td><td>1,180,620</td></tr><tr><td></td><td></td><td>（うち当期利益）</td><td>（932,226）</td></tr><tr><td></td><td></td><td>資 本 合 計</td><td>16,180,620</td></tr><tr><td>資 産 合 計</td><td>17,976,203</td><td>負債・資本合計</td><td>17,967,203</td></tr></table>					資 産 の 部		負 債 の 部		科 目	金 額	科 目	金 額	【流動資産】	【16,535,560】	【流動負債】	【1,786,583】	現 金	5,445	未 払 費 用	793,029	預 金	12,715,386	未 払 法 人 税 等	711,200	貯 蔵 品	206,955	未 払 事 業 税	101,000	前 払 費 用	316,063	預 り 金	105,354	未 収 入 金	3,310,711	賞 与 引 当 金	76,000	貸 倒 引 当 金	19,000			【固定資産】	【1,431,643】			（有形固定資産）	（1,431,643）	負 債 合 計	1,786,583	工具器具備品	260,704			一括償却資産	1,170,939					資 本 の 部				【資本金】	【15,000,000】			【剰余金】	【1,180,620】			当期末処分利益	1,180,620			（うち当期利益）	（932,226）			資 本 合 計	16,180,620	資 産 合 計	17,976,203	負債・資本合計	17,967,203
資 産 の 部		負 債 の 部																																																																																			
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																		
【流動資産】	【16,535,560】	【流動負債】	【1,786,583】																																																																																		
現 金	5,445	未 払 費 用	793,029																																																																																		
預 金	12,715,386	未 払 法 人 税 等	711,200																																																																																		
貯 蔵 品	206,955	未 払 事 業 税	101,000																																																																																		
前 払 費 用	316,063	預 り 金	105,354																																																																																		
未 収 入 金	3,310,711	賞 与 引 当 金	76,000																																																																																		
貸 倒 引 当 金	19,000																																																																																				
【固定資産】	【1,431,643】																																																																																				
（有形固定資産）	（1,431,643）	負 債 合 計	1,786,583																																																																																		
工具器具備品	260,704																																																																																				
一括償却資産	1,170,939																																																																																				
		資 本 の 部																																																																																			
		【資本金】	【15,000,000】																																																																																		
		【剰余金】	【1,180,620】																																																																																		
		当期末処分利益	1,180,620																																																																																		
		（うち当期利益）	（932,226）																																																																																		
		資 本 合 計	16,180,620																																																																																		
資 産 合 計	17,976,203	負債・資本合計	17,967,203																																																																																		

株式会社 西条産業情報支援センターについて

西条市が一部出資し、商法の規定に基づき設立された株式会社の経営形態をとる法人で、通常「第3セクター」と呼ばれています。

○関係する主な法令

地方自治法（昭和22年 法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。

4～6 略

地方自治法施行令（昭和22年 政令第16号）

（公の施設の管理受託者）

第73条の3 地方自治法第244条の2第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

一 普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人

二 略

先 例 地 の 事 例

〔宇摩合併協議会〕（川之江市、伊予三島市、土居町、新宮村）

（株）やまびこについては、出資金は新市に引継ぎ、管理・運営は現行のとおりとする。

（株）やまびこは、新宮村が出資している第3セクターで霧の高原、霧の森などを経営している。

〔東宇和・三瓶合併協議会〕（明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町）

現在の第3セクターについては、合併時に調整し、新市に引き継ぐ。

第3セクターの出資については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

第3セクター

あけはまシーサイドパーク（株）、（株）東宇和物産会館、（株）野村町地域振興センター、

（株）グリーンヒル（青汁工場）、（株）城川自然ロッジ、（株）エフシー

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（使用料・手数料等総括表）

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）			細 項 目	使用料・手数料等
調 整 方 針	施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。 手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。ただし、一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。				
項 目	根 拠 条 例 等				具体的な調整内容
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	
1 手数料					
（１）廃棄物処理業の許可等及び一般廃棄物処理等手数料	西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例	東予市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	丹原町廃棄物の処理及び生活環境の美化に関する条例 丹原町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例	小松町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例	・廃棄物の処理業の許可等手数料については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 ・一般廃棄物処理手数料については、現行のとおりとする。 ・一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.32参照）
（２）各種収入金に係る督促手数料	西条市市税条例 西条市国民健康保険税条例 西条市督促手数料及び延滞金条例 西条市介護保険条例 西条市市営住宅設置及び管理条例 西条市道路占用料徴収条例	東予市市税条例 東予市国民健康保険税条例 東予市督促手数料及び延滞金条例 東予市介護保険条例 東予市道路占用料徴収条例	丹原町税条例 丹原町国民健康保険税条例 町税以外の諸収入金に対する督促手数料条例 丹原町介護保険条例 丹原町営住宅管理条例 丹原町道路占用料徴収条例	小松町税条例 小松町国民健康保険税条例 小松町督促手数料及び延滞金徴収条例 小松町介護保険条例 小松町道路占用料徴収条例	・督促手数料は、1通につき１００円とする。 調整方針説明資料（P.33参照）
2 一般利用施設使用料					
（１）市民会館の使用料	西条市市民会館設置及び管理条例	東予市市民会館設置及び管理条例	該当なし	該当なし	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.34,35参照）
（２）福祉施設の使用料	西条市立さくら荘設置及び管理に関する条例	東予市地域交流センター設置及び管理条例	該当なし	該当なし	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（P.36参照）
（３）農村環境改善センター等の使用料	該当なし	東予市農村環境改善センター設置及び管理条例	丹原町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例 丹原町農村婦人の家の設置及び管理に関する条例	小松町農村環境改善センター設置及び管理運営条例	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.37参照）
（４）産業・まちづくり関係施設の使用料	西条市産業情報支援センター設置及び管理条例	東予市産業学習館の設置及び管理に関する条例	該当なし	小松町まちづくり開発センター設置及び管理運営条例	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.38,39参照）
（５）観光施設の使用料	西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例	東予市本谷温泉館の設置及び管理に関する条例	該当なし	該当なし	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（P.40,41参照）
（６）ハイウェイオアシスの使用料	該当なし	該当なし	該当なし	小松町都市公園条例	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（P.42参照）
（７）少年自然の家の使用料	西条少年自然の家設置及び管理条例	該当なし	該当なし	該当なし	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（P.43参照）
（８）社会教育施設の使用料・入館料等	西条市立郷土博物館設置条例 西条市考古歴史館設置及び管理条例 西条市こどもの国設置及び管理条例 西条市生涯学習の館設置及び管理条例	東予市立郷土館設置及び管理条例	佐伯記念館・郷土資料館設置条例	小松町使用料条例 史跡近藤篤山旧邸の管理運営規則	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.44参照）

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（使用料・手数料等総括表）

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）			細 項 目	使用料・手数料等
調 整 方 針					
項 目	根 拠 条 例 等				具体的な調整内容
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	
（９）社会体育施設の使用料	西条市都市公園条例 西条市野球場設置及び管理条例 西条市体育館設置及び管理条例 西条市陸上競技場設置及び管理条例	東予市公園条例 東予市市民体育館設置及び管理条例	丹原町都市公園条例 丹原町Ｂ＆Ｇ海洋センターの設置及び管理に関する条例 丹原体育館の設置及び管理に関する条例	小松町都市公園条例 小松町体育館設置及び管理運営条例 小松町武道館設置及び管理条例	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（Ｐ.45～51参照）
（10）文化会館の使用料	西条市総合文化会館設置及び管理条例	該当なし	丹原町文化会館の設置及び管理に関する条例	該当なし	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（Ｐ.52～55参照）
3 公営住宅使用料					
（１）改良住宅の家賃	西条市小集落改良住宅設置及び管理条例	東予市小集落改良住宅設置及び管理条例	該当なし	該当なし	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（Ｐ.56参照）
4 その他施設使用料					
（１）公営墓地の使用料等	該当なし	東予市墓地条例	丹原町公営墓地使用許可要領	小松町墓地条例	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（Ｐ.57参照）
（２）漁港施設の使用料	該当なし	河原津漁港管理条例	該当なし	該当なし	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（Ｐ.58,59参照）
（３）温泉使用料	該当なし	東予市温泉配湯条例	該当なし	小松町温泉源泉管理条例	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（Ｐ.60参照）
（４）市道の占用料	西条市道路占用料徴収条例	東予市道路占用料徴収条例	丹原町道路占用料徴収条例	小松町道路占用料徴収条例	・道路法の規定に基づき調整する。 調整方針説明資料（Ｐ.61～64参照）

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）			細 項 目	手数料	
事 務 事 業 名	廃棄物処理業の許可等及び一般廃棄物処理等手数料			専 門 部 会 名	環境部会	分 科 会 名 環境分科会
調 整 方 針	廃棄物処理業の許可等手数料については、東予市・丹原町及び小松町の例により調整する。ただし、一般廃棄物収集運搬業等許可証再交付手数料については、現行のとおりとする。 一般廃棄物処理手数料については、現行のとおりとする。 一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。					
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
[根 拠]	[西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例]	[東予市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例]	[丹原町廃棄物の処理及び生活環境の美化に関する条例] [丹原町一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例]	[小松町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例]		
(１)一般廃棄物収集運搬業許可及び更新手数料並びに一般廃棄物処分業許可及び更新手数料	1 件につき 10,000円	1 件につき 5,000円	1 件につき 5,000円	1 件につき 5,000円	東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。	
(２)浄化槽清掃業許可手数料	1件につき 10,000円	1 件につき 5,000円	1 件につき 5,000円	1 件につき 5,000円		
(３)一般廃棄物収集運搬業等許可証再交付手数料	1件につき 1,000円	1 件につき 1,000円	1 件につき 1,000円	1 件につき 1,000円	現行のとおりとする。	
(４)一般廃棄物処理手数料	燃えるごみ袋 1枚100円 燃えないごみ袋 1枚100円 粗大ごみ処理券 1枚100円	燃えるごみ袋 1枚100円 燃えないごみ袋 1枚100円 粗大ごみ処理券 1枚100円	燃えるごみ袋 1枚100円 燃えないごみ袋 1枚100円 粗大ごみ処理券 1枚100円	燃えるごみ袋 1枚100円 燃えないごみ袋 1枚100円 粗大ごみ処理券 1枚100円		
(５)一般廃棄物最終処分場処分手数料	西条市船屋不燃物捨場 0.5 t 以下 100円 0.5 t を超え1 t 以下 200円 1 t を超え1 t 増すごとに 200円 (端数は1 t とみなす。) 加算	東予市一般廃棄物最終処分場 0.5 t 以下 200円 0.5 t を超え1 t 以下 500円 1 t を超え 2 t 以下 1,000円 2 t を超え1 t 増すごとに 500円 (端数は1 t とみなす。) 加算	丹原町一般廃棄物最終処分場 1 t 以下 800円 1 t を超え100kg増すごとに 80円 (100kg未満の端数切捨て) 加算	小松町不燃物処分場 0.5 t 以下 410円 0.5 t を超え1 t 以下 720円 1 t を超え 2 t 以下 1,240円 2 t を超え1 t 増すごとに 720円 (端数は1 t とみなす。) 加算	管理型一般廃棄物最終処分場(東予市・丹原町)処分手数料については、東予市の例により調整する。 安定型一般廃棄物最終処分場(西条市・小松町)処分手数料については、西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	各種収入金に係る督促手数料			専 門 部 会 名		分 科 会 名	
調 整 方 針	各種収入金に係る督促手数料は、１通につき１００円とする。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容		
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 市 税 条 例]	[東 予 市 税 条 例]	[丹 原 町 税 条 例]	[小 松 町 税 条 例]	督促手数料は、１通につき１００円とする。		
（１）市町税督促手数料	１通につき １００円	１通につき ６０円 （平成15年度から） （１００円）	１通につき ６０円	１通につき ６０円			
[根 拠]	[西条市国民健康保険税条例]	[東予市国民健康保険税条例]	[丹原町国民健康保険税条例]	[小松町国民健康保険税条例]			
（１）国民健康保険税督促手数料	１通につき １００円	１通につき ６０円 （平成15年度から） （１００円）	１通につき ６０円	１通につき ６０円			
[根 拠]	[西条市督促手数料及び延滞金条例]	[東予市督促手数料及び延滞金条例]	[町税以外の諸収入金に対する督促 手数料条例]	[小松町督促手数料及び延滞金徴収 条例]			
（１）分担金、使用料、加入金、手数料及び過料そ 他の市町税外収入金督促手数料	１通につき １００円	１通につき ６０円 （平成15年度から） （１００円）	１通につき ６０円	１通につき ６０円			
[根 拠]	[西 条 市 介 護 保 険 条 例]	[東 予 市 介 護 保 険 条 例]	[丹 原 町 介 護 保 険 条 例]	[小 松 町 介 護 保 険 条 例]			
（１）介護保険料督促手数料	１通につき １００円	１通につき ６０円 （平成15年度から） （１００円）	１通につき ６０円	１通につき ６０円			
[根 拠]	[西条市市営住宅設置及び管理条例]		[丹 原 町 営 住 宅 管 理 条 例]				
（１）市町営住宅家賃督促手数料	１通につき １００円	—	１通につき ６０円	—			
[根 拠]	[西条市道路占用料徴収条例]	[東予市道路占用料徴収条例]	[丹原町道路占用料徴収条例]	[小松町道路占用料徴収条例]			
（１）道路占用料督促手数料	１通につき 通常葉書の料金の 額に相当する額	１通につき ６０円 （平成15年度から） （１００円）	１通につき ６０円	１通につき ６０円			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）			細 項 目		使用料																																																																																																		
事 務 事 業 名		市民会館の使用料			専 門 部 会 名		財務部会		分 科 会 名	管財分科会																																																																																															
調 整 方 針		市民会館の使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																																																							
事 務 事 業 の 現 況											具体的な調整内容																																																																																														
西 条 市		東 予 市			丹 原 町			小 松 町																																																																																																	
[西条市市民会館設置及び管理条例] (使用料) 第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の区別に従い別表第１から別表第３までに定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、使用料を後納させることができる。 2 (省略) (食堂等の使用料) 第15条 市長は、食堂(喫茶コーナーを含む。以下同じ。)について、1年以内の期間に限り、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づき使用を許可することができる。この場合において、市長が必要と認めるときは、同一人に対し、引き続き使用を許可することができる。 2 前項の規定により食堂の使用の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。 3 (省略) 別表第１ ホール・会議室等使用料(第6条関係)		[東予市市民会館設置及び管理条例] (使用料) 第11条 使用者は、使用の区別に従い別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、使用料を後納させることができる。 2 (省略) 別表(第11条関係)			該当なし			該当なし			新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																																														
<table><tr><td>使用時間</td><td colspan="2">午前9時から午後10時まで</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>種別</td><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td>ホー ル</td><td>1時間につき</td><td>1,400円</td><td></td></tr><tr><td>第１・第２会議室</td><td>同</td><td>330円</td><td>1室ごとの使用料をいう。</td></tr><tr><td>第３・第４会議室</td><td>同</td><td>220円</td><td></td></tr><tr><td>第 1 和 室</td><td>同</td><td>820円</td><td></td></tr><tr><td>第2・第3・第4和室</td><td>同</td><td>220円</td><td>1室ごとの使用料をいう。</td></tr></table>		使用時間	午前9時から午後10時まで		摘 要	種別				ホー ル		1時間につき	1,400円		第１・第２会議室	同	330円	1室ごとの使用料をいう。	第３・第４会議室	同	220円		第 1 和 室	同	820円		第2・第3・第4和室	同	220円	1室ごとの使用料をいう。	<table><tr><td>時間区分</td><td>時 時</td><td>時 時</td><td>時 時</td><td>時 時</td><td>時 時</td><td>時 時</td></tr><tr><td>使用区分</td><td>9～12</td><td>12～17</td><td>17～22</td><td>9～17</td><td>12～22</td><td>9～22</td></tr><tr><td>第1会議室</td><td>円 500</td><td>円 700</td><td>円 800</td><td>円 1,100</td><td>円 1,400</td><td>円 1,600</td></tr><tr><td>第2会議室</td><td>900</td><td>1,200</td><td>1,500</td><td>1,900</td><td>2,400</td><td>2,900</td></tr><tr><td>第3会議室</td><td>1,000</td><td>1,300</td><td>1,600</td><td>2,000</td><td>2,500</td><td>3,000</td></tr><tr><td>第4会議室</td><td>500</td><td>700</td><td>800</td><td>1,100</td><td>1,400</td><td>1,600</td></tr><tr><td>第5会議室</td><td>3,000</td><td>4,000</td><td>5,000</td><td>6,300</td><td>8,100</td><td>9,600</td></tr><tr><td>第6会議室</td><td>300</td><td>400</td><td>500</td><td>600</td><td>800</td><td>1,000</td></tr><tr><td>和 室</td><td>600</td><td>800</td><td>1,000</td><td>1,300</td><td>1,600</td><td>1,900</td></tr><tr><td>料理講習室</td><td>700</td><td>900</td><td>1,200</td><td>1,400</td><td>1,900</td><td>2,200</td></tr></table>			時間区分	時 時	時 時	時 時	時 時	時 時	時 時	使用区分	9～12	12～17	17～22	9～17	12～22	9～22	第1会議室	円 500	円 700	円 800	円 1,100	円 1,400	円 1,600	第2会議室	900	1,200	1,500	1,900	2,400	2,900	第3会議室	1,000	1,300	1,600	2,000	2,500	3,000	第4会議室	500	700	800	1,100	1,400	1,600	第5会議室	3,000	4,000	5,000	6,300	8,100	9,600	第6会議室	300	400	500	600	800	1,000	和 室	600	800	1,000	1,300	1,600	1,900	料理講習室	700	900	1,200	1,400	1,900	2,200	備考 1 土曜日(12時から22時までの間)、日曜日及び祝祭日に使用するとき、上表の料金(以下「基本料金」という。)の2割を加算する。 2 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 3 使用時間が上表の時間区分帯(以下「基準時間」という。)に満たないときは基準時間とみなす。 4 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき及び営利を目的とし、又は付随的に営利を得ることがあるときは、基本料金の7割を加算する。 5 冷房及び暖房の使用料は基本料金の5割を加算する。 6 使用者が持ち込み器具によりコンセントを使用するときは1kWh当たり200円、スクリーンを使用する場合は1日につき400円を加算する。 7 前各項で計算して得た使用料の額に10円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 8 第6会議室の使用については、原則として第1項に規定する以外の日の9時から17時までとする。	
使用時間	午前9時から午後10時まで		摘 要																																																																																																						
種別																																																																																																									
ホー ル	1時間につき	1,400円																																																																																																							
第１・第２会議室	同	330円	1室ごとの使用料をいう。																																																																																																						
第３・第４会議室	同	220円																																																																																																							
第 1 和 室	同	820円																																																																																																							
第2・第3・第4和室	同	220円	1室ごとの使用料をいう。																																																																																																						
時間区分	時 時	時 時	時 時	時 時	時 時	時 時																																																																																																			
使用区分	9～12	12～17	17～22	9～17	12～22	9～22																																																																																																			
第1会議室	円 500	円 700	円 800	円 1,100	円 1,400	円 1,600																																																																																																			
第2会議室	900	1,200	1,500	1,900	2,400	2,900																																																																																																			
第3会議室	1,000	1,300	1,600	2,000	2,500	3,000																																																																																																			
第4会議室	500	700	800	1,100	1,400	1,600																																																																																																			
第5会議室	3,000	4,000	5,000	6,300	8,100	9,600																																																																																																			
第6会議室	300	400	500	600	800	1,000																																																																																																			
和 室	600	800	1,000	1,300	1,600	1,900																																																																																																			
料理講習室	700	900	1,200	1,400	1,900	2,200																																																																																																			
別表第２ 設備・備品使用料(第6条関係)																																																																																																									
<table><tr><td>区 分</td><td>単 位</td><td>料 金</td></tr><tr><td>ボ ー ダ ー ラ イ ト</td><td>1 式 1 回 に つ き</td><td>750円</td></tr><tr><td>シ ー リ ン グ ラ イ ト</td><td>同</td><td>750円</td></tr><tr><td>ホ リ ゾ ン ラ イ ト</td><td>同</td><td>450円</td></tr><tr><td>サイドスポットライト</td><td>同</td><td>750円</td></tr><tr><td>サスペンションライト</td><td>同</td><td>450円</td></tr></table>		区 分	単 位	料 金	ボ ー ダ ー ラ イ ト	1 式 1 回 に つ き	750円	シ ー リ ン グ ラ イ ト	同	750円	ホ リ ゾ ン ラ イ ト	同	450円	サイドスポットライト	同	750円	サスペンションライト	同	450円																																																																																						
区 分	単 位	料 金																																																																																																							
ボ ー ダ ー ラ イ ト	1 式 1 回 に つ き	750円																																																																																																							
シ ー リ ン グ ラ イ ト	同	750円																																																																																																							
ホ リ ゾ ン ラ イ ト	同	450円																																																																																																							
サイドスポットライト	同	750円																																																																																																							
サスペンションライト	同	450円																																																																																																							
(次ページに続く)																																																																																																									

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）			細 項 目		使用料		
事 務 事 業 名		市民会館の使用料			専 門 部 会 名		財務部会	分 科 会 名	管財分科会
調 整 方 針									
事 務 事 業 の 現 況								具体的な調整内容	
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町			
(続き)									
区 分	単 位	料 金							
ミ ラ ー ボ ー ル	同	150円							
エ フ ェ ク ト マ シ ン	同	150円							
オ ー ロ ラ マ シ ン	同	150円							
ピンアークスポット	同	1,050円							
フ ッ ト ラ イ ト	同	450円							
アンプ(マイク1本付)(A)	1 台 1 回 に つ き	2,250円							
アンプ(マイク1本付)(B)	同	1,200円							
マイクロホン（A）	1 本 1 回 に つ き	600円							
マイクロホン（B）	同	300円							
ワイヤレスマイク	同	300円							
レコードプレーヤー	1 台 1 回 に つ き	450円							
テープレコーダー	同	450円							
ピ ア ノ	同	3,000円							
金 び ょ う ぶ	1 双 1 回 に つ き	1,050円							
展 示 用 つ い 立 て	1 枚 1 回 に つ き	150円							
1 6 ミ リ 映 写 機	1 台 1 回 に つ き	3,750円							
ス ク リ ー ン	1 式 1 回 に つ き	750円							
備考									
1 1回とは、開会から閉会まで、又は開演から終演までとする。									
2 ピアノの使用料には、調律料は含まない。									
別表第3 冷暖房使用料(第6条関係)									
区分		料金							
ホール		基本料金の5割の額							
会議室・和室		基本料金の3割の額							
別表第4 食堂使用料(第15条関係)									
名 称	単 位	料 金							
食 堂	1 箇 月	105,000円							
備考 電気・ガス・水道・下水道及び冷暖房の使用料は、別に市長が定める。									

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目		使用料																																																	
事 務 事 業 名		福祉施設の使用料		専 門 部 会 名		福祉部会	分 科 会 名	福祉分科会																																															
調 整 方 針		福祉施設の使用料については、現行のとおりとする。																																																					
事 務 事 業 の 現 況								具体的な調整内容																																															
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町																																																	
[西条市立さくら荘設置及び管理に関する条例] (使用料) 第5条 さくら荘の使用料は、別表のとおりとする。ただし、市長は、生活保護を受けている者及びこれに準ずる者の使用料を減免することができる。 別表 使用料月額表 <table><tr><td>区 分</td><td>使 用 料</td><td>備 考</td></tr><tr><td>甲 号</td><td>月額 1,500円</td><td>4.5畳</td></tr><tr><td>乙 号</td><td>月額 1,600円</td><td>6畳</td></tr><tr><td>丙 号</td><td>月額 1,900円</td><td>4.5畳(昭和48年度新築分)</td></tr></table>		区 分	使 用 料	備 考	甲 号	月額 1,500円	4.5畳	乙 号	月額 1,600円	6畳	丙 号	月額 1,900円	4.5畳(昭和48年度新築分)	[東予市地域交流センター設置及び管理条例] (使用料) 第8条 前条の許可を受けてセンターを使用する者(以下「使用者」という。)で、別表に定める施設を使用する者は、同表に定める使用料を納付しなければならない。 2 (省略) 別表(第8条関係) センター施設使用料 <table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>使 用 単 位</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td colspan="2">多 目 的 ホ ー ル</td><td>1時間につき</td><td>円 1,600</td></tr><tr><td colspan="2">多 目 的 ホ ー ル 舞 台 照 明 施 設</td><td>＼</td><td>700</td></tr><tr><td colspan="2">工 作 室</td><td>＼</td><td>400</td></tr><tr><td rowspan="6">浴 室</td><td colspan="2">高 齢 者 (6 5 歳 以 上)</td><td>150</td></tr><tr><td colspan="2">大 人 (中 学 生 ～ 6 4 歳)</td><td>300</td></tr><tr><td colspan="2">小 人</td><td>150</td></tr><tr><td colspan="2">幼 児 (3 歳 未 満)</td><td>80</td></tr><tr><td>身体障害者手帳の交付</td><td>大 人</td><td>150</td></tr><tr><td>を 受 け て い る 者</td><td>小 人</td><td>80</td></tr></table> 備考 1 工作室で陶芸窯を使用する場合は、1時間につき250円を加算する。 2 土曜日の午後、日曜日及び祝日に使用するときは、上記使用料(以下「使用料」という。)に2割を加算する。ただし、多目的ホール照明施設及び浴室は除く。 3 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間も含む。 4 入場料を徴収する場合は、使用料に次の割合を加算する。 (1) 入場料等が500円未満の場合 2割 (2) 入場料等が500円以上1,000円未満の場合 3割 (3) 入場料等が1,000円以上の場合 5割 5 冷暖房施設を使用するときは、使用料に5割を加算する。 6 前各項により計算して得た使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。		区 分		使 用 単 位	使 用 料	多 目 的 ホ ー ル		1時間につき	円 1,600	多 目 的 ホ ー ル 舞 台 照 明 施 設		＼	700	工 作 室		＼	400	浴 室	高 齢 者 (6 5 歳 以 上)		150	大 人 (中 学 生 ～ 6 4 歳)		300	小 人		150	幼 児 (3 歳 未 満)		80	身体障害者手帳の交付	大 人	150	を 受 け て い る 者	小 人	80	該当なし		該当なし		現行のとおりとする。
区 分	使 用 料	備 考																																																					
甲 号	月額 1,500円	4.5畳																																																					
乙 号	月額 1,600円	6畳																																																					
丙 号	月額 1,900円	4.5畳(昭和48年度新築分)																																																					
区 分		使 用 単 位	使 用 料																																																				
多 目 的 ホ ー ル		1時間につき	円 1,600																																																				
多 目 的 ホ ー ル 舞 台 照 明 施 設		＼	700																																																				
工 作 室		＼	400																																																				
浴 室	高 齢 者 (6 5 歳 以 上)		150																																																				
	大 人 (中 学 生 ～ 6 4 歳)		300																																																				
	小 人		150																																																				
	幼 児 (3 歳 未 満)		80																																																				
	身体障害者手帳の交付	大 人	150																																																				
	を 受 け て い る 者	小 人	80																																																				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目	使用料																																																																			
事 務 事 業 名	農村環境改善センター等の使用料		専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	農業分科会																																																																	
調 整 方 針	農村環境改善センター等の使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																						
事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容																																																																			
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町																																																																				
該当なし	[東予市農村環境改善センター設置及び管理条例] (使用料) 第8条 前条の許可を受けて使用する者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。 別表(第8条関係) <table><tr><th>区 分</th><th>使 用 単 位</th><th>使 用 料</th></tr><tr><td>多 目 的 ホ ー ル</td><td>1時間につき</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>多 目 的 ホ ー ル 照 明 施 設</td><td>〃</td><td>300</td></tr><tr><td>健 康 相 談 室</td><td>〃</td><td>200</td></tr><tr><td>調 理 実 習 室</td><td>〃</td><td>500</td></tr><tr><td>老 人 憩 室</td><td>〃</td><td>200</td></tr><tr><td>生 活 改 善 室 兼 婦 人 研 修 室</td><td>〃</td><td>200</td></tr><tr><td>農 事 研 修 室</td><td>〃</td><td>300</td></tr><tr><td>営 農 サ ー ク ル 室</td><td>〃</td><td>300</td></tr><tr><td>営 農 相 談 室</td><td>〃</td><td>200</td></tr></table> 備考 1 土曜日の午後、日曜日及び祝日に使用するとき、上記使用料(以下「使用料」という。)に2割を加算する。ただし、多目的ホール照明施設は除く。 2 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間も含む。 3 入場料を徴収する場合は、使用料に次の割合を加算する。 (1)入場料が500円未満の場合 2割 (2)入場料が500円以上1,000円未満の場合 3割 (3)入場料が1,000円以上の場合 5割 4 冷暖房施設を使用ときは、使用料に7割を加算する。 5 前各項により計算して得た使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。	区 分	使 用 単 位	使 用 料	多 目 的 ホ ー ル	1時間につき	1,500円	多 目 的 ホ ー ル 照 明 施 設	〃	300	健 康 相 談 室	〃	200	調 理 実 習 室	〃	500	老 人 憩 室	〃	200	生 活 改 善 室 兼 婦 人 研 修 室	〃	200	農 事 研 修 室	〃	300	営 農 サ ー ク ル 室	〃	300	営 農 相 談 室	〃	200	[丹原町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例] (使用料) 第8条 農村センターの使用料は無料とする。ただし、町長が必要と認めた経費は、これを利用者に負担させることができる。 (町長が必要と認めた場合) 多目的ホール 1時間につき 200円 その他 実費（200円/時間） [丹原町農村婦人の家の設置及び管理に関する条例] (使用料) 第9条 婦人の家の使用料は、無料とする。ただし、町長が必要と認めた経費は、これを利用者に負担させることができる。 (町長が必要と認めた場合) 使用器具の使用料 自動発酵機 1台1回 400円 製粉機 1 升 50円 ガス回転釜 1 時間 250円 動力ミンチ 1 回 50円 高圧釜 1 回 150円 穀物膨張機 1 回 100円 製麺機 1 kg 50円 水圧式洗米機 1 回 50円 ミニスライサー 10 分 10円 ボンせんべい機 1 時間 100円 ミートグラインダー 1 時間 100円 真空包装機 1 時間 100円 5時間以上 500円	[小松町農村環境改善センター設置及び管理運営条例] (使用料) 第5条 センターの使用料は、小松町使用料条例の定めるところによる。 小松町使用料条例 別表(第2条関係) <table><tr><th>区 分</th><th>財 産 の 名 称</th><th>使 用 単 位</th><th>会場使用料</th><th>冷暖房使用料</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="6">農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー 施 設</td><td>多目的ホール</td><td>1時間につき</td><td>円 980</td><td>円 580</td><td></td></tr><tr><td>和室会議室</td><td>〃</td><td>120</td><td>70</td><td></td></tr><tr><td>生活実習室</td><td>〃</td><td>370</td><td>220</td><td></td></tr><tr><td>老人いこい室</td><td>〃</td><td>180</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>農事研修室</td><td>〃</td><td>180</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>視聴覚室</td><td>〃</td><td>180</td><td>100</td><td></td></tr></table> 備考 (1)使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき、及び営利を目的として使用する場合は、使用料の4倍の額とする。 (2)（省略）	区 分	財 産 の 名 称	使 用 単 位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考	農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー 施 設	多目的ホール	1時間につき	円 980	円 580		和室会議室	〃	120	70		生活実習室	〃	370	220		老人いこい室	〃	180	100		農事研修室	〃	180	100		視聴覚室	〃	180	100		新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
区 分	使 用 単 位	使 用 料																																																																					
多 目 的 ホ ー ル	1時間につき	1,500円																																																																					
多 目 的 ホ ー ル 照 明 施 設	〃	300																																																																					
健 康 相 談 室	〃	200																																																																					
調 理 実 習 室	〃	500																																																																					
老 人 憩 室	〃	200																																																																					
生 活 改 善 室 兼 婦 人 研 修 室	〃	200																																																																					
農 事 研 修 室	〃	300																																																																					
営 農 サ ー ク ル 室	〃	300																																																																					
営 農 相 談 室	〃	200																																																																					
区 分	財 産 の 名 称	使 用 単 位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考																																																																		
農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー 施 設	多目的ホール	1時間につき	円 980	円 580																																																																			
	和室会議室	〃	120	70																																																																			
	生活実習室	〃	370	220																																																																			
	老人いこい室	〃	180	100																																																																			
	農事研修室	〃	180	100																																																																			
	視聴覚室	〃	180	100																																																																			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目		使用料																																																																																			
事 務 事 業 名		産業・まちづくり関係施設の使用料		専 門 部 会 名		産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会																																																																																	
調 整 方 針		産業・まちづくり関係施設の使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																																							
		事 務 事 業 の 現 況						具体的な調整内容																																																																																	
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町																																																																																			
[西条市産業情報支援センター設置及び管理条例] (使用料) 第4条 会議室等の使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表第１に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、使用料を後納することができる。 2 （省略） (入居使用料等) 第12条 インキュベータ室への入居の許可を受けたもの(以下「入居者」という。)は、別表第２に定めるインキュベータ室入居使用料(以下「入居使用料」という。)を納付しなければならない。ただし、つきの途中でインキュベータ室に新たに入居した場合又は退去した場合は、当該月の入居使用料は日割計算による。 2 入居者であって、駐車場の使用の許可を受けたものは、別表第３に定める駐車場使用料を納付しなければならない。 3 （省略） (保証金) 第14条 入居者は、保証金を納付しなければならない。 2 保証金は、入居使用料の２月分に相当する金額とし、使用許可の際に徴収する。 3 （省略） 別表第１(第4条関係) (1)会議室等使用料(情報研修室を除く。) <table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>単 位</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td rowspan="2">研 修 会 議 室</td><td>床面の全体を使用する場合</td><td>1時間につき</td><td>800円</td></tr><tr><td>床面の2分の1を使用する場合</td><td>同</td><td>400円</td></tr><tr><td colspan="2">会 議 室 1</td><td>同</td><td>300円</td></tr><tr><td colspan="2">会 議 室 2</td><td>同</td><td>400円</td></tr><tr><td colspan="2">多 目 的 ル ー ム</td><td>同</td><td>700円</td></tr><tr><td colspan="2">交 流 サ ロ ン</td><td>同</td><td>700円</td></tr></table> 備考 1 冷暖房を使用するときは、使用料の3割を加算する。 2 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切捨てる。 3 使用時間には、準備、後片付け等に要する時間も含むものとする。 4 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 (2)情報研修室使用料 <table><tr><td>区分</td><td>単位</td><td>使用料</td></tr><tr><td>情報研修室</td><td>1月につき</td><td>46,800円</td></tr></table> 備考 1 電気の使用料は、使用者の負担とする。 2 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。 3 使用時間が1月に満たないときは、当該月の使用料は、日割り計算による。 4 設備、備品等使用料 市長が規則で定める額 (次ページに続く)		区 分		単 位	使 用 料	研 修 会 議 室	床面の全体を使用する場合	1時間につき	800円	床面の2分の1を使用する場合	同	400円	会 議 室 1		同	300円	会 議 室 2		同	400円	多 目 的 ル ー ム		同	700円	交 流 サ ロ ン		同	700円	区分	単位	使用料	情報研修室	1月につき	46,800円	[東予市産業学習館の設置及び管理に関する条例] (使用料) 第9条 前条第2項の許可を受けて使用する者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 （省略） 別表(第9条関係) <table><tr><td colspan="3">視聴覚室使用料</td></tr><tr><td>区 分</td><td>使 用 単 位</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>視 聴 覚 室</td><td>1 時 間 に つ き</td><td>1,000円</td></tr></table> 備考 1 営利を目的とする場合は、使用料に10割を加算する。 2 冷暖房を使用するときは、使用料に5割を加算する。	視聴覚室使用料			区 分	使 用 単 位	使 用 料	視 聴 覚 室	1 時 間 に つ き	1,000円	該当なし	[小松町まちづくり開発センター設置及び管理運営条例] (使用料) 第5条 開発センターの使用料は、小松町使用料条例の定めるところによる。 小松町使用料条例 別表(第2条関係) <table><tr><td>区 分</td><td>財 産 の 名 称</td><td>使 用 単 位</td><td>会場使用料</td><td>冷暖房使用料</td><td>備 考</td></tr><tr><td rowspan="7">開 発 セ ン タ ー 施 設</td><td>陶 芸 窯</td><td>1回につき</td><td>円 4,500</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td>創 作 室 ()</td><td>1時間につき</td><td>180</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>創 作 室 ()</td><td>"</td><td>310</td><td>180</td><td></td></tr><tr><td>創 作 室 ()</td><td>"</td><td>180</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>小 会 議 室</td><td>"</td><td>90</td><td>50</td><td></td></tr><tr><td>ミーティング室</td><td>"</td><td>120</td><td>70</td><td></td></tr><tr><td>特 産 加 工 室</td><td>"</td><td>280</td><td>—</td><td></td></tr></table> 備考 (1)使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき、及び営利を目的として使用する場合は、使用料の4倍の額とする。 (2)（省略）	区 分	財 産 の 名 称	使 用 単 位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考	開 発 セ ン タ ー 施 設	陶 芸 窯	1回につき	円 4,500	円		創 作 室 ()	1時間につき	180	100		創 作 室 ()	"	310	180		創 作 室 ()	"	180	100		小 会 議 室	"	90	50		ミーティング室	"	120	70		特 産 加 工 室	"	280	—		新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
区 分		単 位	使 用 料																																																																																						
研 修 会 議 室	床面の全体を使用する場合	1時間につき	800円																																																																																						
	床面の2分の1を使用する場合	同	400円																																																																																						
会 議 室 1		同	300円																																																																																						
会 議 室 2		同	400円																																																																																						
多 目 的 ル ー ム		同	700円																																																																																						
交 流 サ ロ ン		同	700円																																																																																						
区分	単位	使用料																																																																																							
情報研修室	1月につき	46,800円																																																																																							
視聴覚室使用料																																																																																									
区 分	使 用 単 位	使 用 料																																																																																							
視 聴 覚 室	1 時 間 に つ き	1,000円																																																																																							
区 分	財 産 の 名 称	使 用 単 位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考																																																																																				
開 発 セ ン タ ー 施 設	陶 芸 窯	1回につき	円 4,500	円																																																																																					
	創 作 室 ()	1時間につき	180	100																																																																																					
	創 作 室 ()	"	310	180																																																																																					
	創 作 室 ()	"	180	100																																																																																					
	小 会 議 室	"	90	50																																																																																					
	ミーティング室	"	120	70																																																																																					
	特 産 加 工 室	"	280	—																																																																																					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目		使用料																																									
事 務 事 業 名		産業・まちづくり関係施設の使用料		専 門 部 会 名		産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会																																							
調 整 方 針																																															
事 務 事 業 の 現 況								具体的な調整内容																																							
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町																																									
(続き) 別表第 2 (第13条第1項関係) インキュベータ室入居使用料 <table><tr><td>区 分</td><td>単 位</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>第 1 0 イ ン キ ュ ベ ー タ 室</td><td>1月につき</td><td>15,700円</td></tr><tr><td>第 3 ～ 第 6 ・ 第 1 1 ・ 第 1 2 イ ン キ ュ ベ ー タ 室</td><td>同</td><td>16,600円</td></tr><tr><td>第 1 ・ 第 7 ～ 第 9 イ ン キ ュ ベ ー タ 室</td><td>同</td><td>20,800円</td></tr><tr><td>第 2 イ ン キ ュ ベ ー タ 室</td><td>同</td><td>30,100円</td></tr></table> 備考 1 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。 別表第 3 (第13条第2項関係) 駐車場使用料 <table><tr><td>区 分</td><td>単 位</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>駐 車 場</td><td>1 台 ・ 1 月 に つ き</td><td>2,000円</td></tr></table> [西条市産業情報支援センター設置及び管理条例施行規則] 別表第 1 (第9条関係) <table><tr><td>設 備 備 品 名</td><td>単 位</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>持運び用スピーカー一体型アンプ</td><td>1台1回につき</td><td>600円</td></tr><tr><td>ワイヤレスマイク</td><td>1本1回につき</td><td>300円</td></tr><tr><td>ＯＨＰ・スクリーンセット</td><td>1式1回につき</td><td>1,100円</td></tr><tr><td>スライド・スクリーンセット</td><td>1式1回につき</td><td>1,100円</td></tr><tr><td>液晶ビデオプロジェクター・スクリーンセット</td><td>1式1回につき</td><td>2,000円</td></tr></table>		区 分	単 位	使 用 料	第 1 0 イ ン キ ュ ベ ー タ 室	1月につき	15,700円	第 3 ～ 第 6 ・ 第 1 1 ・ 第 1 2 イ ン キ ュ ベ ー タ 室	同	16,600円	第 1 ・ 第 7 ～ 第 9 イ ン キ ュ ベ ー タ 室	同	20,800円	第 2 イ ン キ ュ ベ ー タ 室	同	30,100円	区 分	単 位	使 用 料	駐 車 場	1 台 ・ 1 月 に つ き	2,000円	設 備 備 品 名	単 位	使 用 料	持運び用スピーカー一体型アンプ	1台1回につき	600円	ワイヤレスマイク	1本1回につき	300円	ＯＨＰ・スクリーンセット	1式1回につき	1,100円	スライド・スクリーンセット	1式1回につき	1,100円	液晶ビデオプロジェクター・スクリーンセット	1式1回につき	2,000円							
区 分	単 位	使 用 料																																													
第 1 0 イ ン キ ュ ベ ー タ 室	1月につき	15,700円																																													
第 3 ～ 第 6 ・ 第 1 1 ・ 第 1 2 イ ン キ ュ ベ ー タ 室	同	16,600円																																													
第 1 ・ 第 7 ～ 第 9 イ ン キ ュ ベ ー タ 室	同	20,800円																																													
第 2 イ ン キ ュ ベ ー タ 室	同	30,100円																																													
区 分	単 位	使 用 料																																													
駐 車 場	1 台 ・ 1 月 に つ き	2,000円																																													
設 備 備 品 名	単 位	使 用 料																																													
持運び用スピーカー一体型アンプ	1台1回につき	600円																																													
ワイヤレスマイク	1本1回につき	300円																																													
ＯＨＰ・スクリーンセット	1式1回につき	1,100円																																													
スライド・スクリーンセット	1式1回につき	1,100円																																													
液晶ビデオプロジェクター・スクリーンセット	1式1回につき	2,000円																																													

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目		使用料																																																																																
事 務 事 業 名		観光施設の使用料		専 門 部 会 名		産業経済部会	分 科 会 名	観光分科会																																																																														
調 整 方 針		観光施設の使用料については、現行のとおりとする。																																																																																				
事 務 事 業 の 現 況								具体的な調整内容																																																																														
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町																																																																																
[西条市石鎚ふれあいの里設置及び管理条例] (使用料) 第7条 使用者は、使用方法の区分に従い別表第一から別表第三までに定める使用料を前納しなければならない。 2 (省略) (食堂等の使用) 第12条 市長は、食堂(バーベキュー棟を含む。以下同じ。)について、1年以内の期間に限り、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づき使用を許可することができる。この場合において、市長が必要と認めるときは、同一人に対し、引き続き使用を許可することができる。 2 前項の規定により食堂の使用の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。 3 (省略) 別表第1 宿泊料等(第7条関係)		[東予市本谷温泉館の設置及び管理に関する条例] (使用料) 第10条 使用者は、使用区分に従い、別表第1から別表第3までに定める入浴料及び施設使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。 2 (省略) (食堂の使用) 第19条 市長は、食堂の使用について、2年以内の期間に限り、地方自治法第238条の4第4項の規定により、使用を許可することができる。この場合において、市長は必要があると認めるときは、同一人に対して引き続き使用を許可することができる。 2 前項の規定により食堂の使用の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。 3 (省略) 別表第1(第10条関係) 入浴料		該当なし		該当なし		現行のとおりとする。																																																																														
<table><tr><td>施設名</td><td>区 分</td><td>使 用 料 (円)</td></tr><tr><td rowspan="6">宿 泊 室</td><td>大 人</td><td>1人当り 1,170</td></tr><tr><td>高 校 ・ 大 学 生</td><td>1人当り 880</td></tr><tr><td>小 ・ 中 学 生</td><td>1人当り 590</td></tr><tr><td rowspan="3">団 体</td><td>大 人</td><td>1人当り 980</td></tr><tr><td>高校・大学生</td><td>1人当り 680</td></tr><tr><td>小・中学生</td><td>1人当り 490</td></tr><tr><td rowspan="5">ケ ビ ン</td><td rowspan="4">基 本 料 金</td><td>2 ～ 4 人 用</td><td>1棟当り2人(基本人員)まで 2,920</td></tr><tr><td>4 ～ 6 人 用</td><td>1棟当り4人(基本人員)まで 5,840</td></tr><tr><td>6 ～ 10 人 用</td><td>1棟当り6人(基本人員)まで 8,760</td></tr><tr><td>7 ～ 8 人 用</td><td>1棟当り7人(基本人員)まで 10,220</td></tr><tr><td>加 算 料 金</td><td colspan="2">基本人員を超え1人当たり 980</td></tr><tr><td rowspan="2">キ ャ ン プ</td><td>大 人</td><td>1人当り 200</td></tr><tr><td>小 ・ 中 学 生</td><td>1人当り 100</td></tr></table> 1 宿泊者の使用時間は、原則として午後4時から翌日午前10時までとする。 2 前記1の使用時間を超えて引き続き施設を使用する場合は、別表第二に定める料金を加算する。ただし、2泊以上継続して使用する場合は、到着日及び出発日を除く滞在期間中は、休息料金を加算しない。 3 団体とは、宿泊室1室に20人以上宿泊する場合をいう。 4 ケピンの宿泊人数には、小学生未満を含まない。 5 キャンプについては、別表第三に定めるキャンプシートを使用する場合は無料とする。 (次ページに続く)		施設名	区 分	使 用 料 (円)	宿 泊 室	大 人	1人当り 1,170		高 校 ・ 大 学 生	1人当り 880	小 ・ 中 学 生	1人当り 590	団 体	大 人	1人当り 980	高校・大学生	1人当り 680	小・中学生	1人当り 490	ケ ビ ン	基 本 料 金	2 ～ 4 人 用	1棟当り2人(基本人員)まで 2,920	4 ～ 6 人 用	1棟当り4人(基本人員)まで 5,840	6 ～ 10 人 用	1棟当り6人(基本人員)まで 8,760	7 ～ 8 人 用	1棟当り7人(基本人員)まで 10,220	加 算 料 金	基本人員を超え1人当たり 980		キ ャ ン プ	大 人	1人当り 200	小 ・ 中 学 生	1人当り 100	<table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>料 金(単位円)</td></tr><tr><td rowspan="6">一 (露天風呂を含む)</td><td>大人</td><td>300</td></tr><tr><td>小人</td><td>200</td></tr><tr><td>3歳未満</td><td>無料</td></tr><tr><td rowspan="2">市内に居住するもので、高齢者手帳又は身体障害者手帳等の交付を受けている者</td><td>大人</td><td>200</td></tr><tr><td>小人</td><td>100</td></tr><tr><td>回数 (1 1 枚 綴 り)</td><td>大人</td><td>3,000</td></tr><tr><td></td><td>小人</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="2">家 風 族 呂</td><td>基本</td><td>時間 1時間以内</td><td>1,500</td></tr><tr><td>追加</td><td>1時間を超える場合</td><td>30分間につき 500</td></tr></table> 備考 1 大人は、中学生以上をいう。 2 小人は、小学生以下をいう。 別表第2(第10条関係) 施設使用料		区 分		料 金(単位円)	一 (露天風呂を含む)	大人	300	小人	200	3歳未満	無料	市内に居住するもので、高齢者手帳又は身体障害者手帳等の交付を受けている者	大人	200	小人	100	回数 (1 1 枚 綴 り)	大人	3,000		小人	2,000	家 風 族 呂	基本	時間 1時間以内	1,500	追加	1時間を超える場合	30分間につき 500	<table><tr><td>区 分</td><td>使 用 料</td><td>使 用 時 間</td></tr><tr><td>集 い の 場</td><td>無料</td><td></td></tr><tr><td>3 世 代 交 流 室</td><td>無料</td><td></td></tr><tr><td>集 会 室</td><td>無料</td><td></td></tr><tr><td>老 人 憩 い 室</td><td>2,000円</td><td>3時間</td></tr><tr><td>研 修 室</td><td>3,000円</td><td>3時間</td></tr></table> 備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 2 3時間を超える場合は、1時間につき2割を加算する。 3 老人憩い室及び研修室は、宿泊者が会議等に利用するときは無料とする。 4 研修室を宿泊施設として利用する場合は、上記の表は適用せず別表第3を適用する。 (次ページに続く)		区 分	使 用 料	使 用 時 間	集 い の 場	無料		3 世 代 交 流 室	無料		集 会 室	無料		老 人 憩 い 室	2,000円	3時間	研 修 室	3,000円
施設名	区 分	使 用 料 (円)																																																																																				
宿 泊 室	大 人	1人当り 1,170																																																																																				
	高 校 ・ 大 学 生	1人当り 880																																																																																				
	小 ・ 中 学 生	1人当り 590																																																																																				
	団 体	大 人	1人当り 980																																																																																			
		高校・大学生	1人当り 680																																																																																			
		小・中学生	1人当り 490																																																																																			
ケ ビ ン	基 本 料 金	2 ～ 4 人 用	1棟当り2人(基本人員)まで 2,920																																																																																			
		4 ～ 6 人 用	1棟当り4人(基本人員)まで 5,840																																																																																			
		6 ～ 10 人 用	1棟当り6人(基本人員)まで 8,760																																																																																			
		7 ～ 8 人 用	1棟当り7人(基本人員)まで 10,220																																																																																			
	加 算 料 金	基本人員を超え1人当たり 980																																																																																				
キ ャ ン プ	大 人	1人当り 200																																																																																				
	小 ・ 中 学 生	1人当り 100																																																																																				
区 分		料 金(単位円)																																																																																				
一 (露天風呂を含む)	大人	300																																																																																				
	小人	200																																																																																				
	3歳未満	無料																																																																																				
	市内に居住するもので、高齢者手帳又は身体障害者手帳等の交付を受けている者	大人	200																																																																																			
		小人	100																																																																																			
	回数 (1 1 枚 綴 り)	大人	3,000																																																																																			
	小人	2,000																																																																																				
家 風 族 呂	基本	時間 1時間以内	1,500																																																																																			
	追加	1時間を超える場合	30分間につき 500																																																																																			
区 分	使 用 料	使 用 時 間																																																																																				
集 い の 場	無料																																																																																					
3 世 代 交 流 室	無料																																																																																					
集 会 室	無料																																																																																					
老 人 憩 い 室	2,000円	3時間																																																																																				
研 修 室	3,000円	3時間																																																																																				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）				細 項 目		使用料						
事 務 事 業 名		観光施設の使用料				専 門 部 会 名		産業経済部会	分 科 会 名	観光分科会				
調 整 方 針														
事 務 事 業 の 現 況										具体的な調整内容				
西 条 市		東 予 市				丹 原 町		小 松 町						
(続き) 別表第２ 研修・会議・休息等料金(第7条関係)		(続き) 別表第３(第19条関係) 宿泊施設使用料												
施設名	区 分	単 位	使 用 料 (円)		区 分						単 位	使 用 料		
宿 泊 室	基 本 料 金	1 人 3 時 間 以 内	200		宿 泊 室						大 人	1人1泊(1部屋を2人以上で使用する	4,000円	
	超 過 料 金	超過時間1時間当たり	100									小 人	場合。入浴料も含む。)	2,000円
	団 体	基本料金	1 人 3 時 間 以 内	100									3 歳 未 満	無料
	体	超過料金	超過時間1時間当たり	50							休 息	1時間	500円	
ケビン	基 本 料 金	1 棟 3 時 間 以 内	4人まで	1,950	備考 1 大人は、中学生以上をいう。 2 小人は、小学生以下をいう。 3 1部屋に1人で宿泊する場合は、上記の料金に2,000円を加算する。 4 3歳未満の者が寝具を使用する場合は、小人の使用料を徴収する。 5 宿泊の場合の利用時間は、原則として午後3時から翌日午前10時までとする。ただし、2日以上継続して使用する場合到着日及び出発日を除く休息の使用料は、無料とする。									
			5人目から1人当たり	490										
	基 本 料 金	超過時間1時間当たり	4人まで	980										
			5人目から1人当たり	250										
備考 使用時間が基本時間(3時間)に満たないときは基本時間とみなし、超過時間が1時間に満たないときは1時間とみなす。														
別表第３ 設備備品使用料(第7条関係)					別表第４(第19条関係) 食堂使用料									
設備備品名		単 位	使 用 料 (円)		名 称		単 位	使 用 料						
大 型 テ ン ト		1 張 1 日 当 た り	980		食 堂		1 ヶ 月	83,000円						
キャンプセット(テント、食器セット)		1 式 1 泊 2 日 当 た り	1,460		備考 1 電気・ガス・水道の使用料は、実費とする。									
		2 日目以降1泊当たり	680											
マ イ ク 設 備		1 式 1 回 当 た り	490											
備考 1回とは、開会から閉会まで、又は開演から終演までとする。														
別表第４ 食堂等使用料(第12条関係)														
名 称		単 位	使 用 料 (円)											
食 堂		1 箇 月	7,770											
パ ー ベ キ ュ ー 棟		1 箇 月	1,950											
備考 電気及びガス等の使用料は、別に市長が定める。														

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目	使用料																																																																																					
事 務 事 業 名	ハイウェイオアシスの使用料		専 門 部 会 名	都市計画部会	分 科 会 名	都市計画分科会																																																																																			
調 整 方 針	石鎚山ハイウェイオアシス館の使用料については、現行のとおりとする。																																																																																								
事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容																																																																																					
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町																																																																																						
該当なし	該当なし	該当なし	[小松町都市公園条例] (使用料) 第10条 法(都市公園法)第5条第2項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設(以下「有料公園等」という。)を利用しようとする者は、別表第３に掲げる額の使用料を納付しなければならない。 2 (省略) 別表第３(第10条関係) <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>単 位</th><th>使 用 料 (円)</th></tr><tr><td rowspan="2">有</td><td rowspan="2">花木園</td><td rowspan="2">オートキャンプ サイト</td><td>1泊2日1区画につき</td><td>16時～翌日9時</td><td>2,000</td></tr><tr><td>デイキャンプ 1区画1日につき</td><td>9時～16時</td><td>1,000</td></tr><tr><td rowspan="2">料</td><td>イベント広場</td><td colspan="2">営利を目的とした場合</td><td>1平方メートル 1日につき</td><td>3</td></tr><tr><td rowspan="12">公 園</td><td rowspan="2">石鎚山ハイウェイオアシス館</td><td rowspan="2">大ホール</td><td>会場使用料</td><td>1時間につき</td><td>1,200</td></tr><tr><td>冷暖房使用料</td><td>＃</td><td>600</td></tr><tr><td rowspan="2">中会議室</td><td>会場使用料</td><td>＃</td><td>300</td></tr><tr><td>冷暖房使用料</td><td>＃</td><td>150</td></tr><tr><td rowspan="2">中会議室</td><td>会場使用料</td><td>＃</td><td>400</td></tr><tr><td>冷暖房使用料</td><td>＃</td><td>200</td></tr><tr><td rowspan="2">小会議室</td><td>会場使用料</td><td>＃</td><td>300</td></tr><tr><td>冷暖房使用料</td><td>＃</td><td>150</td></tr><tr><td rowspan="2">小会議室</td><td>会場使用料</td><td>＃</td><td>400</td></tr><tr><td>冷暖房使用料</td><td>＃</td><td>200</td></tr><tr><td colspan="2">望遠鏡</td><td colspan="2">1回につき</td><td>100</td></tr><tr><td rowspan="5">施 設</td><td rowspan="5">石鎚館入館料</td><td colspan="2">(個人利用)</td><td rowspan="2">1人1回につき</td><td rowspan="2">300</td></tr><tr><td colspan="2">・6歳以上15歳未満の者</td></tr><tr><td colspan="2">・15歳以上の者</td><td>＃</td><td>500</td></tr><tr><td colspan="2">(団体利用～15人以上の団体が利用する場合をいう)</td><td rowspan="2">1人1回につき</td><td rowspan="2">240</td></tr><tr><td colspan="2">・6歳以上15歳未満の者</td></tr><tr><td colspan="2">・15歳以上の者</td><td>＃</td><td>400</td></tr></table>			区 分		単 位	使 用 料 (円)	有	花木園	オートキャンプ サイト	1泊2日1区画につき	16時～翌日9時	2,000	デイキャンプ 1区画1日につき	9時～16時	1,000	料	イベント広場	営利を目的とした場合		1平方メートル 1日につき	3	公 園	石鎚山ハイウェイオアシス館	大ホール	会場使用料	1時間につき	1,200	冷暖房使用料	＃	600	中会議室	会場使用料	＃	300	冷暖房使用料	＃	150	中会議室	会場使用料	＃	400	冷暖房使用料	＃	200	小会議室	会場使用料	＃	300	冷暖房使用料	＃	150	小会議室	会場使用料	＃	400	冷暖房使用料	＃	200	望遠鏡		1回につき		100	施 設	石鎚館入館料	(個人利用)		1人1回につき	300	・6歳以上15歳未満の者		・15歳以上の者		＃	500	(団体利用～15人以上の団体が利用する場合をいう)		1人1回につき	240	・6歳以上15歳未満の者		・15歳以上の者		＃	400	現行のとおりとする。
区 分		単 位	使 用 料 (円)																																																																																						
有	花木園	オートキャンプ サイト	1泊2日1区画につき	16時～翌日9時	2,000																																																																																				
			デイキャンプ 1区画1日につき	9時～16時	1,000																																																																																				
料	イベント広場	営利を目的とした場合		1平方メートル 1日につき	3																																																																																				
	公 園	石鎚山ハイウェイオアシス館	大ホール	会場使用料	1時間につき	1,200																																																																																			
冷暖房使用料				＃	600																																																																																				
中会議室		会場使用料	＃	300																																																																																					
		冷暖房使用料	＃	150																																																																																					
中会議室		会場使用料	＃	400																																																																																					
		冷暖房使用料	＃	200																																																																																					
小会議室		会場使用料	＃	300																																																																																					
		冷暖房使用料	＃	150																																																																																					
小会議室		会場使用料	＃	400																																																																																					
		冷暖房使用料	＃	200																																																																																					
望遠鏡		1回につき		100																																																																																					
施 設		石鎚館入館料	(個人利用)		1人1回につき	300																																																																																			
	・6歳以上15歳未満の者																																																																																								
	・15歳以上の者		＃	500																																																																																					
	(団体利用～15人以上の団体が利用する場合をいう)		1人1回につき	240																																																																																					
	・6歳以上15歳未満の者																																																																																								
・15歳以上の者		＃	400																																																																																						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目	使用料											
事 務 事 業 名	少年自然の家の使用料		専 門 部 会 名	教育部会	分 科 会 名	教育総務分科会									
調 整 方 針	少年自然の家の使用料については、現行のとおりとする。														
事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容										
西 条 市		東 予 市	丹 原 町	小 松 町											
[西条少年自然の家設置及び管理条例] (使用料) 第5条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 2 （省略） 別表(第5条関係)<table><tr><td>区 分</td><td>使 用 料 （ １ 日 に つ き ）</td></tr><tr><td>小 ・ 中 学 生</td><td>350円</td></tr><tr><td>高 校 ・ 大 学 生</td><td>400円</td></tr><tr><td>一 般</td><td>500円</td></tr></table> 備考 1 上表の使用料には、食事に要する費用及び野営の用に供する燃料、消耗品等の費用を含まない。 2 小・中学生を引率する場合の教員の使用料は、小・中学生の使用料と同額とする。		区 分	使 用 料 （ １ 日 に つ き ）	小 ・ 中 学 生	350円	高 校 ・ 大 学 生	400円	一 般	500円	該当なし	該当なし	該当なし		現行のとおりとする。	
区 分	使 用 料 （ １ 日 に つ き ）														
小 ・ 中 学 生	350円														
高 校 ・ 大 学 生	400円														
一 般	500円														

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目		使用料																																																																									
事 務 事 業 名		社会教育施設の使用料・入館料等		専 門 部 会 名		教育部会	分 科 会 名	社会教育分科会																																																																							
調 整 方 針		社会教育施設の使用料・入館料等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																													
事 務 事 業 の 現 況								具体的な調整内容																																																																							
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町																																																																									
[西条市立郷土博物館設置条例] 使用料に関する規定なし。 [西条市考古歴史館設置及び管理条例] (望遠鏡使用料) 第3条 考古歴史館備付けの望遠鏡を使用しようとする者は、1回につき10円の使用料を納付しなければならない。 [西条市こどもの国設置及び管理条例] (観覧料) 第5条 プラネタリウムの投影を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。 2 (省略) 別表 プラネタリウム観覧料(第5条関係) <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">観 覧 料</th></tr><tr><th>1 人 1 回</th><th>団 体 1 人 1 回</th></tr><tr><td>大 人</td><td>200円</td><td>160円</td></tr><tr><td>大 学 生</td><td>100円</td><td>80円</td></tr><tr><td>中 学 生</td><td>50円</td><td>40円</td></tr><tr><td>小 学 生</td><td></td><td></td></tr></table> 備考 団体とは、引率者のある30人以上のものをいう。 [西条市生涯学習の館設置及び管理条例] (使用料) 第6条 使用者は、使用の区分に従い、別表に定める使用料を前納しなければならない。 2 (省略) 別表 使用料(第6条関係) <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>1 時 間 当 た り</th></tr><tr><td colspan="2">第 1 音 楽 練 習 室</td><td>300円</td></tr><tr><td colspan="2">第 2 音 楽 練 習 室</td><td>100円</td></tr><tr><td rowspan="2">ア ト リ エ</td><td>団 体</td><td>200円</td></tr><tr><td>個 人</td><td>50円</td></tr><tr><td rowspan="2">工 房</td><td>団 体</td><td>200円</td></tr><tr><td>個 人</td><td>50円</td></tr></table> 備考 1 冷暖房を使用する場合は、上記金額の5割増とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。 2 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 3 使用時間が1時間に満たない場合は1時間とする。 4 使用時間を超過した場合は、超過時間につき上記金額を加算して追徴する。 5 団体とは、5人以上が使用する場合をいう。		区 分	観 覧 料		1 人 1 回	団 体 1 人 1 回	大 人	200円	160円	大 学 生	100円	80円	中 学 生	50円	40円	小 学 生			区 分		1 時 間 当 た り	第 1 音 楽 練 習 室		300円	第 2 音 楽 練 習 室		100円	ア ト リ エ	団 体	200円	個 人	50円	工 房	団 体	200円	個 人	50円	[東予市立郷土館設置及び管理条例] (使用料) 第9条 前条の許可を受けて使用する者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。以下省略。 別表 郷土館施設使用料 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>使 用 単 位</th><th>使 用 料</th></tr><tr><td colspan="2">第一展示室</td><td>1日あたり</td><td>2,000円</td></tr></table> 備考 (1)土曜日及び日曜日に使用する場合は、2割を加算する。 (2)入場料を徴収する場合は、次により加算する。 入場料 500円未満 2割 入場料 500円以上1,000円未満 3割 入場料 1,000円以上 5割 (3)冷暖房施設を使用する場合は、7割を加算する。 (4)前3号により計算して得た使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。	区 分		使 用 単 位	使 用 料	第一展示室		1日あたり	2,000円	[佐伯記念館・郷土資料館設置条例] (使用料) 第6条 使用料は、次の各号に定める額の範囲内において教育委員会が定める額とする。 (1)入 館 料 常時展示 無料 特別展示 1人 500円 (2)施設使用料 研修室 1日3,000円、ただし、5時間未満2,000円	[史跡近藤篤山旧邸の管理運営規則] (入館料) 第5条 篤山邸を見学しようとする者は、小松町使用料条例に定める入館料を納付しなければならない。 小松町使用料条例別表 <table><tr><th>区 分</th><th>財産の 名称</th><th>使用単 位</th><th>会場 使用 料</th><th>冷暖 房使 用料</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="5">史 跡 近 藤 篤 山 旧 邸</td><td>座 敷</td><td>1時間につき</td><td>120円</td><td>70円</td><td>暖房器具とはホットカーベット及び石油ファンヒーター、冷房器具とは扇風機とする。</td></tr><tr><td>居 間</td><td>＃</td><td>120円</td><td>70円</td><td>＃</td></tr><tr><td rowspan="3">入 館 料 (全 館)</td><td>1回につき大人</td><td>200円</td><td></td><td>小人及び幼児以外の者をいう。</td></tr><tr><td>＃ 団体</td><td>150円</td><td></td><td>大人15名以上の場合をいう。</td></tr><tr><td>＃ 小人</td><td>100円</td><td></td><td>小学生及び中学生をいう。(ただし、町内在住者は無料)</td></tr></table>	区 分	財産の 名称	使用単 位	会場 使用 料	冷暖 房使 用料	備 考	史 跡 近 藤 篤 山 旧 邸	座 敷	1時間につき	120円	70円	暖房器具とはホットカーベット及び石油ファンヒーター、冷房器具とは扇風機とする。	居 間	＃	120円	70円	＃	入 館 料 (全 館)	1回につき大人	200円		小人及び幼児以外の者をいう。	＃ 団体	150円		大人15名以上の場合をいう。	＃ 小人	100円		小学生及び中学生をいう。(ただし、町内在住者は無料)	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
区 分	観 覧 料																																																																														
	1 人 1 回	団 体 1 人 1 回																																																																													
大 人	200円	160円																																																																													
大 学 生	100円	80円																																																																													
中 学 生	50円	40円																																																																													
小 学 生																																																																															
区 分		1 時 間 当 た り																																																																													
第 1 音 楽 練 習 室		300円																																																																													
第 2 音 楽 練 習 室		100円																																																																													
ア ト リ エ	団 体	200円																																																																													
	個 人	50円																																																																													
工 房	団 体	200円																																																																													
	個 人	50円																																																																													
区 分		使 用 単 位	使 用 料																																																																												
第一展示室		1日あたり	2,000円																																																																												
区 分	財産の 名称	使用単 位	会場 使用 料	冷暖 房使 用料	備 考																																																																										
史 跡 近 藤 篤 山 旧 邸	座 敷	1時間につき	120円	70円	暖房器具とはホットカーベット及び石油ファンヒーター、冷房器具とは扇風機とする。																																																																										
	居 間	＃	120円	70円	＃																																																																										
	入 館 料 (全 館)	1回につき大人	200円		小人及び幼児以外の者をいう。																																																																										
		＃ 団体	150円		大人15名以上の場合をいう。																																																																										
		＃ 小人	100円		小学生及び中学生をいう。(ただし、町内在住者は無料)																																																																										

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）				細 項 目		使用料																
事 務 事 業 名		社会体育施設の使用料				専 門 部 会 名		教育部会	分 科 会 名	社会体育分科会														
調 整 方 針		社会体育施設の使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																						
事 務 事 業 の 現 況											具体的な調整内容													
西 条 市		東 予 市				丹 原 町			小 松 町															
[西条市都市公園条例] (有料施設の使用料) 第10条の2 公園施設のうち水泳プール及び照明施設の使用料は、別表第2及び別表第3のとおりとする。 2 （省略） 別表第2 水泳プール使用料(第10条の2関係)		[東予市公園条例] (有料公園施設の設置) 第2条の2 有料公園施設を次のとおり設置する。				[丹原町都市公園条例] (有料公園及び有料公園施設) 第7条 有料公園(有料で利用させる都市公園又は都市公園の一区域をいう。以下同じ。)及び有料公園施設(町の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第2のとおりとする。 2,3 （省略） 別表第2 (第7条関係)			[小松町都市公園条例] (有料公園及び有料公園施設) 第7条 有料公園(有料で利用させる都市公園又は都市公園の一区域をいう。以下同じ。)及び有料公園施設(町の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第2のとおりとする。 2,3 （省略） 別表第2 (第7条関係)		新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。													
公園別	名 称	区分	種 別	使 用 料	有 料 公 園 施 設 の 属 する 公 園		有 料 公 園 施 設 の 名 称		公 園 名	施 設 名		公 園 名	施 設 名											
西 条 運 動公園	西条運動公園総合プール	個人	大 人	1人1回 300円	東 予 市 運 動 公 園	テニスコート・球技場・夜間照明施設・プール・多目的広場・海浜広場・野球場		丹 原 総 合 公 園	多 目 的 広 場 テ ニ ス コ ー ト	小松中央公園	多目的広場	小松中央公園	多目的広場											
			高 ・ 中 学 生	1人1回 200円						"	庭球場	"	庭球場											
			小 学 生	1人1回 100円						"	夜間照明施設	"	夜間照明施設											
		団体	引率者のある30人以上の小学生	1人1回 80円						"	交通広場	"	交通広場											
			"	グラウンドゴルフ場						"	グラウンドゴルフ場													
			"	花木園						"	花木園													
別表第3 照明施設使用料(第10条の2関係)				別表第1 (第10条関係) 3 有料公園施設(野球場を除く。)を使用する場合		別表第3 (第11条関係)			別表第2 (第7条関係)															
公園別	施 設 別	使 用 料	摘 要	施 設 区 分	使 用 区 分	使 用 料	区 分	単 位	使 用 料	区 分	単 位		使 用 料											
西 条 市 市 民 公 園	運 動 広 場	1時間 900円	1時間に満たないときは、1時間とみなす。		運 動 公 園	テニスコート(1面につき)	1時間につき	200円	100円	昼 間	半面	1時間につき	250円											
西 条 市 西 部 公 園	運 動 広 場	1時間1面 300円									練習コート(1人につき)	1時間につき	50円	30円	夜間照明施設を使用する場合 17～19時	全面	(1時間以内は1時間)	500円						
		部分点灯 1時間1面 900円														テニスコート使用者については、使用時間内に限り、練習コートの使用料を原則として無料とする。	半面	1時間につき	700円					
		全部点灯 1時間 1,700円															全面	(1時間以内は1時間)	1,200円					
神 戸 公 園	テ ニ ス コ ー ト	1時間1面 300円									球技場	午前(8時30分から12時30分) 3,000円 1,500円 午後(13時～17時) 3,000円 1,500円 夏期(4月～9月)(17時～19時) 1,500円 750円 全 日 夏期(4月～9月) 6,000円 3,000円 冬期(10月～3月) 5,000円 2,500円 部分使用 団体等が使用する場合は、上記料金の半額とする。	夜間19～22時	半面	19時～22時	2,000円								
		石 井 記 念公園												運 動 広 場	1時間 500円	全面	19時～22時	3,500円						
																早朝5時半から8時までの1面	250円							
(次ページに続く)													運 動 公 園	夜間照明施設	テニスコート1面1回につき	1,000円		昼 間	1面	1時間につき(1時間以内は1時間)	200円			
																			有 料 公 園 施 設	多 目 的 広 場 (小松中央公園)	昼間(9時～19時)	半 面	1時間につき(1時間以内は1時間)	250
																						夜間	全 面	時間以内は1時間とする。)
			ソフトA面	19時～22時	2,890																			
			ソフトB面	"	2,170																			
			軟式野球	"	4,210																			
			早朝	半 面	5時～8時30分	490																		
			全 面		980																			
			(次ページに続く)																					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）				細 項 目		使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
事 務 事 業 名		社会体育施設の使用料				専 門 部 会 名		教育部会		分 科 会 名		社会体育分科会																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
調 整 方 針																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
事 務 事 業 の 現 況														具体的な調整内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																
西 条 市		東 予 市				丹 原 町				小 松 町																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
（ 続 き ） [西条市野球場設置及び管理条例] (使用料) 第4条 野球場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。) は、別表に定める使用料を直ちに前納しなければならない。 2 （省略） 別表第 1 野球場使用料(第4条関係) (単位 円) <table><tr><th colspan="2">使 用 区 分</th><th colspan="2">使 用 料</th></tr><tr><td rowspan="3">入場料を徴収する場合</td><td>職 業</td><td>1時間につき</td><td>6,000</td></tr><tr><td>一 般 及 び 学 生</td><td>〃</td><td>1,250</td></tr><tr><td>小・中・高校生</td><td>〃</td><td>600</td></tr><tr><td rowspan="3">入場料を徴収しない場合</td><td>職 業</td><td>〃</td><td>1,050</td></tr><tr><td>一 般 及 び 学 生</td><td>〃</td><td>400</td></tr><tr><td>小・中・高校生</td><td>〃</td><td>150</td></tr><tr><td rowspan="3">練習に使用する場合</td><td>職 業</td><td>〃</td><td>750</td></tr><tr><td>一 般 及 び 学 生</td><td>〃</td><td>200</td></tr><tr><td>小・中・高校生</td><td>〃</td><td>100</td></tr><tr><td colspan="2">ピッチング場のみ使用の場合</td><td>1面につき</td><td>100</td></tr></table> 備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 2 1時間に満たないときは、1時間と見なす。 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日(国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を含む。)を除く月曜日から金曜日までの使用料については、上表料金に100分の80を乗じて得た額とする。 4 職業とは、野球を業として行うものをいう。 5 野球以外に使用する場合は料金は、本表に準じて徴収する。		使 用 区 分		使 用 料		入場料を徴収する場合	職 業	1時間につき	6,000	一 般 及 び 学 生	〃	1,250	小・中・高校生	〃	600	入場料を徴収しない場合	職 業	〃	1,050	一 般 及 び 学 生	〃	400	小・中・高校生	〃	150	練習に使用する場合	職 業	〃	750	一 般 及 び 学 生	〃	200	小・中・高校生	〃	100	ピッチング場のみ使用の場合		1面につき	100	（ 続 き ） <table><tr><th rowspan="2">施設区分</th><th rowspan="2">使用区分</th><th colspan="3">使用料</th></tr><tr><th>一般・学生</th><th>中学生</th><th>小学生</th></tr><tr><td rowspan="3">運動公園</td><td rowspan="4">海浜広場</td><td colspan="2">テントサイト1張り1日につき</td><td>100円</td></tr><tr><td>貸しテント</td><td>10人用</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>1張り1日につき</td><td>6人用</td><td>1,000円</td></tr></table> 4 野球場を利用する場合 <table><tr><th colspan="2">使 用 区 分</th><th colspan="3">使 用 料</th></tr><tr><td rowspan="5">入 場 料 を 徴 収 す る 場 合</td><td rowspan="5"></td><td>全日(8時30分～17時)</td><td>52,000円</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>午前(8時30分～12時30分)</td><td>26,000円</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>午後(13時～17時)</td><td>26,000円</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>夜間(17時～21時30分)</td><td>26,000円</td><td>6,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="8">入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合</td><td rowspan="4">大会</td><td>全日(8時30分～17時)</td><td>1,000円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>午前(8時30分～12時30分)</td><td>5,000円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>午後(13時～17時)</td><td>5,000円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>夜間(17時～21時30分)</td><td>5,000円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td rowspan="6">練習</td><td>全日(8時30分～17時)</td><td>7,000円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>午前(8時30分～12時30分)</td><td>3,500円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>午後(13時～17時)</td><td>3,500円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>夜間(17時～21時30分)</td><td>3,500円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td colspan="2">照明施設</td><td>1時間につき</td><td colspan="2">2,000円</td></tr><tr><td colspan="2">スコアボード</td><td>1試合につき</td><td colspan="2">400円</td></tr><tr><td rowspan="4">放送施設</td><td rowspan="4"></td><td>全日(8時30分～17時)</td><td colspan="2">1,500円</td></tr><tr><td>午前(8時30分～12時30分)</td><td colspan="2">1,000円</td></tr><tr><td>午後(13時～17時)</td><td colspan="2">1,000円</td></tr><tr><td>夜間(17時～21時30分)</td><td colspan="2">1,000円</td></tr></table> 備考 1,2,3,4 略 5 市外の者が有料公園施設を使用する場合は、5割加算とする。ただし、プール使用料については、この限りでない。 6 小学生未満の者が有料公園施設を使用する場合は、無料とする。 7 多目的広場の1面とは、団体使用でソフトボール1面程度とする。 8,9,10,11 略				施設区分	使用区分	使用料			一般・学生	中学生	小学生	運動公園	海浜広場	テントサイト1張り1日につき		100円	貸しテント	10人用	1,500円	1張り1日につき	6人用	1,000円	使 用 区 分		使 用 料			入 場 料 を 徴 収 す る 場 合		全日(8時30分～17時)	52,000円	12,000円	午前(8時30分～12時30分)	26,000円	6,000円	午後(13時～17時)	26,000円	6,000円	夜間(17時～21時30分)	26,000円	6,000円				入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	大会	全日(8時30分～17時)	1,000円	4,000円	午前(8時30分～12時30分)	5,000円	2,000円	午後(13時～17時)	5,000円	2,000円	夜間(17時～21時30分)	5,000円	2,000円	練習	全日(8時30分～17時)	7,000円	2,000円	午前(8時30分～12時30分)	3,500円	1,000円	午後(13時～17時)	3,500円	1,000円	夜間(17時～21時30分)	3,500円	1,000円	照明施設		1時間につき	2,000円		スコアボード		1試合につき	400円		放送施設		全日(8時30分～17時)	1,500円		午前(8時30分～12時30分)	1,000円		午後(13時～17時)	1,000円		夜間(17時～21時30分)	1,000円		（ 続 き ） [丹原町B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例] (使用料) 第10条 海洋センターを使用する者は、別表の使用料を納入しなければならない。 別表(第10条関係) <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">使 用 料 (2 時 間 以 内)</th></tr><tr><td rowspan="2">幼 児</td><td>町 内</td><td>100円</td></tr><tr><td>町 外</td><td>100円</td></tr><tr><td rowspan="2">小 ・ 中 学 生</td><td>町 内</td><td>200円</td></tr><tr><td>町 外</td><td>200円</td></tr><tr><td>高 校 生 ・ 一 般</td><td>町 内</td><td>300円</td></tr><tr><td></td><td>町 外</td><td>400円</td></tr></table> 備考 幼児とは小学校入学前の子供をいう。 (次ページに続く)				区 分	使 用 料 (2 時 間 以 内)		幼 児	町 内	100円	町 外	100円	小 ・ 中 学 生	町 内	200円	町 外	200円	高 校 生 ・ 一 般	町 内	300円		町 外	400円	（ 続 き ） <table><tr><th rowspan="2">区</th><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">分</th><th rowspan="2">単 位</th><th colspan="2">使用料(円)</th></tr><tr><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="16">有 料 公 園 施 設</td><td rowspan="3">庭球場</td><td rowspan="2">昼間 (9時～19時)</td><td>1面</td><td>1時間につき(1時間以内は1時間とする。)</td><td>120</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>夜間</td><td>〃</td><td>19時～22時</td><td>1,200</td></tr><tr><td rowspan="3">交 通 広 場</td><td rowspan="2">昼間(9時～12時) (13時～16時)</td><td>ゴーカート</td><td>1台30分につき</td><td>100</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>早朝</td><td>〃</td><td>5時～8時30分</td><td>250</td></tr><tr><td rowspan="10">グラウンド ゴルフ場</td><td rowspan="6">町 内</td><td>高校生以下 の者</td><td>個人</td><td>1人1日につき</td><td>100</td></tr><tr><td></td><td>団体(15名以上)</td><td>〃</td><td>70</td></tr><tr><td></td><td>年間利用者</td><td>1人1年間につき</td><td>5,000</td></tr><tr><td></td><td>上記以外 の者</td><td>個人</td><td>1人1日につき</td><td>200</td></tr><tr><td></td><td></td><td>団体(15名以上)</td><td>〃</td><td>150</td></tr><tr><td></td><td></td><td>年間利用者</td><td>1人1年間につき</td><td>10,000</td></tr><tr><td rowspan="4">町 外</td><td>高校生以下 の者</td><td>個人</td><td>1人1日につき</td><td>150</td></tr><tr><td></td><td>団体(15名以上)</td><td>〃</td><td>120</td></tr><tr><td></td><td>年間利用者</td><td>1人1年間につき</td><td>7,500</td></tr><tr><td></td><td>上記以外 の者</td><td>個人</td><td>1人1日につき</td><td>300</td></tr><tr><td rowspan="12">有 料 公 園 施 設</td><td rowspan="8">多目的広場 (石根ふれあい公園)</td><td rowspan="4">昼間(9時～19時)</td><td></td><td>全面(祝日・ 日曜のみ)</td><td>1時間につき(1時間以内は1時間とする。)</td><td>250</td></tr><tr><td></td><td>全面(平日)</td><td></td><td>無料</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="8">夜間</td><td>〃</td><td>19時～22時</td><td>2,890</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">用具貸出料(クラブ・ボール)</td><td>1セットにつき</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td colspan="5">有料公園施設の昼間使用の場合及び早朝使用の場合は、夜間照明施設を使用することができない。</td><td></td></tr><tr><td colspan="5">有料公園施設の使用料は、使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する時及び営利を目的として使用する場合は、使用料の倍額とする。</td><td></td></tr><tr><td colspan="5">省略</td><td></td></tr></table> (次ページに続く)				区		分	単 位	使用料(円)				有 料 公 園 施 設	庭球場	昼間 (9時～19時)	1面	1時間につき(1時間以内は1時間とする。)	120				夜間	〃	19時～22時	1,200	交 通 広 場	昼間(9時～12時) (13時～16時)	ゴーカート	1台30分につき	100				早朝	〃	5時～8時30分	250	グラウンド ゴルフ場	町 内	高校生以下 の者	個人	1人1日につき	100		団体(15名以上)	〃	70		年間利用者	1人1年間につき	5,000		上記以外 の者	個人	1人1日につき	200			団体(15名以上)	〃	150			年間利用者	1人1年間につき	10,000	町 外	高校生以下 の者	個人	1人1日につき	150		団体(15名以上)	〃	120		年間利用者	1人1年間につき	7,500		上記以外 の者	個人	1人1日につき	300	有 料 公 園 施 設	多目的広場 (石根ふれあい公園)	昼間(9時～19時)		全面(祝日・ 日曜のみ)	1時間につき(1時間以内は1時間とする。)	250		全面(平日)		無料									夜間	〃	19時～22時	2,890														用具貸出料(クラブ・ボール)			1セットにつき	100		有料公園施設の昼間使用の場合及び早朝使用の場合は、夜間照明施設を使用することができない。						有料公園施設の使用料は、使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する時及び営利を目的として使用する場合は、使用料の倍額とする。						省略					
		使 用 区 分		使 用 料																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		入場料を徴収する場合	職 業	1時間につき	6,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			一 般 及 び 学 生	〃	1,250																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			小・中・高校生	〃	600																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		入場料を徴収しない場合	職 業	〃	1,050																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			一 般 及 び 学 生	〃	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			小・中・高校生	〃	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		練習に使用する場合	職 業	〃	750																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			一 般 及 び 学 生	〃	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
小・中・高校生	〃		100																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ピッチング場のみ使用の場合		1面につき	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
施設区分	使用区分	使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		一般・学生	中学生	小学生																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
運動公園	海浜広場	テントサイト1張り1日につき		100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		貸しテント	10人用	1,500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		1張り1日につき	6人用	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
使 用 区 分		使 用 料																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
入 場 料 を 徴 収 す る 場 合		全日(8時30分～17時)	52,000円	12,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		午前(8時30分～12時30分)	26,000円	6,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		午後(13時～17時)	26,000円	6,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		夜間(17時～21時30分)	26,000円	6,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	大会	全日(8時30分～17時)	1,000円	4,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		午前(8時30分～12時30分)	5,000円	2,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		午後(13時～17時)	5,000円	2,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		夜間(17時～21時30分)	5,000円	2,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	練習	全日(8時30分～17時)	7,000円	2,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		午前(8時30分～12時30分)	3,500円	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		午後(13時～17時)	3,500円	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		夜間(17時～21時30分)	3,500円	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
照明施設		1時間につき	2,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
スコアボード		1試合につき	400円																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
放送施設		全日(8時30分～17時)	1,500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		午前(8時30分～12時30分)	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		午後(13時～17時)	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		夜間(17時～21時30分)	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
区 分	使 用 料 (2 時 間 以 内)																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
幼 児	町 内	100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	町 外	100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
小 ・ 中 学 生	町 内	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	町 外	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
高 校 生 ・ 一 般	町 内	300円																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	町 外	400円																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
区		分	単 位	使用料(円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
有 料 公 園 施 設	庭球場	昼間 (9時～19時)	1面	1時間につき(1時間以内は1時間とする。)	120																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		夜間	〃	19時～22時	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	交 通 広 場	昼間(9時～12時) (13時～16時)	ゴーカート	1台30分につき	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		早朝	〃	5時～8時30分	250																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	グラウンド ゴルフ場	町 内	高校生以下 の者	個人	1人1日につき	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
				団体(15名以上)	〃	70																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
				年間利用者	1人1年間につき	5,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
				上記以外 の者	個人	1人1日につき	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
					団体(15名以上)	〃	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
					年間利用者	1人1年間につき	10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		町 外	高校生以下 の者	個人	1人1日につき	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
				団体(15名以上)	〃	120																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
				年間利用者	1人1年間につき	7,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
				上記以外 の者	個人	1人1日につき	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
有 料 公 園 施 設	多目的広場 (石根ふれあい公園)	昼間(9時～19時)		全面(祝日・ 日曜のみ)	1時間につき(1時間以内は1時間とする。)	250																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
				全面(平日)		無料																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		夜間	〃	19時～22時	2,890																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	用具貸出料(クラブ・ボール)			1セットにつき	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	有料公園施設の昼間使用の場合及び早朝使用の場合は、夜間照明施設を使用することができない。																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	有料公園施設の使用料は、使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する時及び営利を目的として使用する場合は、使用料の倍額とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	省略																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）				細 項 目		使用料																																																																																																	
事 務 事 業 名		社会体育施設の使用料				専 門 部 会 名		教育部会	分 科 会 名	社会体育分科会																																																																																															
調 整 方 針																																																																																																									
事 務 事 業 の 現 況											具体的な調整内容																																																																																														
西 条 市			東 予 市		丹 原 町			小 松 町																																																																																																	
(続き) [西条市体育館設置及び管理条例] (使用料) 第4条 体育館の使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。) は、別表第 1 から別表第 3 までに定める使用料を前納しなければならない。 2 (省略) 「別表第 1 から別表第 3 まで」は、別紙に掲載。 [西条市陸上競技場設置及び管理条例] (使用料) 第4条 競技場の使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。) は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 2 (省略) 別表第 1 競技場使用料(第4条関係(第3条第1項本文の場合))					(続き) [東予市市民体育館設置及び管理条例] (使用料) 第11条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。 2 (省略) 「別表」は、別紙に掲載。					(続き) [丹原勤労者体育センターの管理運営に関する条例] (使用料) 第5条 体育センターの使用は有料とし、別表に定める使用料を徴収するものとする。 別表(第5条関係) <table><tr><td colspan="2" rowspan="2">区 分</td><td colspan="2">使用時間</td><td>9時から</td><td>12 時 から</td><td>17時から</td><td>9時から</td><td>9時から</td></tr><tr><td>12時まで</td><td>17時まで</td><td>22時まで</td><td>17時まで</td><td>22時まで</td></tr><tr><td rowspan="2">全面使用</td><td rowspan="2">団体で使用するとき</td><td colspan="2">2,000円</td><td>3,000円</td><td>4,000円</td><td>6,000円</td><td colspan="2">10,000円</td></tr><tr><td colspan="2">1,000円</td><td>1,500円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td><td colspan="2">5,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">部分使用</td><td>団体で競技場の2分の1以下を使用するとき</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>個人で使用するとき</td><td colspan="6">1人2時間ごとに 100円</td><td></td></tr></table> 備考 団体とは10人以上のものをいう。					区 分		使用時間		9時から	12 時 から	17時から	9時から	9時から	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	全面使用	団体で使用するとき	2,000円		3,000円	4,000円	6,000円	10,000円		1,000円		1,500円	2,000円	3,000円	5,000円		部分使用	団体で競技場の2分の1以下を使用するとき								個人で使用するとき	1人2時間ごとに 100円							(続き) [小松町体育館設置及び管理運営条例] (使用料) 第5条 体育館の使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。) は、小松町使用料条例の定めるところによる使用料を前納しなければならない。 小松町使用料条例別表 <table><tr><td>区分</td><td colspan="2">財 産 の 名 称</td><td>使用単位</td><td>会場使用料</td><td>冷暖房使用料</td><td>備 考</td></tr><tr><td rowspan="3">体 育 セ ン タ</td><td colspan="2" rowspan="2">大競技場(1F)</td><td rowspan="2">1時間につき</td><td rowspan="2">円 740</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">大競技場は団体(10人以上)使用の場合に限る。競技場半面使用の場合は、使用料も半額とする。</td></tr><tr></tr><tr><td>小競技場(2F)</td><td>小中学校児童及びこれに準ずる者</td><td>〃</td><td>90</td><td></td><td>団体使用以外とする。ただし、団体で使用する場合は、大競技場の1/4の額とする</td></tr><tr><td>施設</td><td colspan="2">その他一般</td><td>〃</td><td>180</td><td></td><td></td></tr></table> 備考 (1)使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき、及び営利を目的として使用する場合は、使用料の4倍の額とする。 [小松町武道館設置及び管理条例] (使用料) 第5条 武道館の使用料は、小松町使用料条例の定めるところによる。 小松町使用料条例別表 <table><tr><td>区 分</td><td>財産の名称</td><td>使用単位</td><td>会場使用料</td><td>冷暖房使用料</td><td>備 考</td></tr><tr><td>武道館施設</td><td>武道場</td><td>1 時 間 につき</td><td>円 740</td><td></td><td>武道場半面使用の場合は、使用料も半額とする。</td></tr></table> 備考(前掲)					区分	財 産 の 名 称		使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考	体 育 セ ン タ	大競技場(1F)		1時間につき	円 740		大競技場は団体(10人以上)使用の場合に限る。競技場半面使用の場合は、使用料も半額とする。	小競技場(2F)	小中学校児童及びこれに準ずる者	〃	90		団体使用以外とする。ただし、団体で使用する場合は、大競技場の1/4の額とする	施設	その他一般		〃	180			区 分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考	武道館施設	武道場	1 時 間 につき	円 740		武道場半面使用の場合は、使用料も半額とする。
																	区 分		使用時間		9時から	12 時 から	17時から	9時から	9時から																																																																																
12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで																																																																																																					
全面使用	団体で使用するとき	2,000円		3,000円	4,000円	6,000円	10,000円																																																																																																		
		1,000円		1,500円	2,000円	3,000円	5,000円																																																																																																		
部分使用	団体で競技場の2分の1以下を使用するとき																																																																																																								
	個人で使用するとき	1人2時間ごとに 100円																																																																																																							
区分	財 産 の 名 称		使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考																																																																																																			
体 育 セ ン タ	大競技場(1F)		1時間につき	円 740		大競技場は団体(10人以上)使用の場合に限る。競技場半面使用の場合は、使用料も半額とする。																																																																																																			
	小競技場(2F)	小中学校児童及びこれに準ずる者	〃	90		団体使用以外とする。ただし、団体で使用する場合は、大競技場の1/4の額とする																																																																																																			
施設	その他一般		〃	180																																																																																																					
区 分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考																																																																																																				
武道館施設	武道場	1 時 間 につき	円 740		武道場半面使用の場合は、使用料も半額とする。																																																																																																				
別表第 2 (第4条関係(第3条第1項ただし書の場合)) <table><tr><td colspan="3">使 用 区 分</td><td>単 位</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td rowspan="4">ト ラ ッ ク</td><td rowspan="2">一般及び学生</td><td>普 通</td><td>1 人 1 回</td><td>100円</td></tr><tr><td>回 数 券</td><td>1 1 枚 綴</td><td>1,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">高 校 生 以 下</td><td>普 通</td><td>1 人 1 回</td><td>50円</td></tr><tr><td>回 数 券</td><td>1 1 枚 綴</td><td>500円</td></tr></table>					使 用 区 分			単 位	使 用 料	ト ラ ッ ク	一般及び学生	普 通	1 人 1 回	100円	回 数 券	1 1 枚 綴	1,000円	高 校 生 以 下	普 通	1 人 1 回	50円	回 数 券	1 1 枚 綴	500円	(次ページに続く)																																																																																
					使 用 区 分			単 位	使 用 料																																																																																																
ト ラ ッ ク	一般及び学生	普 通	1 人 1 回	100円																																																																																																					
		回 数 券	1 1 枚 綴	1,000円																																																																																																					
	高 校 生 以 下	普 通	1 人 1 回	50円																																																																																																					
		回 数 券	1 1 枚 綴	500円																																																																																																					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目		使用料		
事 務 事 業 名		社会体育施設の使用料		専 門 部 会 名		教育部会	分 科 会 名	社会体育分科会
調 整 方 針								
事 務 事 業 の 現 況								具体的な調整内容
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		
(続き) 別表第 3 (設備・備品使用の場合)								
別表第 4 (物品販売店設置の場合)								
備考								
1 物品販売面積は、1店につき20平方メートル以下とする。								
2 移動物品販売については、別に市長が定める。(次ページに続く)								
別表第 5 (冷房・暖房設備使用の場合)								

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）					細 項 目		使用料					
事 務 事 業 名		社会体育施設の使用料(別紙)					専 門 部 会 名		教育部会		分 科 会 名 社会体育分科会			
調 整 方 針														
西 条 市							東 予 市							具体的な調整内容
[西条市体育館設置及び管理条例] 別表第 1（第4条関係(総合体育館使用料)） 1 第3条第1項本文の場合 (単位 円)							[東予市市民体育館設置及び管理条例] 別表(第11条関係) 体育施設使用料							
		基準時間		9 時～12 時	12 時～17 時	17 時～22 時	超過時間 1時間につき	1時間につき						
使用区分								～17時	17時～					
主 競 技 場	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ	入場料を徴収しないとき (A)		2,600	4,400	5,700	――	1,050	1,350					個人使用の場合 の料金 一般・学生1回 150円 中学生以下1回 100円
		入場料を徴収するとき (B)		7,800	13,200	17,100	3,400	――	――					
	アマチュアスポ ーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき (C)		21,200	35,300	52,900	――	8,100	12,000					
		営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)		42,400	70,600	105,900	21,100	――	――					
第 二 格 技 室	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ	入場料を徴収しないとき (A)		400	800	1,000	200							
		入場料を徴収するとき (B)		1,600	3,200	4,000	800							
	アマチュアスポ ーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき (C)		3,800	6,400	8,300	1,600							
		営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)		7,600	12,800	16,600	3,300							
兼 卓 球 室	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ	入場料を徴収しないとき (A)		300	400	600	100							
		入場料を徴収するとき (B)		600	800	1,200	200							
	アマチュアスポ ーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき (C)		1,100	1,900	2,400	400							
		営利を目的とし入場料を徴収するとき (D)		2,200	3,800	4,800	900							
エ リ ー 室	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ	入場料を徴収しないとき (A)		200	300	400	100							
		入場料を徴収するとき (B)		400	600	800	200							
小 会 議 室	会 議 等	入場料を徴収しないとき (A)		200	300	400	100							
		入場料を徴収するとき (B)		400	600	800	200							
備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 2 使用時間が基準時間に満たないときは基準時間とみなし、超過時間が1時間に満たないときは1時間とみなし、使用時間が1時間に満たないときは1時間とみなす。 3 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収するが、営利を目的としないものについては、使用区分を(C)とする。 4 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収しないが、付随的に営利を得ることがある場合は、使用区分を(D)とする。 5 国民の祝日(国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を含む。)を除く月曜日から金曜日までの使用料については上表料金に100分の80を乗じて得た額とする。 6 上表及び前各項の基準により難い場合等の使用料は、この条例に定めるもののほか、市長が別に定める。														
2 第 3 条 第 1 項ただし書の場合 (単位 円)														
使 用 区 分		使 用 料												
ト レ ニ ン グ 室		一般及び学生		普通		1 人 1 回		100						
				回数券		1 1 枚綴		1,000						
第 一 格 技 室 第 二 格 技 室 弓 道 場 大 会 議 室 兼 卓 球 室		一般及び学生				1 人 1 回		100						
		中学生以下				1 人 1 回		50						
(次ページに続く)														

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い(その２)		細 項 目		使用料		
事 務 事 業 名		社会体育施設の使用料(別紙)		専 門 部 会 名		教育部会	分 科 会 名	社会体育分科会
調 整 方 針								
事 務 事 業 の 現 況							具体的な調整内容	
西 条 市				東 予 市				
(続き) ３ 設備備品使用の場合				(単位 円)				
設 備 ・ 備 品 名	単 位	アマチュアスポーツで入場料を徴収しないとき		アマチュアスポーツで入場料を徴収するとき及びアマチュアスポーツ以外のもの				
ボ ー ダ ー ラ イ ト	1 式 1 回 に つ き	370		750				
シ ー リ ン グ ラ イ ト	同	370		750				
ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	同	220		450				
サイドスポットライト	同	370		750				
サスペンションライト	同	220		450				
アンプ(マイク3本付)	1 台 1 回 に つ き	1,120		2,250				
ワイヤレスマイク	1 本 1 回 に つ き	150		300				
レコードプレーヤー	1 台 1 回 に つ き	220		450				
テ ー プ レ コ ー ダ ー	同	220		450				
ピ ア ノ	同	1,500		3,000				
い す (３ 人 掛)	1 脚 1 日 に つ き	20		30				
い す (１ 人 掛)	同	10		15				
机	同	20		40				
シ ャ ワ ー	1 回 に つ き	100		100				
備考 １ 1回とは、開会から閉会まで又は開演から終演までとする。 ２ ピアノの使用料には、調律料を含まない。								
４ 物品販売店設置の場合				(単位 円)				
使 用 区 分	単 位	館 内		館 外				
物 品 販 売 店	1 店 1 日 に つ き	600		300				
備考 １ 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以内とする。 ２ 移動物品販売については、別に市長が定める。								
５ 部分使用の場合								
使用区分		使用料						
床面の3分の1以下を使用する場合		全面使用について定められた使用区分の使用料の額の3分の1に相当する額						
床面の3分の1を超え2分の1以下を使用する場合		全面使用について定められた使用区分の使用料の額の2分の1に相当する額						
床面の2分の1を超え3分の2以下を使用する場合		全面使用について定められた使用区分の使用料の額の3分の2に相当する額						
６ 冷房・暖房設備使用の場合				(単位 円)				
冷 房 ・ 暖 房 使 用 区 分		ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ		アマチュアスポーツ以外のもの				
主 競 技 場	冷 房	1 階 主 競 技 場	1時間につき	2,000	1時間につき	4,000		
		2 階 観 覧 席	〃	6,000	〃	12,000		
		1 階、2 階 同 時 使 用	〃	8,000	〃	16,000		
	暖 房	1 階 主 競 技 場	〃	1,900	〃	3,800		
		2 階 観 覧 席	〃	5,000	〃	10,000		
		1 階、2 階 同 時 使 用	〃	6,900	〃	13,800		
大会議室兼卓球室	冷 房	〃	350	〃	700			
	暖 房	〃	500	〃	1,000			
小 会 議 室	冷 房	〃	50	〃	100			
	暖 房	〃	100	〃	200			
(次ページに続く)								

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目		使用料																																				
事 務 事 業 名		社会体育施設の使用料(別紙)		専 門 部 会 名		教育部会	分 科 会 名	社会体育分科会																																		
調 整 方 針																																										
事 務 事 業 の 現 況							具体的な調整内容																																			
西 条 市				東 予 市																																						
(続き) 別表第 2 (第4条関係(ひうち体育館使用料)) 1 第3条第1項本文の場合 (単位 円) <table><tr><td>使 用 区 分</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>主 競 技 場</td><td>1時間につき 400</td></tr><tr><td>会 議 室 ・ 研 修 室 1 ・ 研 修 室 2</td><td>1室1時間につき 200</td></tr><tr><td>和 室 1 ・ 和 室 2 ・ ク ラ ブ 室</td><td>1室1時間につき 150</td></tr></table> 備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 3 冷暖房設備を使用するときは、使用料金の3割を加算する。 2 第3条第1項ただし書の場合 (単位 円) <table><tr><td>使 用 区 分</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td rowspan="2">ト レ ニ ン グ 室</td><td>中 高 年 齢 者 1人1回につき 50</td></tr><tr><td>一 般 1人1回につき 100</td></tr><tr><td>和 室 1 ・ 和 室 2</td><td>囲 碁 ・ 将 棋 1組1回につき 50</td></tr></table> 備考 1 中高年齢者とは、45歳以上65歳未満の労働者をいう。 2 1回とは、入館から退館までをいう。 3 部分使用の場合 (単位 円) <table><tr><td>使 用 区 分</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td rowspan="3">主 競 技 場</td><td>バ ド ミ ン ト ン 1 面 1 時間につき 200</td></tr><tr><td>卓 球 2 面 ま で 〃 200</td></tr><tr><td>鉄 棒 〃 200</td></tr></table> 別表第 3 (第4条関係(西部体育館使用料)) 1 第3条第1項本文の場合 (単位 円) <table><tr><td>使 用 区 分</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>主 競 技 場</td><td>1時間につき 400</td></tr><tr><td>第 一 格 技 室 ・ 第 二 格 技 室</td><td>1室1時間につき 100</td></tr></table> 備考 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 2 第3条第1項ただし書の場合 (単位 円) <table><tr><td>使 用 区 分</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>第 一 格 技 室 ・ 第 二 格 技 室</td><td>1人1回につき 50</td></tr></table> 備考 1 1回とは、入館から退館までをいう。 3 部分使用の場合 (単位 円) <table><tr><td>使 用 区 分</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>主 競 技 場</td><td>2 分 の 1 面 以 下 1時間につき 200</td></tr></table>				使 用 区 分	使 用 料	主 競 技 場	1時間につき 400	会 議 室 ・ 研 修 室 1 ・ 研 修 室 2	1室1時間につき 200	和 室 1 ・ 和 室 2 ・ ク ラ ブ 室	1室1時間につき 150	使 用 区 分	使 用 料	ト レ ニ ン グ 室	中 高 年 齢 者 1人1回につき 50	一 般 1人1回につき 100	和 室 1 ・ 和 室 2	囲 碁 ・ 将 棋 1組1回につき 50	使 用 区 分	使 用 料	主 競 技 場	バ ド ミ ン ト ン 1 面 1 時間につき 200	卓 球 2 面 ま で 〃 200	鉄 棒 〃 200	使 用 区 分	使 用 料	主 競 技 場	1時間につき 400	第 一 格 技 室 ・ 第 二 格 技 室	1室1時間につき 100	使 用 区 分	使 用 料	第 一 格 技 室 ・ 第 二 格 技 室	1人1回につき 50	使 用 区 分	使 用 料	主 競 技 場	2 分 の 1 面 以 下 1時間につき 200				
使 用 区 分	使 用 料																																									
主 競 技 場	1時間につき 400																																									
会 議 室 ・ 研 修 室 1 ・ 研 修 室 2	1室1時間につき 200																																									
和 室 1 ・ 和 室 2 ・ ク ラ ブ 室	1室1時間につき 150																																									
使 用 区 分	使 用 料																																									
ト レ ニ ン グ 室	中 高 年 齢 者 1人1回につき 50																																									
	一 般 1人1回につき 100																																									
和 室 1 ・ 和 室 2	囲 碁 ・ 将 棋 1組1回につき 50																																									
使 用 区 分	使 用 料																																									
主 競 技 場	バ ド ミ ン ト ン 1 面 1 時間につき 200																																									
	卓 球 2 面 ま で 〃 200																																									
	鉄 棒 〃 200																																									
使 用 区 分	使 用 料																																									
主 競 技 場	1時間につき 400																																									
第 一 格 技 室 ・ 第 二 格 技 室	1室1時間につき 100																																									
使 用 区 分	使 用 料																																									
第 一 格 技 室 ・ 第 二 格 技 室	1人1回につき 50																																									
使 用 区 分	使 用 料																																									
主 競 技 場	2 分 の 1 面 以 下 1時間につき 200																																									

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）					細 項 目		使用料																																																																																																																																																																											
事 務 事 業 名		文化会館の使用料					専 門 部 会 名		教育部会	分 科 会 名	文化会館分科会																																																																																																																																																																									
調 整 方 針		文化会館の使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																																																																																																																																		
事 務 事 業 の 現 況												具体的な調整内容																																																																																																																																																																								
西 条 市				東 予 市		丹 原 町				小 松 町																																																																																																																																																																										
[西条市総合文化会館設置及び管理条例] (使用料) 第5条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第１に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、使用料を後納することができる。 2 (省略) (喫茶室の使用) 第14条 市長は、喫茶室について、1年以内の期間に限り、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づき、使用を許可することができる。この場合において、市長が必要と認めるときは、同一人に対し、引き続き使用を許可することができる。 2 前項の規定により喫茶室の使用の許可を受けた者は、別表第２に定める使用料を納付しなければならない。 3 (省略) 別表第１(第５条関係) (１)ホール等基本使用料				該当なし		[丹原町文化会館の設置及び管理に関する条例] (使用料) 第7条 文化会館を使用しようとする者は、別表及び町長が別に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。 別表(第7条関係) 文化会館施設使用料				該当なし																																																																																																																																																																										
<table><tr><th>施設の使用時間</th><th>9時～12時</th><th>13時～17時</th><th>18時～22時</th><th>9時～17時</th><th>13時～22時</th><th>9時～22時</th></tr><tr><td>大ホール</td><td>14,000円</td><td>19,000円</td><td>22,000円</td><td>28,000円</td><td>41,000円</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>大ホール（１階のみ）</td><td>11,000円</td><td>15,000円</td><td>18,000円</td><td>22,000円</td><td>33,000円</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>小ホール</td><td>6,000円</td><td>8,000円</td><td>9,000円</td><td>12,000円</td><td>17,000円</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>楽屋１（和室）</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,500円</td><td>1,800円</td><td>2,700円</td><td>3,200円</td></tr><tr><td>楽屋２（大）</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,500円</td><td>1,800円</td><td>2,700円</td><td>3,200円</td></tr><tr><td>楽屋３（大）</td><td>900円</td><td>1,200円</td><td>1,500円</td><td>1,800円</td><td>2,700円</td><td>3,200円</td></tr><tr><td>楽屋４（小）</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>600円</td><td>900円</td><td>1,100円</td></tr><tr><td>楽屋事務室</td><td>300円</td><td>400円</td><td>500円</td><td>600円</td><td>900円</td><td>1,100円</td></tr></table>				施設の使用時間	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	大ホール	14,000円	19,000円	22,000円	28,000円	41,000円	50,000円	大ホール（１階のみ）	11,000円	15,000円	18,000円	22,000円	33,000円	40,000円	小ホール	6,000円	8,000円	9,000円	12,000円	17,000円	20,000円	楽屋１（和室）	900円	1,200円	1,500円	1,800円	2,700円	3,200円	楽屋２（大）	900円	1,200円	1,500円	1,800円	2,700円	3,200円	楽屋３（大）	900円	1,200円	1,500円	1,800円	2,700円	3,200円	楽屋４（小）	300円	400円	500円	600円	900円	1,100円	楽屋事務室	300円	400円	500円	600円	900円	1,100円			<table><tr><th>区分</th><th>部 屋 名</th><th colspan="5">基 本 料 金 (円)</th></tr><tr><th rowspan="2">分</th><th rowspan="2"></th><th>午 前</th><th>午 後</th><th>昼 間</th><th>夜 間</th><th>全 日</th></tr><tr><th>9時～12時</th><th>13時～17時</th><th>9時～17時</th><th>18時～22時</th><th>9時～22時</th></tr><tr><td rowspan="8">一</td><td>ホ ー ル</td><td>11,000</td><td>15,000</td><td>22,000</td><td>18,000</td><td>40,000</td></tr><tr><td>舞台のみ（ホール）</td><td>3,300</td><td>4,500</td><td>6,600</td><td>5,400</td><td>12,000</td></tr><tr><td>小 ホ ー ル</td><td>5,500</td><td>7,500</td><td>11,000</td><td>9,000</td><td>20,000</td></tr><tr><td>練 習 室 1</td><td>1,000</td><td>1,500</td><td>2,500</td><td>2,000</td><td>3,000</td></tr><tr><td>練 習 室 2</td><td>1,000</td><td>1,500</td><td>2,500</td><td>2,000</td><td>3,000</td></tr><tr><td>楽 屋 1</td><td>500</td><td>800</td><td>1,200</td><td>1,000</td><td>2,000</td></tr><tr><td>楽 屋 2</td><td>500</td><td>800</td><td>1,200</td><td>1,000</td><td>2,000</td></tr><tr><td>楽 屋 3</td><td>500</td><td>800</td><td>1,200</td><td>1,000</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="5">階</td><td>楽 屋 4</td><td>500</td><td>800</td><td>1,200</td><td>1,000</td><td>2,000</td></tr><tr><td>ロ ビ ー</td><td>1,000</td><td>1,500</td><td>2,500</td><td>2,000</td><td>3,000</td></tr><tr><td rowspan="4">二</td><td>回廊ギャラリー</td><td>500</td><td>800</td><td>1,500</td><td>1,000</td><td>2,500</td></tr><tr><td>会 議 室 1</td><td>1,500</td><td>2,000</td><td>3,000</td><td>2,500</td><td>5,000</td></tr><tr><td>会 議 室 2</td><td>1,500</td><td>2,000</td><td>3,000</td><td>2,500</td><td>5,000</td></tr><tr><td>会 議 室 3</td><td>1,500</td><td>2,000</td><td>3,000</td><td>2,500</td><td>5,000</td></tr></table>				区分	部 屋 名	基 本 料 金 (円)					分		午 前	午 後	昼 間	夜 間	全 日	9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	9時～22時	一	ホ ー ル	11,000	15,000	22,000	18,000	40,000	舞台のみ（ホール）	3,300	4,500	6,600	5,400	12,000	小 ホ ー ル	5,500	7,500	11,000	9,000	20,000	練 習 室 1	1,000	1,500	2,500	2,000	3,000	練 習 室 2	1,000	1,500	2,500	2,000	3,000	楽 屋 1	500	800	1,200	1,000	2,000	楽 屋 2	500	800	1,200	1,000	2,000	楽 屋 3	500	800	1,200	1,000	2,000	階	楽 屋 4	500	800	1,200	1,000	2,000	ロ ビ ー	1,000	1,500	2,500	2,000	3,000	二	回廊ギャラリー	500	800	1,500	1,000	2,500	会 議 室 1	1,500	2,000	3,000	2,500	5,000	会 議 室 2	1,500	2,000	3,000	2,500	5,000	会 議 室 3	1,500	2,000	3,000	2,500	5,000		
施設の使用時間	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時																																																																																																																																																																														
大ホール	14,000円	19,000円	22,000円	28,000円	41,000円	50,000円																																																																																																																																																																														
大ホール（１階のみ）	11,000円	15,000円	18,000円	22,000円	33,000円	40,000円																																																																																																																																																																														
小ホール	6,000円	8,000円	9,000円	12,000円	17,000円	20,000円																																																																																																																																																																														
楽屋１（和室）	900円	1,200円	1,500円	1,800円	2,700円	3,200円																																																																																																																																																																														
楽屋２（大）	900円	1,200円	1,500円	1,800円	2,700円	3,200円																																																																																																																																																																														
楽屋３（大）	900円	1,200円	1,500円	1,800円	2,700円	3,200円																																																																																																																																																																														
楽屋４（小）	300円	400円	500円	600円	900円	1,100円																																																																																																																																																																														
楽屋事務室	300円	400円	500円	600円	900円	1,100円																																																																																																																																																																														
区分	部 屋 名	基 本 料 金 (円)																																																																																																																																																																																		
分		午 前	午 後	昼 間	夜 間	全 日																																																																																																																																																																														
		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	9時～22時																																																																																																																																																																														
一	ホ ー ル	11,000	15,000	22,000	18,000	40,000																																																																																																																																																																														
	舞台のみ（ホール）	3,300	4,500	6,600	5,400	12,000																																																																																																																																																																														
	小 ホ ー ル	5,500	7,500	11,000	9,000	20,000																																																																																																																																																																														
	練 習 室 1	1,000	1,500	2,500	2,000	3,000																																																																																																																																																																														
	練 習 室 2	1,000	1,500	2,500	2,000	3,000																																																																																																																																																																														
	楽 屋 1	500	800	1,200	1,000	2,000																																																																																																																																																																														
	楽 屋 2	500	800	1,200	1,000	2,000																																																																																																																																																																														
	楽 屋 3	500	800	1,200	1,000	2,000																																																																																																																																																																														
階	楽 屋 4	500	800	1,200	1,000	2,000																																																																																																																																																																														
	ロ ビ ー	1,000	1,500	2,500	2,000	3,000																																																																																																																																																																														
	二	回廊ギャラリー	500	800	1,500	1,000	2,500																																																																																																																																																																													
		会 議 室 1	1,500	2,000	3,000	2,500	5,000																																																																																																																																																																													
		会 議 室 2	1,500	2,000	3,000	2,500	5,000																																																																																																																																																																													
会 議 室 3		1,500	2,000	3,000	2,500	5,000																																																																																																																																																																														
(2)リハーサル室等基本使用料				備考																																																																																																																																																																																
<table><tr><th>施設の使用時間</th><th colspan="2">9 時 ～ 22 時</th></tr><tr><th>施設の名称</th><th colspan="2"></th></tr><tr><td>リハ ー サ ル 室</td><td>1時間につき</td><td>900円</td></tr><tr><td>練 習 室 1 （ 大 ）</td><td>同</td><td>200円</td></tr><tr><td>練 習 室 2 （ 小 ）</td><td>同</td><td>100円</td></tr><tr><td>練 習 室 3 （ 大 ）</td><td>同</td><td>200円</td></tr><tr><td>特 別 会 議 室</td><td>同</td><td>1,500円</td></tr></table>				施設の使用時間	9 時 ～ 22 時		施設の名称			リハ ー サ ル 室	1時間につき	900円	練 習 室 1 （ 大 ）	同	200円	練 習 室 2 （ 小 ）	同	100円	練 習 室 3 （ 大 ）	同	200円	特 別 会 議 室	同	1,500円	1 土曜日、日曜日及び国民の祝日(以下「休日」という。)に使用するとき、基本使用料の2割を加算する。 2 冷暖房を使用するとき、基本使用料の5割を加算する。 3 営利目的に使用するとき又は付随的に営利を得ることがあるときは、基本使用料の5割を加算する。 4 入場料を徴収して使用するとき、次の区分による金額を加算する。入場料の額が2種類以上あるときは、最高額を基準とする。 ア 入場料が1,000円以下のときは、基本使用料の3割を加算する。 (次ページに続く)																																																																																																																																																											
施設の使用時間	9 時 ～ 22 時																																																																																																																																																																																			
施設の名称																																																																																																																																																																																				
リハ ー サ ル 室	1時間につき	900円																																																																																																																																																																																		
練 習 室 1 （ 大 ）	同	200円																																																																																																																																																																																		
練 習 室 2 （ 小 ）	同	100円																																																																																																																																																																																		
練 習 室 3 （ 大 ）	同	200円																																																																																																																																																																																		
特 別 会 議 室	同	1,500円																																																																																																																																																																																		
				（次ページに続く）																																																																																																																																																																																

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）			細 項 目		使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																														
事 務 事 業 名		文化会館の使用料			専 門 部 会 名		教育部会	分 科 会 名	文化会館分科会																																																																																																																																																																																																																																																																																												
調 整 方 針																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																
西 条 市		東 予 市		丹 原 町			小 松 町																																																																																																																																																																																																																																																																																														
（続き） イ 入場料が1,000円を超え3,000円以下のときは、基本使用料の5割を加算する。 ウ 入場料が3,000円を超えるときは、基本使用料の7割を加算する。 5 大ホール及び小ホールを準備、練習等のため当日以外に使用するときは、当該基本使用料の2分の1の額とする。 6 使用時間の延長又は繰り上げは、それぞれ1時間を限度とし、1時間当たりの基本使用料(休日割増及び冷暖房割増加算後の額とする。)に3割を乗じて得た額を加算する。 7 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。 8 使用時間には、準備、後片付け等に要する時間も含むものとする。 9 1時間単位で徴収する基本使用料については、使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 (3)設備、備品等使用料 市長が規則で定める額 別表第2（第14条関係） 喫茶室使用料 <table><tr><td>名 称</td><td>単 位</td><td>使 用 料</td></tr><tr><td>喫 茶 室</td><td>一 箇 月</td><td>42,000円</td></tr></table> 備考 電気・ガス及び下水道の使用料は、市長が規則で定める。（省略） [西条市総合文化会館設置及び管理条例施行規則] 別表第2（第7条関係） 設備、備品関係 <table><tr><td>舞 台 設 備</td><td>単 位</td><td>使 用 料</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>音 響 反 射 板</td><td>1式1回につき</td><td>4,000円</td><td>大ホール</td></tr><tr><td>音 響 反 射 板</td><td>1式1回につき</td><td>2,000円</td><td>小ホール</td></tr><tr><td>所 作 台</td><td>1式1回につき</td><td>6,000円</td><td></td></tr><tr><td>花 道 所 作 台</td><td>1式1回につき</td><td>1,000円</td><td></td></tr><tr><td>松 羽 目 ・ 竹 羽 目</td><td>1式1回につき</td><td>1,500円</td><td></td></tr><tr><td>平 台</td><td>1台1回につき</td><td>200円</td><td></td></tr><tr><td>ひな段用けこみパネル</td><td>1式1回につき</td><td>1,000円</td><td></td></tr><tr><td>金 屏 風</td><td>1双1回につき</td><td>1,500円</td><td></td></tr><tr><td>上 敷 ござ</td><td>1枚1回につき</td><td>200円</td><td></td></tr><tr><td>め くり 台</td><td>1台1回につき</td><td>100円</td><td></td></tr><tr><td>緋 毛 せ ん</td><td>1枚1回につき</td><td>200円</td><td></td></tr><tr><td>長 座 布 団</td><td>1枚1回につき</td><td>200円</td><td></td></tr><tr><td>高 座 用 座 布 団</td><td>1枚1回につき</td><td>200円</td><td></td></tr><tr><td>地 絨 毯</td><td>1枚1回につき</td><td>1,000円</td><td></td></tr><tr><td>紗 幕 （ 黒 ・ 白 ）</td><td>1枚1回につき</td><td>1,000円</td><td></td></tr><tr><td>演 台 （ 3 点 セ ッ ト ）</td><td>1式1回につき</td><td>500円</td><td></td></tr><tr><td>司 会 者 台</td><td>1台1回につき</td><td>200円</td><td></td></tr><tr><td>指 揮 者 台 （ 譜 面 台 付 ）</td><td>1台1回につき</td><td>500円</td><td></td></tr><tr><td>演 奏 者 譜 面 台</td><td>1台1回につき</td><td>100円</td><td></td></tr><tr><td>仮 設 鳥 屋 囲</td><td>1式1回につき</td><td>500円</td><td></td></tr><tr><td>吊 り パ ト ン</td><td>1本1回につき</td><td>300円</td><td></td></tr></table> （次ページに続く）		名 称	単 位	使 用 料	喫 茶 室	一 箇 月	42,000円	舞 台 設 備	単 位	使 用 料	摘 要	音 響 反 射 板	1式1回につき	4,000円	大ホール	音 響 反 射 板	1式1回につき	2,000円	小ホール	所 作 台	1式1回につき	6,000円		花 道 所 作 台	1式1回につき	1,000円		松 羽 目 ・ 竹 羽 目	1式1回につき	1,500円		平 台	1台1回につき	200円		ひな段用けこみパネル	1式1回につき	1,000円		金 屏 風	1双1回につき	1,500円		上 敷 ござ	1枚1回につき	200円		め くり 台	1台1回につき	100円		緋 毛 せ ん	1枚1回につき	200円		長 座 布 団	1枚1回につき	200円		高 座 用 座 布 団	1枚1回につき	200円		地 絨 毯	1枚1回につき	1,000円		紗 幕 （ 黒 ・ 白 ）	1枚1回につき	1,000円		演 台 （ 3 点 セ ッ ト ）	1式1回につき	500円		司 会 者 台	1台1回につき	200円		指 揮 者 台 （ 譜 面 台 付 ）	1台1回につき	500円		演 奏 者 譜 面 台	1台1回につき	100円		仮 設 鳥 屋 囲	1式1回につき	500円		吊 り パ ト ン	1本1回につき	300円			（続き） [丹原町文化会館の管理運営に関する規則] 別表第2（第7条関係） 文化会館設備・備品使用料 <table><tr><td>備 品 名 称</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>舞 台 設 備</td><td>数 量</td><td>単 位</td><td colspan="2">使用料</td></tr><tr><td>音響反射板</td><td>1</td><td>1式</td><td colspan="2">4,000</td></tr><tr><td>金屏風</td><td>2</td><td>1双</td><td colspan="2">1,500</td></tr><tr><td>地がすり</td><td>1</td><td>1枚</td><td colspan="2">1,000</td></tr><tr><td>紗幕</td><td>1</td><td>1枚</td><td colspan="2">1,000</td></tr><tr><td>紅白幕</td><td>1</td><td>1枚</td><td colspan="2">1,000</td></tr><tr><td>浅黄幕</td><td>1</td><td>1枚</td><td colspan="2">1,000</td></tr><tr><td>緋毛仙</td><td>4</td><td>1枚</td><td colspan="2">300</td></tr><tr><td>＼</td><td>6</td><td>1枚</td><td colspan="2">300</td></tr><tr><td>上敷御座</td><td>5</td><td>1枚</td><td colspan="2">300</td></tr><tr><td>＼</td><td>3</td><td>1枚</td><td colspan="2">300</td></tr><tr><td>＼</td><td>2</td><td>1枚</td><td colspan="2">300</td></tr><tr><td>所作台</td><td>26</td><td>1式</td><td colspan="2">6,200</td></tr><tr><td>平台</td><td>6</td><td>1台</td><td colspan="2">200</td></tr><tr><td>＼</td><td>16</td><td>1台</td><td colspan="2">200</td></tr><tr><td>＼</td><td>16</td><td>1台</td><td colspan="2">200</td></tr><tr><td>＼</td><td>12</td><td>1台</td><td colspan="2">200</td></tr><tr><td>＼（変形）</td><td>4</td><td>1台</td><td colspan="2">200</td></tr><tr><td>＼（変形）</td><td>4</td><td>1台</td><td colspan="2">200</td></tr><tr><td>演台・花台3点セット</td><td>1(1)</td><td>1式</td><td colspan="2">500</td></tr><tr><td>司会者台</td><td>1(1)</td><td>1台</td><td colspan="2">200</td></tr><tr><td>指揮者台・指揮者用譜面台</td><td>1</td><td>1式</td><td colspan="2">500</td></tr><tr><td>演奏者用譜面台</td><td>80</td><td>1台</td><td colspan="2">50</td></tr><tr><td>箱足</td><td>30</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>＼</td><td>30</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>木台</td><td>60</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>開き足</td><td>10</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>＼</td><td>10</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>舞 台 設 備</td><td>数 量</td><td>単 位</td><td colspan="2">使用料</td></tr><tr><td>開き足</td><td>10</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>＼</td><td>10</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>ひな段用布ケコミ</td><td>6</td><td>1枚</td><td colspan="2">100</td></tr><tr><td>めくり台</td><td>1</td><td>1台</td><td colspan="2">100</td></tr><tr><td>人形立</td><td>20</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>支木</td><td>20</td><td>—</td><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>国旗・町旗パネル</td><td>2(2)</td><td>1枚</td><td colspan="2">200</td></tr><tr><td>バレーシート</td><td>11</td><td>1巻</td><td colspan="2">1,000</td></tr><tr><td>姿見</td><td>2</td><td>1台</td><td colspan="2">400</td></tr></table> （次ページに続く）	備 品 名 称					舞 台 設 備	数 量	単 位	使用料		音響反射板	1	1式	4,000		金屏風	2	1双	1,500		地がすり	1	1枚	1,000		紗幕	1	1枚	1,000		紅白幕	1	1枚	1,000		浅黄幕	1	1枚	1,000		緋毛仙	4	1枚	300		＼	6	1枚	300		上敷御座	5	1枚	300		＼	3	1枚	300		＼	2	1枚	300		所作台	26	1式	6,200		平台	6	1台	200		＼	16	1台	200		＼	16	1台	200		＼	12	1台	200		＼（変形）	4	1台	200		＼（変形）	4	1台	200		演台・花台3点セット	1(1)	1式	500		司会者台	1(1)	1台	200		指揮者台・指揮者用譜面台	1	1式	500		演奏者用譜面台	80	1台	50		箱足	30	—	—		＼	30	—	—		木台	60	—	—		開き足	10	—	—		＼	10	—	—		舞 台 設 備	数 量	単 位	使用料		開き足	10	—	—		＼	10	—	—		ひな段用布ケコミ	6	1枚	100		めくり台	1	1台	100		人形立	20	—	—		支木	20	—	—		国旗・町旗パネル	2(2)	1枚	200		バレーシート	11	1巻	1,000		姿見	2	1台	400		
名 称	単 位	使 用 料																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
喫 茶 室	一 箇 月	42,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
舞 台 設 備	単 位	使 用 料	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
音 響 反 射 板	1式1回につき	4,000円	大ホール																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
音 響 反 射 板	1式1回につき	2,000円	小ホール																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
所 作 台	1式1回につき	6,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
花 道 所 作 台	1式1回につき	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
松 羽 目 ・ 竹 羽 目	1式1回につき	1,500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
平 台	1台1回につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
ひな段用けこみパネル	1式1回につき	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
金 屏 風	1双1回につき	1,500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
上 敷 ござ	1枚1回につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
め くり 台	1台1回につき	100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
緋 毛 せ ん	1枚1回につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
長 座 布 団	1枚1回につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
高 座 用 座 布 団	1枚1回につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
地 絨 毯	1枚1回につき	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
紗 幕 （ 黒 ・ 白 ）	1枚1回につき	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
演 台 （ 3 点 セ ッ ト ）	1式1回につき	500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
司 会 者 台	1台1回につき	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
指 揮 者 台 （ 譜 面 台 付 ）	1台1回につき	500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
演 奏 者 譜 面 台	1台1回につき	100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
仮 設 鳥 屋 囲	1式1回につき	500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
吊 り パ ト ン	1本1回につき	300円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
備 品 名 称																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
舞 台 設 備	数 量	単 位	使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
音響反射板	1	1式	4,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
金屏風	2	1双	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
地がすり	1	1枚	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
紗幕	1	1枚	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
紅白幕	1	1枚	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
浅黄幕	1	1枚	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
緋毛仙	4	1枚	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
＼	6	1枚	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
上敷御座	5	1枚	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
＼	3	1枚	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
＼	2	1枚	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
所作台	26	1式	6,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
平台	6	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
＼	16	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
＼	16	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
＼	12	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
＼（変形）	4	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
＼（変形）	4	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
演台・花台3点セット	1(1)	1式	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
司会者台	1(1)	1台	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
指揮者台・指揮者用譜面台	1	1式	500																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
演奏者用譜面台	80	1台	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
箱足	30	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
＼	30	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
木台	60	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
開き足	10	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
＼	10	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
舞 台 設 備	数 量	単 位	使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
開き足	10	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
＼	10	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ひな段用布ケコミ	6	1枚	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
めくり台	1	1台	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
人形立	20	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
支木	20	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
国旗・町旗パネル	2(2)	1枚	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
バレーシート	11	1巻	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
姿見	2	1台	400																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）				細 項 目		使用料			
事 務 事 業 名		文化会館の使用料				専 門 部 会 名		教育部会		分 科 会 名	文化会館分科会
調 整 方 針											
事 務 事 業 の 現 況											具体的な調整内容
西 条 市				東 予 市		丹 原 町				小 松 町	
(続き)						(続き)					
大 ホ ー ル 照 明 設 備	単 位	使 用 料	摘 要			照 明 設 備	数量	単位	使用料		
記 憶 式 照 明 操 作 卓	1式1回につき	2,000円				照明操作卓			2,000		
フ ロ セ ニ ア ム サ ス ヘ ッ シ ョ ン ラ イ ト	1列1回につき	1,000円				アッパーホリゾントライト		1列	1,000		
サ ス ペ ン シ ョ ン ラ イ ト	1列1回につき	1,500円				ロアーホリゾントライト		1列	1,000		
ボ ー ダ ー ラ イ ト	1列1回につき	800円				第1ボーダーライト		1列	1,000		
ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	1列1回につき	1,500円				第2ボーダーライト		1列	1,000		
ロ ア ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	1列1回につき	1,000円				第1サスペンションライト	16回路	1列	1,500		
天 井 反 射 板 ラ イ ト	1式1回につき	2,000円				第2サスペンションライト	16回路	1列	1,500		
フ ロ ン ト サ イ ド スポ ッ ト ラ イ ト	1列1回につき	500円				第3サスペンションライト	12回路	1列	1,500		
シ ー リ ン グ ス スポ ッ ト ラ イ ト	1列1回につき	2,000円				第4サスペンションライト	12回路	1列	1,500		
ト ー メ ン タ ル スポ ッ ト ラ イ ト	1列1回につき	600円				フ ロ ン ト サ イ ド スポ ッ ト ラ イ ト		1列	1,000		
セ ン タ ー フ ォ ロ ー ビ ン ス スポ ッ ト ラ イ ト	1台1回につき	1,000円	クセノン2KW			シーリングスポットライト		1列	1,000		
						ト ー メ ン タ ル スポ ッ ト ラ イ ト		1列	500		
小 ホ ー ル 照 明 設 備	単 位	使 用 料	摘 要			天反ライト		1式	2,000		
照 明 操 作 卓	1式1回につき	1,500円				セ ン タ ー ビ ン ス スポ ッ ト ラ イ ト	クセノン 2 Kw	2	1台	1,000	
ボ ー ダ ー ラ イ ト	1列1回につき	600円				ライトスタンド		20	1本	100	
サ ス ペ ン シ ョ ン ラ イ ト	1列1回につき	900円				カラーフィルター		1枚	実費		
ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	1列1回につき	700円				小 ホ ー ル 照 明 設 備	数量	単位	使用料		
ロ ア ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	1列1回につき	700円				照明操作卓			2,000		
フ ロ ン ト サ イ ド スポ ッ ト ラ イ ト	1列1回につき	600円				アッパーホリゾントライト		1列	1,000		
シ ー リ ン グ ス スポ ッ ト ラ イ ト	1列1回につき	1,000円				ロアーホリゾントライト		1列	1,000		
セ ン タ ー フ ォ ロ ー ビ ン ス スポ ッ ト ラ イ ト	1台1回につき	800円	クセノン700W			ボーダーライト		1列	1,000		
						サスペンションライト	8回路	1列	1,500		
大 ・ 小 ホ ー ル 照 明 設 備	単 位	使 用 料	摘 要			サスペンションライト	8回路	1列	1,500		
移 動 用 ス ポ ッ ト ラ イ ト	1台1回につき	300円				フ ォ ロ ー ビ ン ス スポ ッ ト ラ イ ト	クセノン500w	2	1台	500	
特 殊 効 果 器 具	1台1回につき	1,000円				カラーフィルター		1枚	実費		
ラ イ ト ス タ ン ド	1本1回につき	100円				音 響 設 備	数量	単位	使用料		
持 込 電 気 機 器	1Kw1回につき	200円				場内拡声装置		1(1)	1式	3,000	
カ ラ ー フ ィ ル タ ー	1枚1回につき	実費				はね返りスピーカー		4	1対	1,000	
						ステージスピーカー		2(2)	1対	1,000	
音 響 設 備	単 位	使 用 料	摘 要			エレベーターマイク装置	メインのみ	1	1組	1,000	
音 響 調 整 卓	1式1回につき	3,000円	大ホール			電動3点吊りマイク装置	メインのみ	1	1組	1,000	
3 点 吊 り マ イ ク	1本1回につき	1,000円	大ホール			ダイナミックマイク	S M - 58	13	1本	600	
残 響 可 変 装 置	1式1回につき	1,500円	大ホール			"	S M - 57 L	5	1本	600	
音 響 調 整 卓	1式1回につき	2,000円	小ホール			コンデンサマイク	C - 38 B	3	1本	600	
ス テ ー ジ ス ピ ー カ ー	1式1回につき	1,000円				ワイヤレスマイク(ハンド型)	WM - P 873	4(2)	1本	600	
固 定 は ね 返 り ス ピ ー カ ー	1式1回につき	1,000円				" (タ化型)	WM - P 883	2(1)	1本	600	
カ セ ッ ト デ ッ キ	1台1回につき	500円				" (ホー加用)	P S - C 855	2	1本	1,000	
C D プ レ ー ヤ ー	1台1回につき	500円				フロアマイクスタンド		6	1本	200	
デ ジ タ ル オ ー テ ィ オ テ ー プ レ コ ー ダ ー	1台1回につき	500円				"	フレキシブル	5	1本	200	
仕 込 用 小 型 ス ピ ー カ ー (アンプ 付)	1式1回につき	500円				"	ブーム型	5	1本	200	
ダ イ ナ ミ ッ ク マ イ ク	1本1回につき	500円									
(次ページに続く)						(次ページに続く)					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）				細 項 目		使用料						
事 務 事 業 名		文化会館の使用料				専 門 部 会 名		教育部会		分 科 会 名	文化会館分科会			
調 整 方 針														
事 務 事 業 の 現 況											具体的な調整内容			
西 条 市				東 予 市		丹 原 町				小 松 町				
(続き)						(続く)								
音 響 設 備		単 位	使 用 料			摘 要	音 響 設 備		数量			単位	使用料	
コ ン デ ン サ ー マ イ ク		1本1回につき	600円				卓上マイクスタンド		10			1本	200	
ワ イ ヤ レ ス マ イ ク		1本1回につき	1,000円			ハンド型・タイプン型	＃		フレキシブル			7	1本	200
マ イ ク ス タ ン ド		1台1回につき	200円				カセットデッキ					2(1)	1台	500
持 込 電 気 機 器		1Kw1回につき	200円				ＣＤプレーヤー					1(1)	1台	500
							ＭＤデッキ					1	1台	500
そ の 他		単 位	使 用 料			摘 要	オープンデッキ		メインのみ			1	1台	1,000
							そ の 他		数量			単位	使用料	
リ ハ ー サ ル 室 音 響 設 備		1式1回につき	2,000円				映写機 16ミリ		メインのみ			1	1台	3,000
特 別 会 議 室 Ａ Ｖ 設 備		1式1回につき	2,500円				スライドプロジェクター		メインのみ			1	1台	1,000
特 別 会 議 室 プ ロ ジ ェ ク タ ー		1式1回につき	2,000円				スクリーン		メイン・サブ			1(1)	1式	1,000
16ミリ映写機（設備1式含む）		1式1回につき	3,000円				移動式スクリーン					1	1式	300
35・16ミリ兼用映写機(設備1式含む)		1式1回につき	4,500円				実物投影機					1	1台	1,000
同 時 通 訳 シ ス テ ム		1式1回につき	10,000円				グランドピアノ(メインホール)		ヤマハＣＦ - S			1	1台	5,000
電 子 会 議 シ ス テ ム		1式1回につき	5,000円				グランドピアノ(サブホール)		ヤマハＳ6			1	1台	3,000
ピ ア ノ (ス タ ン ウ ェ イ)		1台1回につき	6,000円			大ホール・小ホール	ピアノ調律料							実費
ピ ア ノ (ベ ー ゼ ル ド ル フ ェ ー)		1台1回につき	6,000円			大ホール・小ホール	ビデオデッキ		ホール記録用			2	1台	500
ピ ア ノ (ヤ マ ハ)		1台1回につき	3,000円			リハーサル室	会議室用司会台		拡声装置付き			1	1台	500
液 晶 ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ ー		1式1回につき	2,000円			スクリーン等含む	展示用パネル					100	1枚	200
長 机		1脚1回につき	200円	小ホールで使用する 場合	コンセント使用料		機器1台につき			200				
展 示 パ ネ ル		1台1回につき	200円		ビニールシート		小ホール用	10	—	—				
備考						机			80	—	—			
						椅子			240	—	—			
						時間区分１の使用料(終日の場合 × 3)								

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		使用料・手数料等の取扱い（その２）				細 項 目		使用料																																																																															
事 務 事 業 名		改良住宅の家賃				専 門 部 会 名		都市計画部会	分 科 会 名	住宅管理分科会																																																																													
調 整 方 針		改良住宅の家賃については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																																					
事 務 事 業 の 現 況											具体的な調整内容																																																																												
西 条 市			東 予 市			丹 原 町			小 松 町																																																																														
[西条市小集落改良住宅設置及び管理条例] (家賃の決定) 第9条 改良住宅の家賃を別表のとおり定める。 別表(第2条に規定する設置及び第9条に規定する家賃)			[東予市小集落改良住宅設置及び管理条例] (家賃の決定) 第9条 改良住宅の家賃は、改良法(住宅地区改良法)第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律による改正前の法第12条第1項及び改良令(住宅地区改良法施行令)第13条の2第1項の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令による改正前の令第4条に規定する方法により算定した額の範囲内において、市長が定める。 [東予市小集落改良住宅設置及び管理条例施行規則] (家賃) 第7条 条例第9条に規定する家賃の月額は、別表に定める額とする。 別表(第7条関係)			該当なし			該当なし		新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																																																												
<table><tr><td>地 区 名</td><td>代 表 地 番</td><td>家賃(月額)(円)</td><td>戸数</td><td>建 設 年 度</td></tr><tr><td>上小川東</td><td>西條市大町143番地の3</td><td>4,700</td><td>5</td><td>昭和55年度</td></tr><tr><td>上小川西</td><td>〃 105番地の1</td><td>4,700</td><td>4</td><td>昭和55年度</td></tr><tr><td>下小川東</td><td>〃 370番地の2</td><td>4,700</td><td>2</td><td>昭和55年度</td></tr><tr><td>下小川中</td><td>〃 336番地の5</td><td>4,700</td><td>2</td><td>昭和55年度</td></tr><tr><td>上小川西</td><td>〃 335番地の1</td><td>4,700</td><td>12</td><td>昭和55年度</td></tr><tr><td>西 の 原</td><td>西條市氷見乙1723番地の1</td><td>4,700</td><td>11</td><td>昭和56年度</td></tr></table>			地 区 名	代 表 地 番	家賃(月額)(円)	戸数	建 設 年 度	上小川東	西條市大町143番地の3	4,700		5	昭和55年度	上小川西	〃 105番地の1	4,700	4	昭和55年度	下小川東	〃 370番地の2	4,700	2	昭和55年度	下小川中	〃 336番地の5	4,700	2	昭和55年度	上小川西	〃 335番地の1	4,700	12	昭和55年度	西 の 原	西條市氷見乙1723番地の1	4,700	11	昭和56年度	<table><tr><td>団 地 名</td><td>位 置</td><td>建 設 年 度</td><td>構 造</td><td>戸 数</td><td>家 賃</td></tr><tr><td>新 市 第 1</td><td>東予市新市658番地の1</td><td>52</td><td>簡耐2階2戸建</td><td>8</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>新 市 第 2</td><td>東予市新市644番地</td><td>53</td><td>簡耐2階2戸建</td><td>10</td><td>4,100円</td></tr><tr><td>北 星 第 1</td><td>東予市壬生川680番地の1</td><td>54</td><td>簡耐2階2戸建</td><td>4</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>北 星 第 2</td><td>東予市壬生川611番地</td><td>54</td><td>簡耐2階2戸建</td><td>4</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>北 星 第 3</td><td>東予市壬生川643番地の1</td><td>56</td><td>簡耐2階2戸建</td><td>8</td><td>4,700円</td></tr><tr><td>北 星 第 4</td><td>東予市壬生川605番地の8</td><td>56</td><td>簡耐2階2戸建</td><td>4</td><td>4,700円</td></tr></table>			団 地 名	位 置	建 設 年 度	構 造	戸 数	家 賃	新 市 第 1	東予市新市658番地の1	52	簡耐2階2戸建	8	3,800円	新 市 第 2	東予市新市644番地	53	簡耐2階2戸建	10	4,100円	北 星 第 1	東予市壬生川680番地の1	54	簡耐2階2戸建	4	4,500円	北 星 第 2	東予市壬生川611番地	54	簡耐2階2戸建	4	4,500円	北 星 第 3	東予市壬生川643番地の1	56	簡耐2階2戸建	8	4,700円	北 星 第 4	東予市壬生川605番地の8	56	簡耐2階2戸建	4	4,700円				
地 区 名	代 表 地 番	家賃(月額)(円)	戸数	建 設 年 度																																																																																			
上小川東	西條市大町143番地の3	4,700	5	昭和55年度																																																																																			
上小川西	〃 105番地の1	4,700	4	昭和55年度																																																																																			
下小川東	〃 370番地の2	4,700	2	昭和55年度																																																																																			
下小川中	〃 336番地の5	4,700	2	昭和55年度																																																																																			
上小川西	〃 335番地の1	4,700	12	昭和55年度																																																																																			
西 の 原	西條市氷見乙1723番地の1	4,700	11	昭和56年度																																																																																			
団 地 名	位 置	建 設 年 度	構 造	戸 数	家 賃																																																																																		
新 市 第 1	東予市新市658番地の1	52	簡耐2階2戸建	8	3,800円																																																																																		
新 市 第 2	東予市新市644番地	53	簡耐2階2戸建	10	4,100円																																																																																		
北 星 第 1	東予市壬生川680番地の1	54	簡耐2階2戸建	4	4,500円																																																																																		
北 星 第 2	東予市壬生川611番地	54	簡耐2階2戸建	4	4,500円																																																																																		
北 星 第 3	東予市壬生川643番地の1	56	簡耐2階2戸建	8	4,700円																																																																																		
北 星 第 4	東予市壬生川605番地の8	56	簡耐2階2戸建	4	4,700円																																																																																		
			備考 条例第12条の規定により計算された家賃の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。																																																																																				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目	使用料																																									
事 務 事 業 名	公営墓地の使用料等		専 門 部 会 名	環境部会	分 科 会 名	環境分科会																																							
調 整 方 針	公営墓地の使用料等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																																												
事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容																																									
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町																																										
該当なし	[東予市墓地条例] (使用料) 第4条の2 前条の許可を受ける者のうち、別表第2及び別表第3に掲げる市営墓地を使用しようとする者は、同表に掲げる使用料を第4条の許可と同時に納入しなければならない。ただし、市長が公共事業等に伴い、別表第3に掲げる市営墓地へ墳墓の移転を命令したときは、使用料は徴収しないものとする。 2 前項の規定により、使用料を徴収する場合は、1許可につき1回限りとする。 3 市長は、生活保護者等で遺骨又は遺体を有する者が、市営墓地を使用しようとするときは、使用料を免除することができる。 (管理料) 第4条の3 市営墓地のうち、別表第4に掲げる市営墓地を使用しようとする者は、同表に掲げる管理料を第4条の許可と同時に納入しなければならない。この場合において、1許可につき1回限りとする。 別表第2 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>使 用 料</th><th>備 考</th></tr><tr><td>周布幸木第2</td><td>周布1899番地の1</td><td>1平方メートルにつき 4,500円</td><td></td></tr><tr><td>国安松之上 第2</td><td>国安1014番地の1</td><td>1区画につき 36,000円</td><td>1区画約4平方メートル</td></tr><tr><td>国安松之上 第3</td><td>国安1012番地の1</td><td>1区画につき 180,000円</td><td>1区画約4平方メートル</td></tr></table> 別表第3 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置（代表地番）</th><th>使 用 料</th></tr><tr><td>旭 新 開</td><td>三津屋755番地の2</td><td>1平方メートルにつき 57,500円</td></tr></table> 別表第4 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置（代表地番）</th><th>使 用 料</th></tr><tr><td>旭 新 開</td><td>三津屋755番地の2</td><td>1区画につき 30,000円</td></tr></table>	名 称	位 置	使 用 料	備 考	周布幸木第2	周布1899番地の1	1平方メートルにつき 4,500円		国安松之上 第2	国安1014番地の1	1区画につき 36,000円	1区画約4平方メートル	国安松之上 第3	国安1012番地の1	1区画につき 180,000円	1区画約4平方メートル	名 称	位 置（代表地番）	使 用 料	旭 新 開	三津屋755番地の2	1平方メートルにつき 57,500円	名 称	位 置（代表地番）	使 用 料	旭 新 開	三津屋755番地の2	1区画につき 30,000円	[丹原町公営墓地使用許可要領] 名 称 下町墓地 位 置 丹原町大字丹原81番地の1 使用料 1区画につき190,000円 1区画2.88平方メートル	[小松町墓地条例] (使用料) 第6条 前条の許可を受ける者のうち、別表第2に掲げる墓地を使用しようとする者は、同表に掲げる使用料を許可の際に納付しなければならない。 別表第2（第2条、第4条、第6条関係） <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>区 分</th><th>使 用 料</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2">石根墓地</td><td rowspan="2">小松町大字大頭 乙12番地の1</td><td>1号地</td><td>1区画につき 260,000円</td><td>1区画 4.84平方メートル</td></tr><tr><td>2号地</td><td>1区画につき 336,000円</td><td>1区画 6.25平方メートル</td></tr></table>	名 称	位 置	区 分	使 用 料	備 考	石根墓地	小松町大字大頭 乙12番地の1	1号地	1区画につき 260,000円	1区画 4.84平方メートル	2号地	1区画につき 336,000円	1区画 6.25平方メートル	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
名 称	位 置	使 用 料	備 考																																										
周布幸木第2	周布1899番地の1	1平方メートルにつき 4,500円																																											
国安松之上 第2	国安1014番地の1	1区画につき 36,000円	1区画約4平方メートル																																										
国安松之上 第3	国安1012番地の1	1区画につき 180,000円	1区画約4平方メートル																																										
名 称	位 置（代表地番）	使 用 料																																											
旭 新 開	三津屋755番地の2	1平方メートルにつき 57,500円																																											
名 称	位 置（代表地番）	使 用 料																																											
旭 新 開	三津屋755番地の2	1区画につき 30,000円																																											
名 称	位 置	区 分	使 用 料	備 考																																									
石根墓地	小松町大字大頭 乙12番地の1	1号地	1区画につき 260,000円	1区画 4.84平方メートル																																									
		2号地	1区画につき 336,000円	1区画 6.25平方メートル																																									

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目	使用料																																						
事 務 事 業 名	漁港施設の使用料		専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名 水産業分科会																																					
調 整 方 針	漁港施設の使用料については、現行のとおりとする。																																									
事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容																																					
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町																																							
該当なし	[河原津漁港管理条例] (使用料等) 第13条 甲種漁港施設を利用する者からは、別表第１に掲げる占有料又は使用料(以下「使用料等」という。)を徴収する。 2、3、4 （省略） (土砂採取料等) 第14条 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権限に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法(漁港法)第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者(以下「採取者等」という。)からは、別表第２に掲げる土砂採取料又は占有料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。 ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。 2 （省略） 別表第１(第13条関係) 1 占有料 <table><tr><td>占有物の種別</td><td>単 期 間</td><td>位 数 量</td><td>料 金</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>工 作 物 設 置</td><td>1 月</td><td>1平方メートル</td><td>10円</td><td></td></tr><tr><td>電 柱 支 柱 支 線</td><td>1 年</td><td>1 本</td><td>180円</td><td></td></tr><tr><td>鉄 塔 ・ H 型 柱</td><td>1 年</td><td>1 基</td><td>360円</td><td></td></tr><tr><td>広 告 板 設 置</td><td>1 月</td><td>1平方メートル</td><td>20円</td><td></td></tr><tr><td>広 告 塔 設 置</td><td>1 月</td><td>1平方メートル</td><td>200円</td><td></td></tr></table> 2 使用料 <table><tr><td>占用料等の種別</td><td>施設の種別</td><td>料 金</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>使 用 料</td><td>泊 地</td><td>総トン数1トン当り 1日につき1円</td><td>ただし、漁船の停泊及び船舟の避難による停泊を除く。</td></tr></table> 注 1 占有又は使用の期間が1か年に満たないものは、この表に掲げる料金(日をもって定めるものを除く。)の12分の1を1ヶ月の料金とし、その期間が1ヶ月に満たない場合の料金はこれを1ヶ月とみなし計算する。 2 面積又は長さにおいてこの表に定める単位に満たない端数を生じた場合は、これを切上げて計算する。 3 前2号により計算して得た占用料の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 4 この表に掲げるもの以外のものについては、類似の種別に準じて算定する。 (次ページに続く)	占有物の種別	単 期 間	位 数 量	料 金	摘 要	工 作 物 設 置	1 月	1平方メートル	10円		電 柱 支 柱 支 線	1 年	1 本	180円		鉄 塔 ・ H 型 柱	1 年	1 基	360円		広 告 板 設 置	1 月	1平方メートル	20円		広 告 塔 設 置	1 月	1平方メートル	200円		占用料等の種別	施設の種別	料 金	摘 要	使 用 料	泊 地	総トン数1トン当り 1日につき1円	ただし、漁船の停泊及び船舟の避難による停泊を除く。	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
占有物の種別	単 期 間	位 数 量	料 金	摘 要																																						
工 作 物 設 置	1 月	1平方メートル	10円																																							
電 柱 支 柱 支 線	1 年	1 本	180円																																							
鉄 塔 ・ H 型 柱	1 年	1 基	360円																																							
広 告 板 設 置	1 月	1平方メートル	20円																																							
広 告 塔 設 置	1 月	1平方メートル	200円																																							
占用料等の種別	施設の種別	料 金	摘 要																																							
使 用 料	泊 地	総トン数1トン当り 1日につき1円	ただし、漁船の停泊及び船舟の避難による停泊を除く。																																							

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）				細 項 目	使用料					
事 務 事 業 名	漁港施設の使用料				専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	水産業分科会			
調 整 方 針											
事 務 事 業 の 現 況						具体的な調整内容					
西 条 市		東 予 市		丹 原 町					小 松 町		
		(続き) 別表第 2 (第14条関係)									
		土砂採取料等									
		区 分	種 目	単 位 期 間 数 量	料 金	摘 要					
		土 砂 採 取 料	土 砂	1立方メートル	円 21	こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの					
			かきこみ砂利	同	42						
			砂 ・ 砂 利	同	53						
			栗 石 ・ 玉 石	同	53						
		占 用 料	物干場、物揚場	1年 1平方メートル	20	直径30センチメートル以内を増すことに20円を加算					
			作業場、仮小屋	同 同	26						
			船舶けい留所、浮標	同 同	31						
			広告物設置	同 1基	104						
			電柱、支柱、支線	同 1本	52						
			鉄塔、H型柱	同 1基	104						
			けい船杭	同 1本	20						
			各種機械設置	同 1基	31						
			管類埋架設	同 1メートル	20						
			ケーブル、索道	同 同	4						
			電線類	同 同	2						
			その他の工作物	同 同	36						
			工作物を設けないもの	同 同	20						
注 1 1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとする。 2 別表 1 注の規定は、この表の規定を適用する場合について準用する。											

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）		細 項 目	使用料		
事 務 事 業 名	温泉使用料		専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	観光分科会
調 整 方 針	温泉使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容		
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
該当なし	【東予市温泉配湯条例】 (加入金) 第7条 配湯を受ける場合は、加入金を納入しなければならない。ただし、公共的団体等が営利を目的としない場合はこの限りでない。 (使用料) 第8条 使用料は、1立方メートルにつき120円以内で市長が定める。 2 （省略） 【東予市温泉配湯条例施行規則】 (加入金) 第5条 条例第7条に定める加入金は、浴槽の容量1立方メートルにつき70,000円とする。 (使用料) 第6条 条例第8条の使用料は、基本料金と超過料金との2種とし、次のとおりとする。 (１) 基本料金は、1ヶ月の基本料1立方メートルにつき100円とし、基本量は浴槽の容量1立方メートルに3.5を乗じた数の30倍とする。 (２) 超過料金は、1立方メートルにつき120円とする。	該当なし	【小松町温泉源泉管理条例】 (内湯使用料) 第8条 内湯使用料は、100リットル当たり67円以内において町長が規則で定めた金額により算出した額に、1.05を乗じた額とする。 2 前項の使用料は、使用の翌日20日までに納付しなければならない。この場合において、前項の規定により、算出した額に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。 3 （省略） 【小松町温泉源泉管理条例施行規則】 (内湯使用料) 第6条 条例第8条第1項に基づき、町長が定める額を次のとおり定めるものとする。 (１) 1ヶ月の基本料金は、100リットルにつき56円とし、基本量は浴槽容量の21倍とする。 (２) 超過料金は、100リットルにつき67円とする。 2, 3 （省略）	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その２）			細 項 目	使用料																																																																																																								
事 務 事 業 名	市道の占用料			専 門 部 会 名	建設部会	分 科 会 名	建設分科会																																																																																																						
調 整 方 針	市道の占用料については、道路法の規定に基づき調整する。																																																																																																												
事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容																																																																																																								
西 条 市		東 予 市		丹 原 町				小 松 町																																																																																																					
[西条市道路占用料徴収条例] (占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法(道路法)第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、同意した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額の合計額とする。 別表(第2条関係) 道路占用料表 単位 円				[東予市道路占用料徴収条例] (占用料) 第2条 法(道路法)第32条の規定に基づき、道路占用の許可を受けた者からこの条例の定めるところにより道路占用料(以下「占用料」という。)を徴収する。 (占用料の額) 第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。 2 別表によりがたいもの及び特別に事由のある場合の占用料は、その事件につき市長が別に定める。 別表(第3条関係) 道路占用料表 単位 円				[丹原町道路占用料徴収条例] (占用料) 第2条 法(道路法)第32条の規定に基づき、道路占用の許可を受けた者からこの条例の定めるところにより、道路占用料(以下「占用料」という。)を徴収する。 (占用料の額) 第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。 別表(第3条関係)				[小松町道路占用料徴収条例] (占用料) 第2条 法(道路法)第32条の規定に基づき道路占用の許可を受けた者からこの条例の定めるところにより道路占用料(以下「占用料」という。)を徴収する。 (占用料の額) 第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。 2 別表によりがたいもの及び特別に事由のある場合の占用料は、その事件につき町長が別に定める。 別表(第3条関係) 道路占用料金表				道路法の規定に基づき調整する。																																																																																													
<table><tr><td>占</td><td>用</td><td>物</td><td>件</td><td>単</td><td>位</td><td>占</td><td>用</td><td>料</td></tr><tr><td colspan="4">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td><td rowspan="4">省略(別掲)</td><td rowspan="4">法施行令第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)</td><td colspan="2">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td><td rowspan="4">法施行令第19条の2占用料の額に準拠。丙地(町及び村の区域)</td></tr><tr><td colspan="4">法第32条第1項第2号に掲げる物件</td><td colspan="2">法第32条第1項第2号に掲げる物件</td></tr><tr><td colspan="4">法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</td><td colspan="2">法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</td></tr><tr><td colspan="4">法第32条第1項第5号に掲げる施設</td><td colspan="2">法第32条第1項第5号に掲げる施設</td></tr><tr><td rowspan="4">法施行令第7条第1号に掲げる物件</td><td rowspan="3">看板(アーチであるものを除く。)</td><td>一時的に設けるもの</td><td rowspan="4">表示面積1平方メートルにつき1年</td><td rowspan="4">1,540円</td><td rowspan="4">省略(別掲)</td><td rowspan="4">乙地(市の区域で甲地以外のもの)</td><td colspan="2">法第32条第1項第6号に掲げる施設</td></tr><tr><td>電柱又は電話柱に添架の巻付看板</td><td colspan="2">法施行令第7条第1号に掲げる物件</td></tr><tr><td>電柱又は電話柱に添架の袖付看板</td><td colspan="2">法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料</td></tr><tr><td>標識</td><td>1本につき1年</td><td colspan="2">法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設</td></tr><tr><td colspan="2">アーチ</td><td>車道を横断するもの</td><td rowspan="2">1基につき1月</td><td rowspan="2">の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)</td><td colspan="4">法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場</td></tr><tr><td colspan="2">その他のもの</td><td colspan="4">備考</td></tr><tr><td colspan="4">法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料</td><td colspan="4">省略(別掲)</td><td colspan="4">の区域で甲地以外のもの)</td><td colspan="4">備考</td></tr></table>				占	用	物	件	単	位	占	用	料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物							省略(別掲)	法施行令第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)	法第32条第1項第1号に掲げる工作物		法施行令第19条の2占用料の額に準拠。丙地(町及び村の区域)	法第32条第1項第2号に掲げる物件				法第32条第1項第2号に掲げる物件		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		法第32条第1項第5号に掲げる施設				法第32条第1項第5号に掲げる施設		法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,540円	省略(別掲)	乙地(市の区域で甲地以外のもの)	法第32条第1項第6号に掲げる施設		電柱又は電話柱に添架の巻付看板	法施行令第7条第1号に掲げる物件		電柱又は電話柱に添架の袖付看板	法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		標識	1本につき1年	法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		アーチ		車道を横断するもの	1基につき1月	の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)	法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場				その他のもの		備考				法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料				省略(別掲)				の区域で甲地以外のもの)				備考				備考				1 アークードについては、占用料の額の80％を減額する。 2 電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又はバス・軌道の停留所標識に添架された広告(以下「添架広告」という。)|及び建物、へい、その他道路区域外の工作物又は物件に添架され、道路区域内に突出する広告のうち、表裏2面に表示しているものは、占用料の額の30％を減額する(添架広告のうち巻付広告についてはさらに50％を減額する。)| 3 前2号において、占用料を減額した結果1円未満の端数が生じたときは、少数第1位を四捨五入するものとする。 4,5,6,7 (省略) 8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又はメートルとして計算するものとする。 A(土地の価格)は、近傍類似の土地の時価。				備考				1 金額の単位は円とする。 2 A(土地の価格)は、固定資産税評価額とする。 3,4,5,6 (省略) 7 占用料が年額で定められている占用物件については、占用期間に1年未満の端数がある場合は月割計算とし、なお1月未満の端数がある場合は1月として計算する。 8 占用料が月額で定められている占用物件について、占用期間に1月未満の端数がある場合は切り上げて計算する。 9 占用面積若しくは長さにについて、別表の定めのある単位に満たない端数がある場合は切り上げて計算する。 10 1件の占用料の額が100円に満たない場合は、100円とし、100円を超える場合は10円未満の端数は切り捨てる。				1 消費税法の規定により占用形態の如何にかかわらず、許可期間1月未満のものは、占用料の額に1.05を乗じて得た額とする。ただし、その額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
占	用	物	件	単	位	占	用	料																																																																																																					
法第32条第1項第1号に掲げる工作物				省略(別掲)	法施行令第19条の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)	法第32条第1項第1号に掲げる工作物		法施行令第19条の2占用料の額に準拠。丙地(町及び村の区域)																																																																																																					
法第32条第1項第2号に掲げる物件						法第32条第1項第2号に掲げる物件																																																																																																							
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設						法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設																																																																																																							
法第32条第1項第5号に掲げる施設						法第32条第1項第5号に掲げる施設																																																																																																							
法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,540円	省略(別掲)	乙地(市の区域で甲地以外のもの)	法第32条第1項第6号に掲げる施設																																																																																																						
		電柱又は電話柱に添架の巻付看板					法施行令第7条第1号に掲げる物件																																																																																																						
		電柱又は電話柱に添架の袖付看板					法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料																																																																																																						
	標識	1本につき1年					法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設																																																																																																						
アーチ		車道を横断するもの	1基につき1月	の2占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)	法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場																																																																																																								
その他のもの		備考																																																																																																											
法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料				省略(別掲)				の区域で甲地以外のもの)				備考																																																																																																	

道路法施行令

別 表（第 19 条の 2 関係）

占用物件		占用科			
		単位	所在地		
			甲地	乙地	丙地
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	一本につき 1 年	2,200	1,000	770
	第 2 種電柱		3,400	1,600	1,200
	第 3 種電柱		4,700	2,200	1,600
	第 1 種電話柱		2,000	930	690
	第 2 種電話柱		3,200	1,500	1,100
	第 3 種電話柱		4,500	2,100	1,500
	その他の柱類		150	72	53
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	20	10	7
	地下電線その他地下に設ける線類		10	5	4
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	1,500	700	520
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,000	480	360
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	3,100	1,400	1,100
	郵便差出箱		1,300	600	450
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	26,000	4,400	1,100

	その他のもの		占用面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	3,100	1,400	1,100
法第 32 条第 1 項 第 2 号に掲げる物 件	外径が 0.1 メートル未満のもの		長さ 1 メ ートルに つき 1 年	100	48	36
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満 のもの			150	72	53
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満 のもの			200	95	71
	外径が 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満 のもの			410	190	140
	外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満の もの			1,000	480	360
	外径が 1 メートル以上のもの			2,000	950	710
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設			占用面積	3,100	1,400	1,100
法第 32 条第 1 項 第 5 号に掲げる施 設	地下街及び地下室	階数が 1 の もの	1 平方メ ートルに つき 1 年	A に 0.003 を乗じて得た額		
		階数が 2 の もの		A に 0.005 を乗じて得た額		
		階数が 3 以 上のもの		A に 0.006 を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			17,000	2,900	710
	地下に設ける通路			8,700	1,500	360
	その他のもの			3,100	1,400	1,100
	法第 32 条第 1 項 第 6 号に掲げる施 設	祭礼、縁日等の際し、一時的 に設けるもの		占用面積 1 平方メート ルにつき 1 日	260	44
その他のもの		占用面積 1 平方メート ルにつき 1 月	2,600	440	110	
第 7 条第 1 号に掲 げる物件	看板(アーチであるものを除 く。)	一時的に設 けるもの	表示面積 1 平方メ ートルに つき 1 月	2,600	440	110

		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	26,000	4,400	1,100	車場		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額		
	標識		1本につき1年	2,500	1,100	850			階数が3のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額		
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	260	44	11			階数が4以上のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額		
		その他のもの	1本につき1月	2,600	440	110					Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額		
	幕(第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	260	44	11		その他のもの			Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	2,600	440	110		第7条第8号及び第9号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額		
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき1月	26,000	4,400	1,100				階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額		
		その他のもの		13,000	2,200	540				階数が3のもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額		
	第7条第2号に掲げる工事用無設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	2,600	440	110				階数が4以上のもの	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額		
	第7条第4号に掲げる仮説建築物及び同条第5号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	310	140	110					Aに0.018を乗じて得た額				
第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額									
備考															
. 金額の単位は、円とする。															

所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。

甲地、都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市の区域をいう。

乙地帯の区域で甲地以外のものをいう。

丙地町及び村の区域をいう。

第１種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第２種電柱とは、電柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

第１種電話柱とは、電話柱（電話その他の遺伝又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第２種電話柱とは、電話柱のうち４条又は五条の電線を支持するものを、第３種電話柱とは、電話柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。

井架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

表示面積とは、広告等又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

Aは、近傍類似の土地（[第7条](#)第８号及び第９号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが１平方メートル若しくは１メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに１平方メートル若しくは１メートル未満の端数があるときは、１平方メートル又は１メートルとして計算するものとする。

占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、１月未満の端数があるときは１月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が１月未満であるとき、又はその期間に１月未満の端数があるときは１月として計算するものとする。

使用料・手数料等の取扱いに関する法令

○地方自治法（昭和 22 年 法律第 67 号）

（使用料）

第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（旧慣使用の使用料及び加入金）

第 2 2 6 条 市町村は、第 2 3 8 条の 6 の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第 2 項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

（手数料）

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で 5 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

（分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て）

第 2 2 9 条 第 1 3 8 条の 4 第 1 項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第 1 4 条第 1 項本文又は第 4 5 条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して 3 0 日以内とする。

4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があった日から 2 0 日以内に意見を述べなければならない。

6 第 4 項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第 3 項の処分については、裁判所に出訴することができない。

先 例 地 の 事 例

〔篠山市〕

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。

- (1)幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。
- (2)一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。
- (3)保育所保育料については、国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。
- (4)国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山町の例による。

〔西東京市〕

2市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおり取扱うものとする。

学校施設使用料及び公園使用(占有)料については、田無市の例による。

清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。

事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。

保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。

学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。

〔さぬき市〕

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。

〔周南市〕

新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2市2町で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。

ただし、差異の著しいものや事情により調整の困難なものは、当分の間現行どおりとする。

また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。

〔宇摩合併協議会〕

新市における住民の一体性の確保を図るとともに、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、使用料については、4市町村間で同一又は類似の施設の使用料について可能な限り統一に努めるものとする。

また、手数料についても、可能な限り統一に努めるものとする。

〔南宇和合併協議会〕

施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り、合併後随時に調整する。

手数料(その1)については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に統一する。

〔かみうけな合併協議会〕

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。

手数料については、原則として4町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。

〔新居浜市・別子山村合併協議会〕

- 1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。
- 2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（電算システム関係）の取扱い			細 項 目	電算システム関係		
事 務 事 業 名	電算システム及び情報通信基盤(ネットワーク)の整備			専 門 部 会 名	企画部会	分 科 会 名	電算分科会
調 整 方 針	電算システム関係については、次の基本的な考え方により、市民サービスの低下を招かないよう統合する。 1 合併時に電算システムを統一する。 2 合併前に情報通信基盤(ネットワーク)の整備を図る。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容		
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
電子計算組織の管理運用	【電子計算組織の運用管理】 ・市職員による自前開発 ・電算担当課による集中運用管理 【電子計算組織の概要】 ・基幹部門：汎用機(NEC) 住民記録、印鑑登録、選挙管理、国民年金、保育料、税、国保医療、老人医療、財務会計、下水道、人事給与、市営住宅管理等 ・その他部門：クライアントシステム 介護保険(日立) 工事積算システム(電脳開発) 健康保健(NTTデータ) 図書館システム(NEC)等 ・その他部門：スタンドアロン 企業会計システム (ぎょうせい)等	【電子計算組織の運用管理】 ・パッケージ利用及び業者委託による開発 ・各担当課による運用 【電子計算組織の概要】 ・基幹部門：クライアントシステム(沖電気) 住民記録、印鑑登録、選挙管理、国民年金、保育料、税、国保医療、老人医療、介護保険、財務会計等、 ・その他部門：クライアントシステム 工事積算システム(電脳開発) 議事録検索(ぎょうせい) 図書館システム(富士通)等 ・その他部門：スタンドアロン 職員給与等(沖電気) 水道事業会計(ぎょうせい) 市営住宅管理(愛媛電算)等	【電子計算組織の運用管理】 ・パッケージ利用及び業者委託による開発 ・各担当課による運用 【電子計算組織の概要】 ・基幹部門：クライアントシステム(今治情報センター) 住民記録、印鑑登録、選挙管理、国民年金、保育料、税、国保医療、老人医療、介護保険、財務会計、職員給与、公営住宅管理等 ・その他部門：クライアントシステム 水道事業会計(ぎょうせい) 土木積算(日本ソフト) ・その他部門：スタンドアロン 医療費助成等 ・委託バッチ処理 選挙管理等	【電子計算組織の運用管理】 ・パッケージ利用 ・各担当課による運用 【電子計算組織の概要】 ・基幹部門：メタフレーム(RKKコンピュータサービス) 住民記録、印鑑登録、選挙管理、国民年金、保育料、税、国保医療、老人医療、人事給与、公営住宅管理、財務会計等 ・その他部門：クライアントシステム 介護保険(富士通) 土木積算(蝶野) 図書館システム(富士通) ・その他部門：スタンドアロン 健康管理システム(今治情報センター)等	住民サービスの低下を招かないよう、合併時に電算システムを統一する。		
情報通信基盤(ネットワーク)の整備	【概要】 ・グループウェア(電子メール等) 本庁から各公共施設に接続 (公民館、保育所、幼稚園等) ・情報格差是正対策 タッチパネル式情報端末の設置 (総合文化会館) 市民用パソコンの設置 (公民館、地域交流センター等) ・愛媛スクールネット接続 (各小中学校に接続) ・愛媛情報スーパーハイウェイ接続	【概要】 ・グループウェア(電子メール等) 本庁から各公共施設に接続 (小中学校、公民館、保育所、幼稚園等) ・情報格差是正対策 タッチパネル式情報端末の設置 (公民館、児童館、郵便局等) 市民用パソコンの設置 (庁舎ロビー等) ・愛媛スクールネット接続 (各小中学校に接続) ・愛媛情報スーパーハイウェイ接続	【概要】 ・グループウェア(電子メール等) 本庁から各公共施設に接続 (公民館、保育所、文化会館等) ・情報格差是正対策 タッチパネル式情報端末の設置 (庁舎、文化会館等) 住民用パソコンの設置 (公民館)	【概要】 ・グループウェア(電子メール等) 本庁から各公共施設に接続 (公民館、保育所、幼稚園等) ・情報格差是正対策 住民用パソコンの設置 (公民館、石鎚山ハイウェイオアシス館等)	住民サービスの低下を招かないよう、合併前に情報通信基盤(ネットワーク)の整備を図る。		

先 例 地 の 事 例

〔周南市〕

新市発足と同時に、市政運営や市民生活に支障なく電算処理を行うことを目標に、市民生活に密接に関連した業務を優先しながら、段階的な統合を図る。

〔西東京市〕

当面両市の既存の電算システム(ホストコンピュータ及びシステム)を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。

〔さぬき市〕

新市の電算業務については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、合併時に調整する。

〔宇摩合併協議会〕

合併までに電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないようにする。

〔南宇和合併協議会〕

電算業務については、下記の基本的な考え方を基に総合的に検討し、合併時に電算システムの統合を図るものとする。

- (1) 住民生活に影響が及ばないように十分に配慮する。
- (2) 統合にかかる改修の量及び経費は、極力抑えるように配慮する。
- (3) 地域情報化の推進・サービスの提供等への課題に対応できるようにする。

〔東かがわ市〕

電算システム事業の取扱いについては、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

〔宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会〕

電算システムについては、下記の基本的な考え方を基に総合的に検討し、合併時に統合を図るものとする。

- (1) 住民生活に影響が及ばないように十分に配慮し、住民サービスの向上を図る。
- (2) 4市町間を高速通信網で結び、地域情報化の推進・サービスの提供等への課題に対応できる環境整備を図る。

〔員弁地区町合併協議会〕

電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に基幹系の電算システム中心に統合を図るものとする。

また、他のシステムについては、新市において調整し構築するものとする。